

4 - 1 工事関係書類について

1 本項の目的

本項は、工事関係書類の作成・提出における注意点及び「建築・設備工事関係書類一覧表」「様式集」を示し、発注者（監督員・検査員）及び受注者が共通認識をもち、業務の効率化（書類の簡素化：明確化・集約化・自由化）を図ることを目的とする。

作成不要及び省略できる書類を提出しても工事成績で評価されませんので、必要な書類や様式等を把握し、必要な内容・項目のみ記載してください。

2 検査時の対応

情報共有システムの「書類管理機能【共有書類・検査支援】」で登録したデータは、紙に出力せずに準備したデータをパソコンの画面で確認することにより検査を行う。

紙媒体で作成された書類のみ、紙媒体で検査を行う。

検査に使用するパソコンは、原則として受注者が用意してください。また、必要に応じてディスプレイ等を用意してください。

4 - 2 契約関係書類の作成提出について

1 主任技術者等通知書

(1) 受注者は、**技術者の資格者証及び雇用関係を示す書類の写し**を添付するものとする。

資格を実務経験とする場合には、**技術者の資格者証の写しに替えて経歴書**を添付する。

2 コリンズ（工事实績情報システム）

(1) JACIC（一般財団法人日本建設情報総合センター）からの自動メール送信にて登録内容確認・登録完了報告を行う場合は、受注者からの登録内容確認書の**提出は不要**とする。

(2) 担当監督員は JACIC からメール送信される「**登録のための確認のお願い**」を確認し、署名した書面を添付して**返信**する。メールに添付された**データは受注者が保管**する。

(3) 登録時に JACIC から担当監督員へメール送信される「**登録内容確認書**」のデータは**受注者が保管**し、必要に応じて検査時に提示する。

3 請負代金内訳書

(1) 受注者は、**契約書を作成する全ての工事**について請負代金内訳書を作成し提出するものとする。

(2) 受注者は、請負代金の内訳を表示したものに**法定福利費**を明示する。

4 火災保険その他損害保険証書、法定外労災保険証書

(1) 受注者は、火災保険その他損害保険、法定外労災保険契約を締結した後、その**証書の写しを監督員に提示**するものとする。

(2) 監督員は、受注者から保険証書の提示を受け、火災保険その他損害保険、法定外労災保険の付保の状況を確認するものとする。

4 - 3 工事書類の作成提出について

1 実施工程表

(1) **実施工程表**は、総合施工計画書に添付することで、提出を省略する。

2 施工計画書

(1) **施工計画書**は、受注者が設計図書に基づき、工事着手前に工事目的物の施工手順、工法などを詳細に記載して監督員に提出するものである。

施工計画書は、設計図書に合致し、現場条件を反映させたものとする。

施工計画書の作成項目や作成内容は、「現場説明書」「特記仕様書」等の設計図書に示されたものを具体化して作成する。

工事概要など、総合施工計画書に記載した重複する内容は、工種別施工計画書への記載は不要とする。

使用予定の材料を記載し、品質等を証明する資料を添付する。

(2) **重要な変更**が生じた場合（数量等の軽微な変更以外）は、記載事項に変更や追加が生じたページのみを変更施工計画書として提出するものとする。

「**重要な変更**」とは、工種の追加・削除、工程、施工方法、仮設工法、安全管理等を変更することをいう。

(3) 数量等の**軽微な変更**で施工計画に大きく影響しない場合は、変更施工計画書の提出を省略できる。

「**軽微な変更**」とは、数量等のわずかな変更で施工計画に影響しないものをいう。

(4) 工種別施工計画書は、各工種の工事量が少量の場合は、複数の工種をまとめて作成できる。

3 施工体制台帳

(1) 「静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の取扱いについて」により、下請契約を締結する全ての元請業者は**施工体制台帳**を作成する。

(2) 受注者は、**施工体制台帳**を**工事現場に備える**とともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

(3) 施工体制台帳の構成例を4 - 4に示す。

(4) 施工体制台帳、再下請通知書には作業員名簿を添付し、法令による添付書類はのとおりである。なお、**その他確認書類**は提示とする。

施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

- ・発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）
- ・主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期

間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

- ・専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

再下請通知書の添付書類（建設業法施行規則第14条の4第3項）

- ・再下請通知人が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し（公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く）

4 施工管理技術者通知書

- (1) 施工管理技術者について施工計画書に記載し、資格及び能力を証明する資料を添付する場合は、**提出を省略する。**

なお、標準仕様書では、既成コンクリート杭地業、鋼杭地業、場所打ちコンクリート杭地業、類コンクリートの製造工場、鉄骨製作工場、鉄骨工事の溶接作業及び溶融亜鉛めっき高力ボルト接合について、施工管理技術者が定められている。

5 工事前電力設備の保安責任者通知書

- (1) 工事前電力設備の保安責任者について施工計画書に記載し、必要な資格を証明する資料を添付する場合は、**提出を省略する。**

6 技能士の資格を証明する資料

- (1) 技能士について施工計画書に記載し、資格を証明する資料を添付する場合は、**提出を省略する。**

なお、技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する技能士をいい、適用する作業種別の技能士については特記仕様書に記載されている。

7 技能資格者の資格又は能力を証明する資料

- (1) 技能資格者の資格又は能力について施工計画書に記載し、資格又は能力を証明する資料を添付する場合は、**提出を省略する。**

なお、標準仕様書では、建物の構造耐力を左右する重要な部分の施工や、特殊な技術力が必要な試験等について技能資格者が規定されている。

8 工事工程月報

- (1) 工事工程月報は、契約上定められた書類であり、発注者（監督員）が工事の進捗状況を把握するための資料である。

- (2) 工事工程月報の添付資料は不要であるが、監督員から工事工程月報の内容の確

認を求められた場合、受注者は実施工程表を提示するものとする。

- (3) 工事工程月報は電子メール又は情報共有システムで提出し、紙での提出は不要とする。

9 休日・夜間作業届

- (1) 休日・夜間作業届は電子メール又は情報共有システムで提出し、紙での提出は不要とする。

ただし、休日作業に限り、週間工程表に稼動日を記載することにより提出を省略する旨の協議を事前に行っている場合は、提出は不要とする。

- (2) 緊急の際は口頭、電子メール、F a x による連絡で良いものとする。ただし、後日休日・夜間作業届を提出するものとする。
- (3) 監督員又は検査員が、休日取得状況の確認を行うため、資料(作業日、休業日)がカレンダーに明示され、現場閉所率が計算された資料等)の提示を求めた場合、受注者は応じるものとする。

10 材料検査簿

- (1) 特記仕様書で監督員の検査を受けて使用すべきとされた材料について、材料検査簿を作成する。

ただし、特記仕様書で監督員の検査を受けて使用すべきとされた材料であっても、設計図書に定める JIS 又は JAS のマーク表示のある材料並びに規格、基準等の規格証明書が添付された材料で、監督員の承諾を受けた場合は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして取り扱う。

- (2) 材料検査簿は紙による提出とするが、受注者からの受け渡しを電子メールや情報共有システムで行い、監督員が印刷したものを受理しても良いものとする。
- (3) 監督員は検査実施材料に検印するものとする。
- (4) 材料検査に使用する資料については、受注者が保管するものとし、材料検査簿に添付しないものとする。

11 立会いの請求

- (1) 立会いの請求は、口頭又はメールによるものとし、書類の提出は不要とする。

12 施工報告書

- (1) 施工報告書は、週間工程表又は月間工程表を作成し、表中に施工報告に係る記載をする場合は、提出は不要とする。

13 工事記録簿

- (1) 監督員が請求したときに提示する。
- (2) 工事記録簿と同様の内容が記載された任意書式を提示してもよい。
工事記録簿と同様の内容とは、工事名、工事箇所、着手年月日、完成年月日、

着手年月日から完成年月日までの毎日の工事記録及び天候である。

なお、工事記録欄には、現場の作業状況又は監督員の指示等若しくは指示等に対する対処状況等について記入する。

14 使用材料(機材)報告書

- (1) 施工計画書に使用予定の材料を記載し、品質等を証明する資料を添付した場合は、**提出を省略**する。

15 同等品使用願

- (1) 施工計画書に必要事項を明記した場合は、**提出を省略**する。

16 工事写真

- (1) 工事写真は、「営繕工事写真撮影要領(国土交通省)」により撮影・保存し、電子納品特記仕様書等に基づき提出するものとする。(原則として、電子データで提出する。)
- (2) 検査時に電子データの写真を確認するためのパソコン等は受注者にて準備する。
- (3) 工事写真については**小黑板情報の電子化**を行い、受発注者双方の業務効率化を図る。
- (4) 排出ガス対策型、低騒音型建設機械など、監督員が現場で確認した内容の写真については、**提出不要**とする。

17 安全管理書類

- (1) 工事中の安全確保は大変重要であるため、**施工計画書**に記載するとともに関係法令や仕様書により、十分な安全管理を行う必要があり、その結果を記録したものが**安全管理書類**となる。受注者は、安全管理書類を整理しておき、施工途中に監督員が安全管理に関する資料の**提示**を求めた場合は応じるものとする。

18 創意工夫等

- (1) 創意工夫・社会性等に関する事項については、実施内容と方法を**施工計画書**に記載するものとする。
- (2) 実施状況の報告は**創意工夫・社会性に関する実施状況(説明資料)**の提出とし、添付資料は必要により写真1枚程度とする。なお、監督員が内容に関する説明等を求めた場合は、資料等により説明するものとする。

19 その他

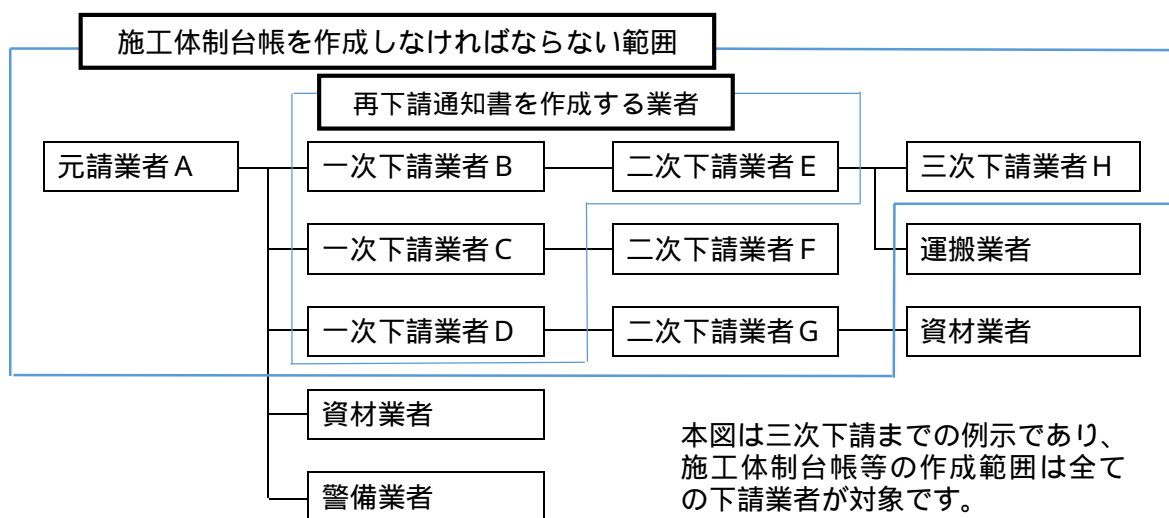
- (1) 建退共受払簿については、完成時に提出する。ただし、掛金収納書の写し、証紙の受領書や証紙を貼り付けた手帳のコピーは不要である。

4 - 4 施工体制台帳の構成

1 施工体制台帳の作成範囲

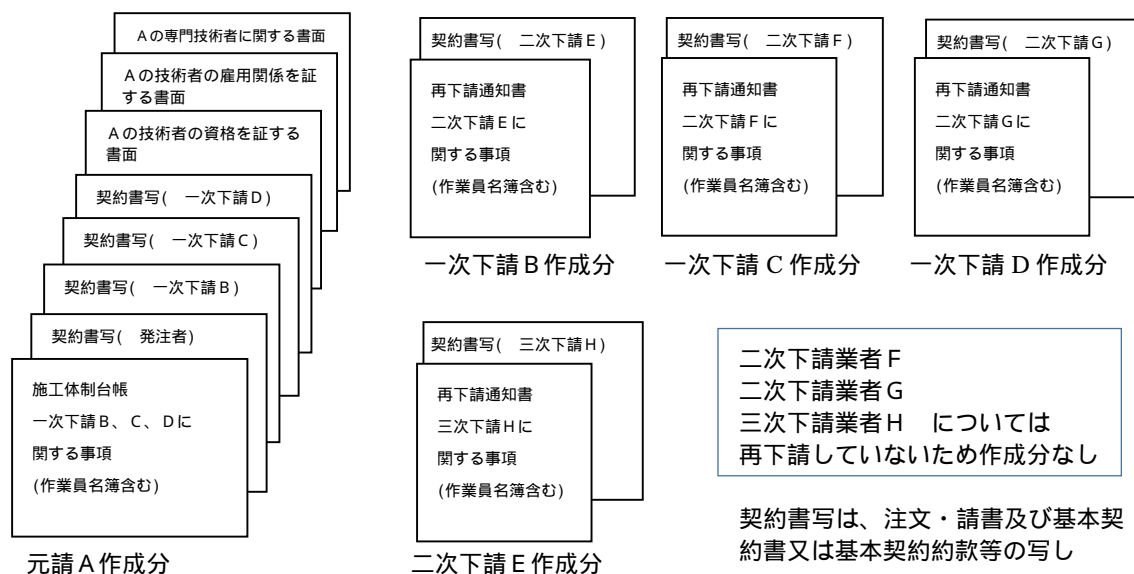
施工体制台帳に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負」契約における全ての下請負人（建設業の許可が無い業者を含む。）を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

なお、建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となる場合もあります。



2 施工体制台帳の構成の例

元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
再下請通知の記載事項と添付書類
と を併せた全体で施工体制台帳となる。



4 - 5 建築・設備工事関係書類一覧表

(1) 提出、提示が必要な書類

小規模工事、少額工事の場合は一部書類を除く

ページ 番号	時期	書類名	受注者作成書類 提出先等			提出根拠等	静岡県 建設 工事 執行 規則	備考
			提出		提示			
			監督員	契約 担当課				
A 契約した時に作成する書類								
	契約時	契約書				・静岡県建設工事執行規則第11条	第11条	・様式は静岡県HP「建設業のひろば」よりダウンロード可能
4-15	契約直後	工程表				・静岡県建設工事請負契約約款第3条 ・現場説明書	第20条	・請負契約締結後10日以内に提出
4-16	契約直後	請負代金内訳書				・静岡県建設工事請負契約約款第3条 ・現場説明書	第20条	・請負契約締結後10日以内に提出 ・4-2 3参照
4-17	契約直後	主任技術者等通知書				・静岡県建設工事請負契約約款第10条 ・現場説明書	第22条	・請負契約締結後10日以内に提出 ・4-2 1参照
	契約直後	建設業退職金共済制度の掛金納入書				・現場説明書		・請負契約締結後30日以内に提出
4-18	契約直後	情報共有・電子納品 事前協議チェックシート (工食用)				・情報共有特記仕様書 ・電子納品特記仕様書 ・静岡県営繕事業に係る情報共有・電子納品運用ガイドライン		
B 工事着手前に作成する書類								
4-19	工事 着手前	施工体制台帳				・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条		・写しを提出する。 ・4-3 3、4-4参照
4-21	工事 着手前	作業員名簿				・標準仕様書(建築1.1.5、電気設備1.1.5、機械設備1.1.5)		・写しを提出する。 ・4-3 3、4-4参照
4-22	工事 着手前	施工体系図				・標準仕様書(建築1.1.5、電気設備1.1.5、機械設備1.1.5)		・写しを提出する。
4-23	工事 着手前	総合施工計画書 工種別施工計画書				・標準仕様書(建築1.2.2、電気設備1.2.2、機械設備1.2.2)		・4-3 2参照
	工事 着手前	実施工程表				・標準仕様書(建築1.2.1、電気設備1.2.1、機械設備1.2.1)		・4-3 1参照
	工事 着手前	施工図				・標準仕様書(建築1.2.3、電気設備1.2.3、機械設備1.2.3)		
	工事 着手前	機器承諾図				・標準仕様書(建築1.2.3、電気設備1.2.3、機械設備1.2.3)		
C 工事施工中に作成する書類								
	工事中	自主検査記録(任意様式)				・特記仕様書		・すべての材料について提出する。任意書式とする。
4-43	工事中	工事工程月報				・静岡県建設工事請負契約約款第3条	第20条	・4-3 8参照
4-44	工事中	指示、承諾、協議書				・標準仕様書(建築1.1.8、電気設備1.1.8、機械設備1.1.8)		・設計図書により、監督員の承諾を受けるもの、提出や報告が必要な書類は、この様式を添付し提出する。
	工事中	工事写真				・標準仕様書(建築1.2.4、電気設備1.2.4、機械設備1.2.4)		・4-3 16参照
4-45	工事中	施工報告書				・標準仕様書(建築1.5.4、電気設備1.5.2、機械設備1.5.3)		・4-3 12参照
4-46	工事中	工事記録簿				・静岡県建設工事請負契約約款第11条	第22条の2	・4-3 13参照

4 - 5 建築・設備工事関係書類一覧表

(1) 提出、提示が必要な書類

小規模工事、少額工事の場合は一部書類を除く

ページ 番号	時期	書類名	受注者作成書類 提出先等			提出根拠等	静岡県 建設 工事 執行 規則	備考
			提出		提示			
			監督員	契約 担当課	受注者 保管			
D 工事完成時に作成する書類								
4-47	完成時	完成届出書				・静岡県建設工事請負契約約款第31条	第39条	
4-48	完成時	引渡書(目録)				・標準仕様書(建築1.7.1、電気設備1.7.1、機械設備1.7.1)		・現場説明書に定められた方法により提出する。
	完成時	完成写真				・現場説明書		・現場説明書に定められた方法により提出する。
	完成時	完成図				・標準仕様書(建築1.7.1、1.7.2、電気設備1.7.1、1.7.2、機械設備1.7.1、1.7.2)		・現場説明書に定められた方法により提出する。
	完成時	保全に関する資料				・標準仕様書(建築1.7.3、電気設備1.7.3、機械設備1.7.3)		・現場説明書に定められた方法により提出する。
	完成時	建設業退職金共済証紙受払簿の写し				・静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱第5		
4-49	完成時	再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書及び建設副産物情報交換システム工事登録証明書				・特記仕様書		・建設副産物情報交換システム(COBRIS)に登録して書類を作成する。
	完成時	電子データを記録させたCD-R				・電子納品特記仕様書		
E 工事検査終了後に作成する書類								
	検査 終了後	請求書				・静岡県建設工事請負契約約款第32条	第40条	
4-54	検査 終了後	請求明細書				・静岡県建設工事執行規則第40条	第40条	・請求書と共に提出する。

4 - 5 建築・設備工事関係書類一覧表

(2) 該当があった場合に提出、提示する書類

小規模工事、少額工事の場合は一部書類を除く

ページ 番号	時期	書類名	受注者作成書類 提出先等			提出根拠等	静岡県 建設 工事 執行 規則	備考
			提出		提示			
			監督員	契約 担当課	受注者 保管			
A 契約する前に作成する書類								
4-55	契約前	建設リサイクル法に基づく説明書				・建設リサイクル法第12条		・建設リサイクル法対象工事の場合は、提出する。 ・工事内容に応じて「別表1~3」4-104~106を添付する。
4-56	契約前	建設リサイクル法第13条及び同省令第4条に基づく書面				・建設リサイクル法第13条		・建設リサイクル法対象工事の場合は、提出する。
B 契約した時に作成する書類								
	契約時	工事実績情報システム(CORINS)の登録内容確認書(受注時)				・工事カルテ特記仕様書 ・現場説明書		・請負契約締結後10日以内 ・4-2 2参照
	契約時	工事実績情報システム(CORINS)の登録内容確認書(工期等変更時)				・工事カルテ特記仕様書		・変更があった日から10日以内 ・4-2 2参照
4-60	契約直後	主任技術者等の経歴書						・4-2 1参照
C 工事着手前に作成する書類								
4-61	工事 着手前	建設リサイクル法に基づく告知書(写し)						・建設リサイクル法対象工事の場合は、提出する。
4-62	工事 着手前	現場代理人の兼任申請書				・「現場代理人の常駐義務緩和等に関する取扱いについて(通知)」(建経業第328号R4.3.14交通基盤部長通知)		・他の工事現場の現場代理人と兼任しようとする場合は、提出する。
4-63	工事 着手前	現場代理人・業務代理人兼任申請書				・「県発注工事の現場代理人と小規模修繕等業務委託の業務代理人の兼任に関する取扱いについて(通知)」(建業第320号R3.2.26交通基盤部長通知)		・現場代理人と業務代理人を兼任しようとする場合は、提出する。
4-64	工事 着手前	VE提案書				・契約後VE特記仕様書(静岡県建設工事請負契約約款第19条の2)		・VE提案する場合は、提出する。
4-68	工事 着手前	実地確認の記録				・静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第10条		・様式は任意だが、県廃棄物リサイクル課のHPに公表しているチェックシート例を参考に作成する。
4-73	工事 着手前	使用材料(機材)報告書				・標準仕様書(建築1.4.2、電気設備1.4.2、機械設備1.4.2)		・施工計画書に記載した使用予定の材料について、品質等を証明する資料を別に提出する場合は、この様式を使用する。 ・4-3 14参照
	工事 着手前	施工管理技術者通知書				・標準仕様書(建築1.3.2)		・4-3 4参照
	工事 着手前	工用電力設備の保安責任者通知書				・標準仕様書(建築1.3.4)		・4-3 5参照
	工事 着手前	技能士の資格を証明する資料				・標準仕様書(建築1.5.2、機械設備1.5.2)		・4-3 6参照
	工事 着手前	技能資格者の資格又は能力を証明する資料				・標準仕様書(建築1.5.3)		・4-3 7参照
4-75	工事 着手前	同等品使用願				・特記仕様書		・4-3 15参照
	工事 着手前	木材・木製品の合法性、持続可能性を証明する資料				・標準仕様書(建築1.4.2)		・製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、提出する。

4 - 5 建築・設備工事関係書類一覧表

(2) 該当があった場合に提出、提示する書類

小規模工事、少額工事の場合は一部書類を除く

ページ 番号	時期	書類名	受注者作成書類 提出先等			提出根拠等	静岡県 建設 工事 執行 規則	備考
			提出		提示			
			監督員	契約 担当課				
4-76	工事 着手前	労働関係法令等遵守の誓約書				・公契約に係る「労働関係法令等遵守の誓約書」に関する事務取扱要領	・契約書の作成を省略する案件については、本誓約書の提出を省略できる。	
	工事 着手前	解体等工事に係る事前調査説明書				・大気汚染防止法第18条の15第1項	・解体工事、改修工事の場合、事前調査の結果を発注者に書面で報告する。	
D 工事施工中に作成する書類								
	工事中	各種試験成績書				・標準仕様書(建築1.5.6、電気設備1.5.4、機械設備1.5.5)		・各種試験に関する資料も添付のこと。
4-80	工事中	材料検査簿				・静岡県建設工事執行規則第24条 ・特記仕様書	第24条	・4-3 10参照
4-81	工事中	発生材報告書				・標準仕様書(建築1.3.11、電気設備1.3.9、機械設備1.3.9)		・特記により引渡しを要するものと指定されたもの、現場において再資源化を図ると指定されたものについて提出する。
4-82	工事中	週間工程表				・標準仕様書(建築1.2.1、電気設備1.2.1、機械設備1.2.1) ・標準仕様書(建築1.5.4、電気設備1.5.2、機械設備1.5.3)		・監督員の指示を受けた場合は、提出する。
4-83	工事中	月間工程表				・標準仕様書(建築1.2.1、電気設備1.2.1、機械設備1.2.1) ・標準仕様書(建築1.5.4、電気設備1.5.2、機械設備1.5.3)		・監督員の指示を受けた場合は、提出する。
4-84	工事中	休日・夜間作業届				・標準仕様書(建築1.3.5、電気設備1.3.3、機械設備1.3.3)		・4-3 9参照
	工事中	室内空気中の化学物質の濃度測定結果報告書				・特記仕様書		・特記仕様書により、濃度測定を実施する場合は、提出する。
	工事中	静岡県産材販売管理票の写し				・特記仕様書		・静岡県産材証明制度による県産材を使用した場合は、提出する。
4-85	工事中	営繕工事事故速報(営繕工用)				・営繕工事事故対応マニュアル		・事故が発生した場合、直ちに連絡し、速やかに概要を書面で報告(FAX又はメール)する。
4-86	工事中	事故速報(公営住宅用)				・工事事故対応マニュアル(公営住宅課用)		・事故が発生した場合、直ちに連絡し、速やかに概要を書面で報告(FAX又はメール)する。
4-87	工事中	事故発生報告書				・特記仕様書		・監督員が作成を指示した後、速やかに作成・提出する。
	工事中	事故報告書[受注者用]				・特記仕様書		・登録を要する事故の場合は、監督員から連絡を受けた後、国土交通省SAS(建設工事事故データベースシステム)へ登録する。
4-89	工事中	地震・異常気象時現場点検報告書				・特記仕様書		・当該施工現場を対象とする観測エリアにおいて、震度4以上の地震が発生した場合、直ちに現場点検を行い、速やかに報告(FAX又はメール)する。 ・当該施工現場を対象とする観測エリアにおいて、大雨警報、暴風警報及び大雪警報が発令した場合、直ちに現場点検を行い、必要な保全措置を講じ、速やかに報告(FAX又はメール)する。
4-90	工事中	工期延長請求書				・静岡県建設工事請負契約約款第21条	第30条	・工期の延長変更を請求する場合は、提出する。
4-91	工事中	変更工程表				・静岡県建設工事執行規則第30条	第30条	・工期延長請求書に添えて提出する。

4 - 5 建築・設備工事関係書類一覧表

(2) 該当があった場合に提出、提示する書類

小規模工事、少額工事の場合は一部書類を除く

ページ 番号	時期	書類名	受注者作成書類 提出先等			提出根拠等	静岡県 建設 工事 執行 規則	備考
			提出		提示			
			監督員	契約 担当課				
E 工事完成時に作成する書類								
4-92	完成時	交通誘導警備員勤務実績 報告書				・参考様式		
	完成時	工事实績情報システム (CORINS)の 登録内容確認書(完成時)				・工事カルテ特記仕様書		・4-2 2参照
4-93	完成時	再資源化等報告書				・建設リサイクル法 ・特記仕様書		・建設リサイクル法対象工事の場 合は、提出する。 ・工期内に再資源化処理が完了し ない場合は、再処理施設へ搬入済 みであることが確認できる書類を 添えて提出する。再資源化が完了 した時点で報告書を再度提出す る。
4-95	完成時	創意工夫・工事特性・社 会性等に関する実施状況 (説明資料)				・静岡県建設工事成績評定要 領の運用について 2(4)		・4-3 18参照
F 工事検査時に作成する書類								
4-97	検査時	中間検査申請書				・静岡県建設工事検査要領第7 条		・特記仕様書により、中間検査の 対象工事となる場合は、提出す る。
4-98	検査時	出来形確認請求書				・静岡県建設工事請負契約約 款第37条	第45条	・部分払いを請求する場合は、提 出する。
G 工事検査終了後に作成する書類								
4-100	検査 終了時	修補完了届出書				・静岡県建設工事執行規則第 39条	第39条	・修補指示を受けた場合は、提出 する。

4 - 5 建築・設備工事関係書類一覧表

(3) 発注者が作成する書類

小規模工事、少額工事の場合は一部書類を除く

ページ番号	時期	書類名	発注者作成書類提出先等	提出根拠等	静岡県建設工事執行規則	備考
A 契約した時に作成する書類						
4-101	契約時	監督員通知書	受注者	・静岡県建設工事請負契約約款第9条	第21条	
4-102	契約時	監督員変更通知書	受注者	・静岡県建設工事請負契約約款第9条	第21条	
B 工事着手前に作成する書類						
4-103	工事着手前	建設リサイクル法に基づく通知書	所管行政庁	・建設リサイクル法第11条		・建設リサイクル法対象工事の場合は、通知する。
4-107	工事着手前	VE提案採否通知書	受注者	・契約後VE特記仕様書(静岡県建設工事請負契約約款第19条の2)		・VE提案を受けた場合は、通知する。
C 工事施工中に作成する書類						
4-108	工事中	部分使用承諾願	受注者	・静岡県建設工事請負契約約款第33条		・発注者が引渡し前において、工事目的物の全部又は一部を使用したい場合は、提出する。
4-44	工事中	指示、承諾、協議書	受注者	・標準仕様書(建築1.1.8、電気設備1.1.8、機械設備1.1.8)		・設計図書に基づく指示、承諾、協議等については、この様式により行う。
4-109	工事中	工事事故等発生報告書	建築企画課	・営繕工事事故対応マニュアル ・工事事故対応マニュアル(公営住宅課用)		・登録を要する事故の場合は、作成する。 ・様式第2号「事故報告書[発注者用]」については、国土交通省SAS(建設工事事故データベースシステム)へ登録の上、受注者に連絡し、受注者と共にシステムにより作成する。
D 工事完成時に作成する書類						
4-114	完成時	工事監理報告書	建築主(静岡県知事)	・建築士法第20条第3項		・建築士(一級建築士、二級建築士及び木造建築士)による工事監理が必要な工事の場合は、作成する。
E 工事検査時に作成する書類						
4-116	検査時	受託検査依頼書	工事検査課	・静岡県建設工事検査要領の運用について		・発注者が教育委員会又は警察本部の工事で、本庁検査を依頼する場合は、提出する。
4-117	検査時	工事検査申請書	検査実施所属	・静岡県建設工事検査要領第7条		
4-118	検査時	工事検査記録	検査実施所属	・静岡県建設工事検査要領第7条		
	検査時	工事成績採点表	検査実施所属	・静岡県建設工事成績評定要領第5条		・成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。
4-119	検査時	工事成績評定通知書	受注者	・静岡県建設工事成績評定要領第8条		・成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。
	検査時	考查項目別運用表(建築・設備工事)	検査実施所属	・静岡県建設工事成績評定要領の運用について 2(1)		・成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。
	検査時	細目別評定点採点表	検査実施所属	・静岡県建設工事成績評定要領の運用について 2(2)		・成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。
	検査時	「施工プロセス」チェックリスト	検査実施所属	・静岡県建設工事成績評定要領の運用について 2(3)		・成績評定の対象となる工事の場合は、作成する。
4-121	検査時	出来形歩合調書	契約担当課			・部分払いの請求を受けた場合は、作成する。

4 - 6 建築・設備工事関係書類

工 程 表

1 建設工事名

2 建設工事箇所

市

郡

町

3 工 期 着 手

年

月

日

完 成

年

月

日

工 種	設計数量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通 歩 計 合	%												

上記のとおり施工したいので、工程表を提出します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

用紙（日本産業規格 A 4 判縦型）

請負代金内訳書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 請負代金内訳

(1) 工事費内訳表

工種区分・工種・種別	単位	数量	単価	金額	備考
直接工事費					
共通仮設費					
共通仮設費					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費等					
工事価格					

(2) 法定福利費

工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険，厚生年金保険及び雇用保険の法定の
事業主負担額 円

入札時の様式第9号工事費内訳書に中科目まで合わせて、その内訳を示すこと。
表現は可能な限り数量書に合わせること。

主任技術者等通知書

1 建設工事名

_____ 工事

(年 月 日契約締結)

2 主任技術者等の氏名

区 分	職 名	氏 名	担当工事種類	資 格 区 分	
				第7条 第2号	第15条 第2号
主任技術者				イロハ	
専任の主任技術者				イロハ	
専任の監理技術者					イロハ
現場代理人					
専門技術者				イロハ	

先に請負契約を締結した建設工事の主任技術者等の氏名等を、上記のとおり通知します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

備考 資格区分欄は、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ、ロ若しくはハのうち、該当するもので囲むこと。

情報共有・電子納品 事前協議チェックシート（工事用）

(1) 基本情報

工事番号	(記載例：31-A1234-01-11-01)		
工事名			
電子納品	<input type="checkbox"/> 対象とする	<input type="checkbox"/> 対象としない	対象としない理由：
情報共有	<input type="checkbox"/> 利用する	<input type="checkbox"/> 利用しない	

(2) 適用要領・基準類

静岡県営繕工事電子納品要領	<input checked="" type="checkbox"/> R03.04	<input type="checkbox"/> それ以外(.)	静岡県営繕事業に係る情報共有・電子納品運用ガイドライン	<input checked="" type="checkbox"/> R03.04	<input type="checkbox"/> それ以外(.)
静岡県CAD図面作成要領	<input checked="" type="checkbox"/> H30.04	<input type="checkbox"/> それ以外(.)	営繕工事写真撮影要領	<input checked="" type="checkbox"/> H30.04	<input type="checkbox"/> それ以外(.)

(3) インターネットアクセス環境

発注者	電子メール 受信可能ファイルの容量	<input checked="" type="checkbox"/> 2Mbyte未満
受注者	電子メール 受信可能ファイルの容量	<input type="checkbox"/> 5Mbyte以上 <input type="checkbox"/> 5Mbyte未満 <input type="checkbox"/> 1Mbyte未満

(4) 対象項目

フォルダ	提出方法 (を記入) 併用の場合は複数記入		電子納品 対象項目 (を記入)		納品項目	備考
	電子	紙	選択	必須項目		
<root>					工事概要	
DRAWINGF					完成図 施工図	レイヤリスト共
MAINT					施設利用説明書 取扱説明書	
PLAN			○		施工計画書	
SCHEDULE			○		実施工程表等 工事工程月報 休日夜間作業届	
MEET			○		工事打合せ簿 工事実績(コリンズ)データ	
MATERIAL			○		施工体系図 施工体制台帳 使用材料(機器)報告書 使用材料品質証明書 県産材販売管理表の写し	
PROCESS					出来形管理 品質管理表	
INSPECT					完成届 中間検査申請書	
SALVAGE			○		再生資源利用促進計画書等 建設副産物処理 残土処分	
OTHERS			○		工事記録簿 安全・訓練等の実施報告書 建退共証紙受払簿(写) 総合評価履行確認シート 創意工夫・社会性に関する実施状況	
PHOTO					工事写真、完成写真	目次共
BORING 1	-		-	-	地質土質調査	
ICON 2	-		-	-	i-Construction関連	

1 地質土質調査成果がある場合に対象とします。

2 i-Constructionに関連する電子成果がある場合に対象とします。

(5) ボーリング納品データの取扱い(地質土質調査成果がある場合)

外部公開の可否	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 非公開の場合は理由を記載：
---------	--

(6) 検査方法

機器の準備	<input checked="" type="checkbox"/> 受注者 <input type="checkbox"/> 発注者
代表写真の紙媒体での提出	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 必要
完成書類の検査方法 併用の場合は複数チェック	<input type="checkbox"/> 情報共有システム <input type="checkbox"/> 電子媒体 <input type="checkbox"/> 紙 (ダウンロードデータ含む)
工事写真の検査方法	<input type="checkbox"/> 電子 <input type="checkbox"/> 紙 紙の場合は理由を記載：

施工体制台帳

《下請負人に関する事項》

会社名・事業者ID	代表者名
住所	
工事名称及び工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
	契約日 年 月 日

[会社名・事業者ID] _____
 [事業所名・現場ID] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	大臣特定 工業業知事一般	第 号	年 月 日
	大臣特定 工業業知事一般	第 号	年 月 日

工事名称及び工事内容	
工事注名称及び住所	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日
	契約日 年 月 日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		元請契約				
		下請契約				

発注者の監督員名	権限及び意見申出方法
----------	------------

監督員名	権限及び意見申出方法	権限及び意見申出方法
現場代理人名	権限及び意見申出方法	権限及び意見申出方法
主任技術者名	資格内容	資格内容
監督員名	資格内容	資格内容
主任技術者名	資格内容	資格内容
監督員名	資格内容	資格内容
主任技術者名	資格内容	資格内容
監督員名	資格内容	資格内容
主任技術者名	資格内容	資格内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無

建設業の許可	施工に必要な許可業種		許可番号	許可(更新)年月日
	大臣特定 工業業知事一般	第 号	第 号	年 月 日
	大臣特定 工業業知事一般	第 号	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
		事業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		事業所整理記号等			

現場代理人名	権限及び意見申出方法	安全衛生責任者名
		安全衛生推進者名
	主任技術者名	雇用管理責任者名
	資格内容	専門技術者名
		資格内容
		担当工事内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無

施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)

- 発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)
- 主任技術者又は監督員が主任技術者資格又は監督員資格を有する事を証明する書面及び当該主任技術者又は監督員が作成建設業者に雇用期間を特定することなく雇用されている有ることを証明する書面又はこれらの写し
- 主任技術者又は監督員が主任技術者資格を有することを証明する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特定することなく雇用されている者であることを証明する書面又はこれらの写し

再下請負通知書

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

最近上位
注文者名 _____

住所 _____

元請名称・事業者ID _____

【報告下請負業者】

住所 _____

会社名・事業者ID _____

代表者名 _____

会社名・事業者ID	代表者名
住所電話番号	
工事名称及び工事内容	
工期	至 年 月 日 至 年 月 日
契約日	年 月 日

《自社に関する事項》

工事名称 工事内容	注文者との 契約日	年 月 日
建設許可	施工に必要な許可業種	許可番号
	大臣特定制 工事業 知事一般	第 号
	大臣特定制 工事業 知事一般	第 号
	許可番号	許可(更新)年月日
	第 号	年 月 日
	第 号	年 月 日

建設許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	大臣特定制 工事業 知事一般	第 号	年 月 日
	大臣特定制 工事業 知事一般	第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険加入	厚生年金保険加入	雇用保険加入
		加入	加入	加入
		未加入 適用除外	未加入 適用除外	未加入 適用除外
	事業所整理記号等	健康保険の名称	厚生年金保険	雇用保険

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	事業所整理記号等	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
			加入	加入	加入
			未加入 適用除外	未加入 適用除外	未加入 適用除外
			健康保険の名称	厚生年金保険	雇用保険

監督員名	権限及び意見申出方法	現場代理人名	権限及び意見申出方法	主任技術者名	資格内容	安全衛生責任者名	外国人建設就労者の従事状況(有無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)
						安全衛生推進者名	有	無
						雇用管理責任者名	有	無
						専門技術者名	有	無
						資格内容	外国人建設就労者の従事状況(有無)	外国人技能実習生の従事状況(有無)

現場代理人名	安全衛生責任者名
権限及び意見申出方法	安全衛生推進者名
主任技術者名	雇用管理責任者名
資格内容	専門技術者名
	資格内容
	担当工事内容

一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有	無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有	無	外国人技能実習生の従事状況(有無)	有	無
--------------------	---	---	-------------------	---	---	-------------------	---	---

再下請通知書の添付書類(建設法施行規則第14条の4第3項)

再下請通知書が再下請人と締結した当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く)

作業員名簿

事業所の名称
・現場ID

所長名

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

()年 月 日作成

一次会社名
・事業者ID

元請
確認欄
提出日 年 月 日

()次会社名
・事業者ID

番号	ふりがな 氏名 技能者ID	職 種	生年月日		健康保険		建設業退職金 共済制度		教育・資格・免許		入社年月日
			年齢	歳	年金保険 雇用保険	年	中小企業退職金 共済制度	雇人・職長 特別教育	技能講習	免許	
			年 月 日								年 月 日
											年 月 日
			年 月 日								年 月 日
											年 月 日
			年 月 日								年 月 日
											年 月 日
			年 月 日								年 月 日
											年 月 日
			年 月 日								年 月 日
											年 月 日
			年 月 日								年 月 日
											年 月 日
			年 月 日								年 月 日
											年 月 日

(注) 1. 印刷には次の記号を入れる。

(男) ...現場代理人 (作) ...作業主任者(注) 2. (女) ...女性作業員 (未) ...18歳未満の作業員
(主) ...主任技術者 (雇) ...職 長 (安) ...安全衛生責任者 (能) ...能力向上教育 (再) ...危険有害業務・再発防止教育
(外) ...外国人技能実習生 (建) ...外国人建設就労者 (特) ...1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する職務を司るので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼ねることは、法的に認められていないので、複数の選任としないなければならない。

(注) 3. 経年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。
(注) 4. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一括でもよい。
(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。
(注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設関係、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。
(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。
(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合は左欄に「日雇保険」と記載) 専業主婦である等により雇用保険の適用除外である場合は左欄に「適用除外」と記載。
(注) 9. 建設業退職金共済制度は中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。
(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容(例: 雇入時教育、職場教育、建設用リフトの運転に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。
(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例: 登録 基幹 技能者、 級 施工管理技士)を有する場合は「免許」欄に記載。
(注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

令和 年 月 日

総合施工計画書 (作成例)

〇〇土木事務所長 様

受注者

現場代理人

令和 年度 [第 - - 号] 工事

標記について、標準仕様書等に基づき提出します。

目 次

	記載項目	ページ
1	一般事項	1
	1 - 1 適用図書等	
	1 - 2 協議等	
2	工事概要	
	2 - 1 工事概要	
	2 - 2 工事内容	
	2 - 3 主要工種	
3	工程管理計画	
	3 - 1 実施工程表	
	3 - 2 工程管理方針	
4	品質計画	
	4 - 1 施工体制	
	4 - 2 品質目標	
	4 - 3 品質管理	
5	安全対策	
	5 - 1 緊急時の体制及び対応	
	5 - 2 安全対策	
	5 - 3 安全活動	
6	環境対策	
7	共通仮設計画	
8	産業廃棄物の適正処理	
	8 - 1 再生資源利用計画書ほか	
	8 - 2 産業廃棄物処理フロー図	
9	その他	
	9 - 1 総合評価関係等	
	9 - 2 関係官公署との調整等	
	9 - 3 その他	

1 一般事項

適用範囲

本総合施工計画書は、
「令和 年度 [第 - - 号] 工事」
に適用する。

1 - 1 適用図書等

(1) 適用図書

すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の順番のとおりとする。

質問回答書 (から に対するもの)

現場説明書

特記仕様書

図面

公共 工事標準仕様書 (平成 年版)

(2) 関係法規

工事の施工にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。

(3) 参考図書

工事の施工にあたり、次の図書を参考とする。

- ・ 建築工事監理指針 (上下巻) (平成 版)
- ・ 電気設備工事監理指針 (平成 版)
- ・ 機械設備工事監理指針 (平成 版)

1 - 2 協議等

- ・ 監督員への協議、提出、報告等は書面をもって行う。
- ・ 特に設計変更に関係するものは監督員と協議し、事前に承諾を得てから施工する。
- ・ 設計図書の照査の結果、現場との相違事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出して確認を受ける。

2 工事概要

2 - 1 工事概要

工事名	令和 年度 [第 - - 号] 工事
工事場所	市 地内
発注者	土木事務所 所長
監督員	総括監督員 建築住宅課 課長 主任監督員 同 主査 担当監督員 同
設計者	(株) 建築設計事務所
工事監理者	建築住宅課 課長
受注者	建設(株) 代表取締役 所在地： 静岡県 市 - 電 話： - - 現場代理人：
請負金額	, , 円
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

2 - 2 工事内容

建物名称	棟
工事種別	改修
建築面積	m ²
延べ面積	m ²
階 数	地上 階 地下 階
高 さ	m
構 造	造
工事内容	外壁改修工事、防水改修工事 各一式

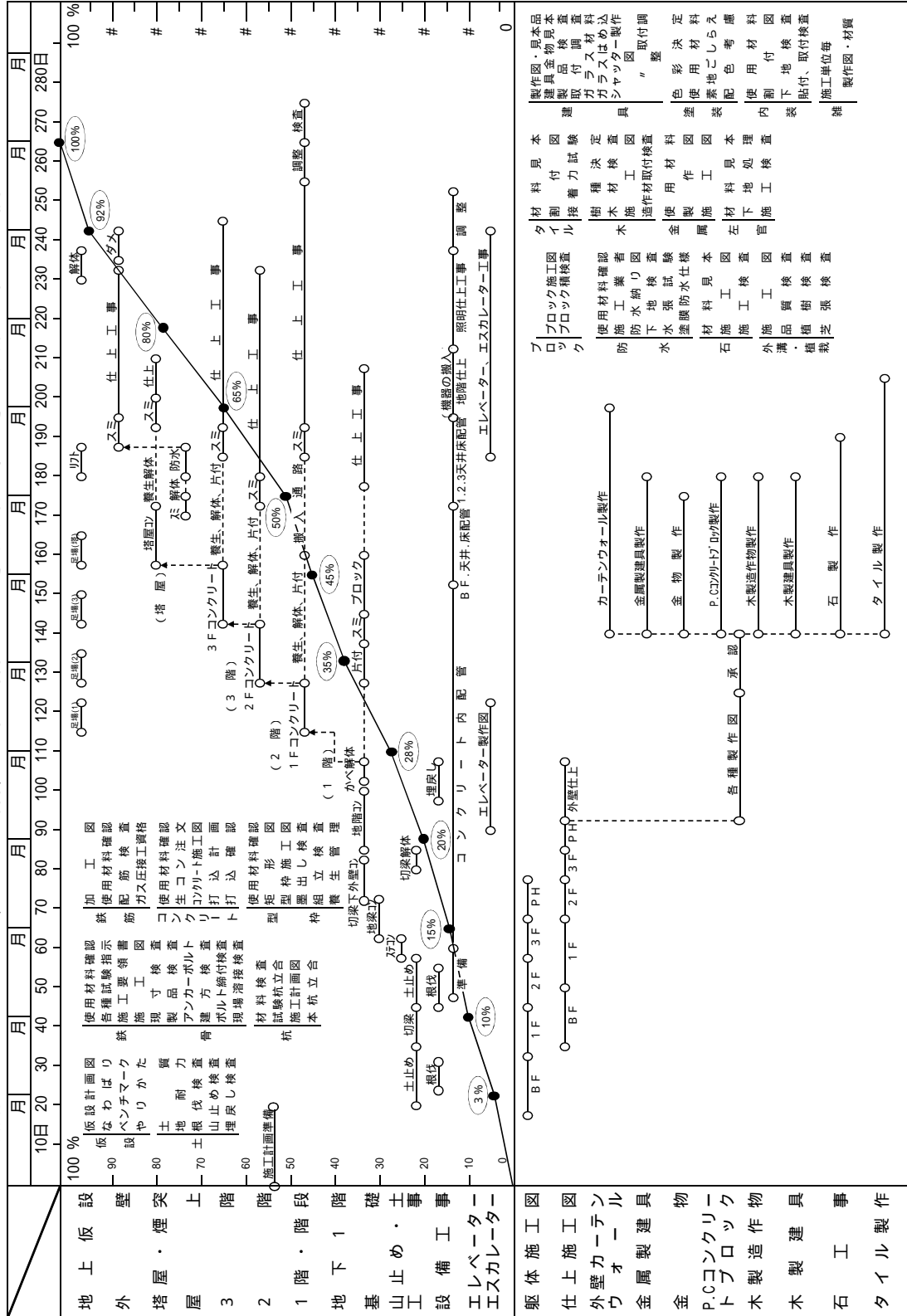
2 - 3 主要工種

工事区分	工種	細目	摘要	数量	単位
建築工事	外壁改修	施工数量調査 (外壁改修)	タイル、珪藻土塗替改修	714.0	m ²
		水洗い	高圧ホップ 10～15MPa	357.0	m ²
		外壁クラック補修	自動式珪藻土樹脂低圧注入工法 0.2～1.0m/m以下	35.9	m
		外壁クラック補修	Uカット珪藻土材充填工法 可とう珪藻土樹脂充填+けい砂散布	0.4	m
		外壁珪藻土浮き補修	アウターベントグ 部分珪藻土樹脂注入 16本/m ²	4.1	m ²
		外壁珪藻土浮き補修	アウターベントグ 全面珪藻土樹脂注入 13本/m ² 注入口12箇所/m ²	2.0	m ²
		外壁欠損部補修	珪藻土樹脂珪藻土工法 厚50程度 50×50	2.0	か所

3 工程管理計画

3-1 実施工程表

鉄筋コンクリート造、地上3階、地下1階 事務所建築工事 実施工程表<例>



3 - 2 工程管理方針

(1) 工事進捗管理

工事全体の工程管理について記載する(変更があった場合、遅れが生じた場合、月例報告の方法、作業員の休日確保の方法等)。

(2) 月間工程管理

月間工程表の作成・提出方法等について記載する。

(3) 週間工程管理

週間工程表の作成・提出方法等について記載する。

(4) 毎日の工程管理

毎日、現場で行う連絡・調整等について記載する。

(5) 工事作業日

- ・工事作業を行う日は、 曜日から 曜日とする。
- ・日曜日は原則として休工日とする。工程上やむを得ず休日に作業する場合は安全管理体制を整えた上で休日作業届監督員へ提出し、承諾を得る。
- ・作業時間は原則として午前 時から午後 時までとする。ただし、等の作業でやむを得ない場合は、時間外の作業を行う場合もある。
- ・年末年始の休工日は、令和 年12月 日から令和 年1月 日とする。

4 品質計画

4 - 1 施工体制

(1) 現場組織表

現場事務所 所在地： 市 電話： - -



(2) 建設現場連絡表

緊急対策（建設現場）連絡表

建設工事名			構造		床面積㎡	
建設工事箇所	地内		監督員名		電話番号	
受注業者名	住	所			電話番号	
現場代理人名	現場事務所 電話番号				時間外(自宅) 電話番号	
着工	業	種	会社名	主任技術者	会社電話番号	時間外電話番号
完成	業	種	会社名	主任技術者	会社電話番号	時間外電話番号
	業	種	会社名	主任技術者	会社電話番号	時間外電話番号
	業	種	会社名	主任技術者	会社電話番号	時間外電話番号
	業	種	会社名	主任技術者	会社電話番号	時間外電話番号
	業	種	会社名	主任技術者	会社電話番号	時間外電話番号
	業	種	会社名	主任技術者	会社電話番号	時間外電話番号
	業	種	会社名	主任技術者	会社電話番号	時間外電話番号
	業	種	会社名	主任技術者	会社電話番号	時間外電話番号
	業	種	会社名	主任技術者	会社電話番号	時間外電話番号

発注者

工事

4 - 2 品質目標

使用予定の材料、仕上げ状態、機能・性能・精度について、設計図書及び標準仕様書に定められた基本要品質を工種別施工計画書に明記する。旨を記載する。

4 - 3 品質管理

(1) 材料、仕上げ状態、機能・性能・精度及び出来形等の管理

工種別施工計画書に明記する事項について記載する。

<例> ・使用資材メーカーリストの提出

- ・主要材料の規格・品質証明書
- ・品質管理基準(品質管理基準値、品質管理方法等)の設定
- ・出来方管理基準(出来方管理基準値、測定位置、測定頻度等)の設定
- ・品質管理基準、出来方管理基準による自主検査記録の作成
- ・施工に関して試験を要するものの試験結果報告書を提出する項目
- ・各種保証書を提出する項目
- ・製作図・承諾図の作成・提出
- ・施工図の作成

(2) 工種別施工計画書作成・提出計画

工種別施工計画書を作成・提出する工種と提出予定時期を記載する。

(3) 監督員の検査・立会項目と予定時期

監督員の検査・立会項目と予定時期を記載する。

(4) 写真管理計画

「工事写真の撮り方(編)」(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参照して写真管理計画を作成する。

(5) 重要管理事項

次の項目を考慮して記載する。

- ・設計意図の伝達や工事監理方針等において監督員から指示があったもの
- ・特殊材料や特殊工法を使用するもの
- ・その他品質管理上重要と思われるもの

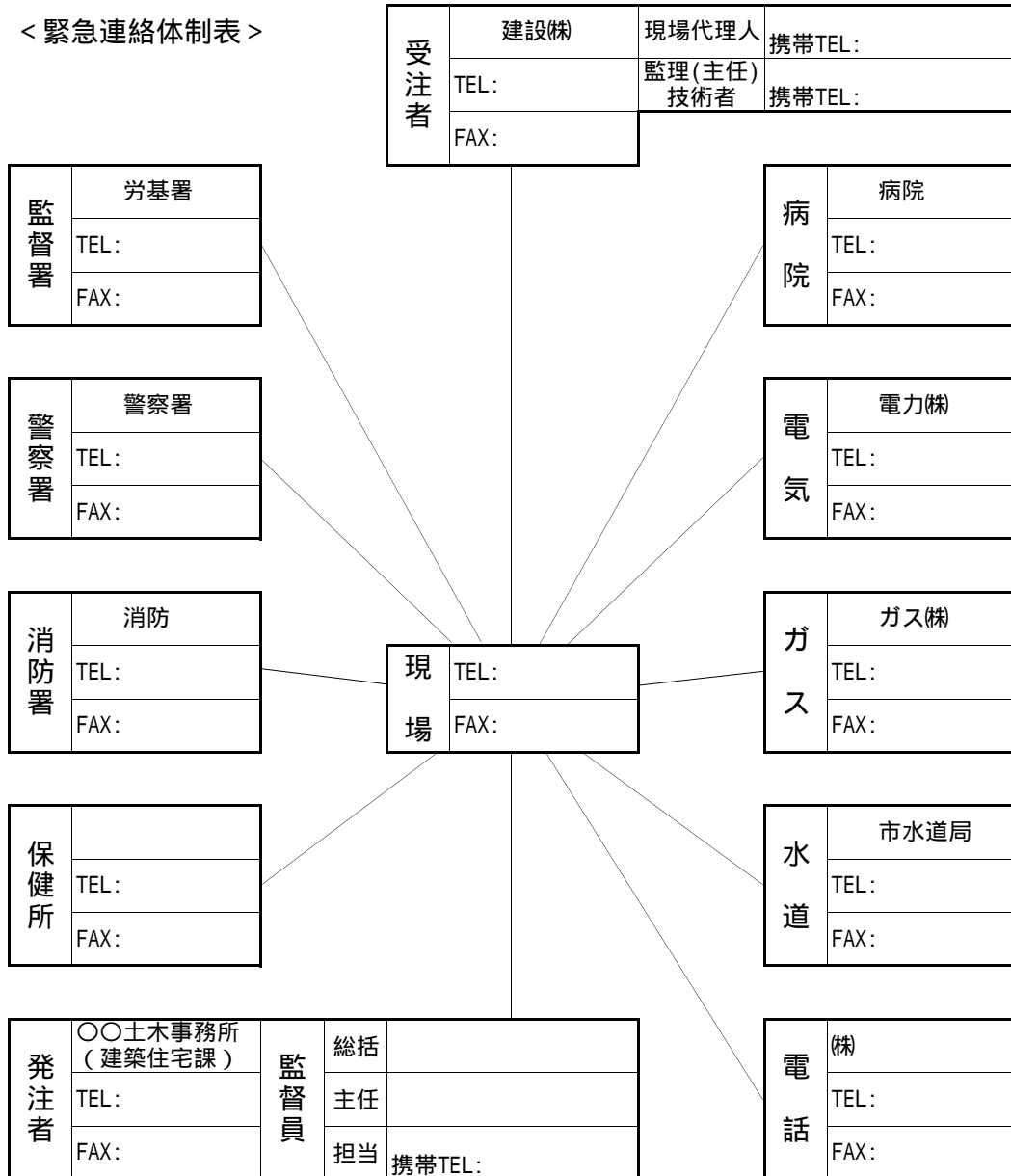
5 安全対策

5 - 1 緊急時の体制及び対応

(1) 緊急時の連絡系統図

事故等の緊急事態発生時に対応できるよう監督員・関係機関・受注者等への連絡系統図を記載する。

< 緊急連絡体制表 >



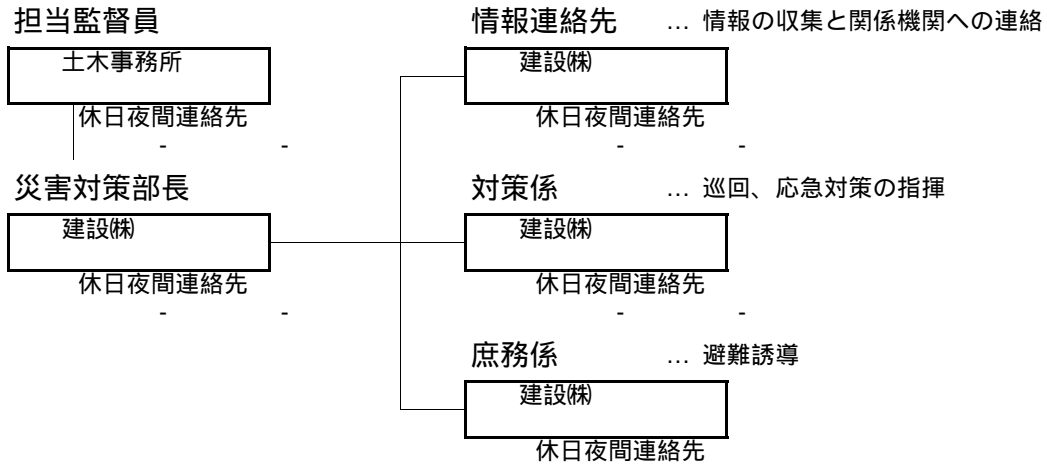
(2) 不慮の事故が発生した場合

不慮の事故が発生した場合には、人命救助を最優先して対応すると共に、所定の様式により早急に発注者に事故報告書を提出する。

(3) 異常気象時等の体制

異常気象時(大雨 / 暴風 / 大雪警報時)及び震度 4 以上の地震発生時には、下記異常気象時等体制表に基づき現場点検と必要な保全措置を行い、地震・異常気象時現場点検報告書(様式 36)をもって速やかに監督員へ報告する。

< 異常気象時等体制表 >



5 - 2 安全対策

(1) 安全衛生管理体制表

下表の体制をもって、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておく。

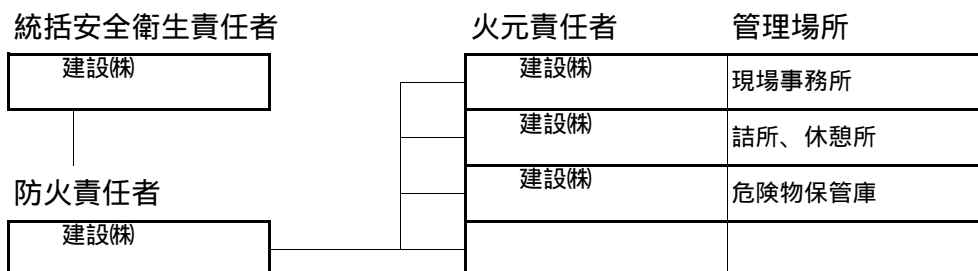
< 安全衛生管理体制表 >



(2) 防火管理組織編成表

防火管理のため組織を確立し、火元責任者及び危険物取扱責任者を明確にする旨を記載する。

< 防火管理組織編成表 >



(3) 作業主任者/有資格者一覧表

< 作業主任者一覧表 >

資格名	氏名	会社名	業務内容	資格交付番号
足場組立等作業主任者		建設(株)	外部足場 高さ20m	
有機溶剤取扱作業主任者		(株) 塗装	防水・塗装	
石綿取扱作業主任者		(有) 解体	石綿除去	

- ・作業主任者を選任した作業については、それぞれの主任者が当該作業の直接指揮を行う。
- ・選任した作業主任者は、現場に氏名・実施する項目等を掲示し、関係者に周知する。

< 有資格者一覧表 >

資格名	氏名	会社名	取得年月日	資格交付番号
玉掛け		工業(株)	年 月 日	
ガス圧接		(株)	年 月 日	

作業主任者/有資格者が未定の場合は「未定」と記載し、別途工種別施工計画書に記載する。

5 - 3 安全活動

安全活動(災害防止協議会・店社パトロール・安全教育・KY等・新規入場者教育)、仮設備点検(過積載防止・機械車輛の点検整備・足場や支保工の点検)等の具体的な内容や頻度を記載する。

6 環境対策

今回工事に関係する事項について、対策を記載する。

(1) 騒音・振動対策

(2) 粉塵対策

(3) 水質汚濁対策

(4) 大気汚染対策

(5) 土壌汚染対策

(6) 地盤沈下対策

(7) 近隣苦情対応

7 共通仮設計画

仮設計画図等を用いて、仮設建物・資機材仮置場等の配置、資機材搬出入ルート、仮囲い・工事標識・保安施設・防護施設の位置、仮設電気・水道の引き込み方、揚重機の配置計画、足場計画、交通誘導員配置等を具体的に記載する。

8 産業廃棄物の適正処理

発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用に努める。

なお、発生材の処理及び管理は以下による。

- ・ 再利用・再資源化を図るもの以外の発生材は、すべて構外に搬出し、関係法令に従って適正に処理する。
- ・ 発生材の処理を委託した場合、産業廃棄物管理票(マニフェスト)によって管理する。なお、電子マニフェストを使用することを原則とする。
- ・ 廃棄物管理の責任者は「4 - 1 (1) 現場組織表」による。

8 - 1 再生資源利用計画書ほか

再生資源利用の促進に関する法律に基づき、下記事項について計画する。

- ・ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は後添のとおり。
- ・ 発生材の抑制・再利用・再資源化を積極的に行う。
- ・ 現場内での分別収集を徹底する。

8 - 2 産業廃棄物処理フロー図

- ・ 産業廃棄物は後添の処理フロー図により適正に処理する。
- ・ 処理フロー図の記載内容に変更があった場合は、その都度速やかに監督員に報告する。

再生資源利用計画書
建設資材搬入工事用
添付

再生資源利用促進計画書
建設副産物搬出工事用
添付

(後添) 産業廃棄物処理フロー図

令和 年度 工事

建設廃棄物処理フロー図

品目	収集・運搬業者	中間処理業者	再中間処理業者	最終処理業者	処分方法
紙くず・繊維くず	(株) 【運搬委託】	(株) 【破砕処理】	(株) 【焼却処理】	(株) 【破砕処理】	管理型埋立処分場
コンクリート アスファルト	(株)	(株) 【破砕処理】	(株) 【破砕処理】	(株) 【破砕処理】	再生砕石として販売
金属くず	(株)	処分委託業者が運搬委託業者なため中間処理業者なし	処分委託業者が運搬委託業者なため中間処理業者なし	(株) 【破砕処理】	再生砕石として販売
	(株) 【運搬委託】	(株) 【破砕処理】		(株) 【破砕処理】	製鋼材料として有価売却
廃プラスチック類	(株) 【運搬委託】	(株) 【破砕処理】	(有) 【焼却処理】	(株) 【破砕処理】	管理型埋立処分場
建設木くず		(株) 【破砕処理】		(株) 【破砕処理】	安定型埋立処分場
硝子・陶磁器			【破砕処理】		資源物チップとし販売
廃石膏ボード			【破砕処理】		安定型埋立処分場
			【破砕処理】		安定型埋立処分場
			【破砕処理】		安定型埋立処分場

9 その他

9 - 1 総合評価関係等

総合評価時に提案した施工計画書、総合評価における技術提案確認表等を添付する。

9 - 2 関係官公署との調整等

関係機関への申請・届出等の状況についてはその都度報告する。

提出書類	関係機関	提出予定時期
足場設置届	労働基準監督署	年 月初旬
道路使用許可申請	道路管理者(市役所)	年 月初旬
特定建設作業実施届(騒音、振動規制法関係)	市役所	年 月中旬
特定粉じん排出等作業実施届出書	健康福祉センター	年 月中旬
防火対象物使用開始届出書	消防署	年 月下旬
消防用設備等設置届出書	消防署	年 月下旬

9 - 3 その他

その他契約図書及び監督員の指示で、総合施工計画書に記載を必要とするものを記載する。

(様式1)

建設工事執行規則

(第21条関係)

工事番号										指示・承諾・協議・提出・報告書			
建設工事名		年度			工事			請負代金額		円			
建設工事箇所		市 町 郡			着手完了年月日			年 月 日		年 月 日			
下記のように指示、承諾、協議、提出、報告する。 願いたい。 年 月 日							契約担当者						
							監督員						
							受注者						
							現場代理人						
上記について承諾する。受理する。 年 月 日							契約担当者		承諾の場合は署名とする。				
							監督員						
							受注者						
							現場代理人						

- 注1 不要な文字は=で消すこと。
- 注2 起案用、監督用、受注者用の3部とする。
- 注3 起案用は上欄に決裁欄を設ける。

令和 年 月 日

監督員

様

受注者
現場代理人

主任(監理)技術者

施 工 報 告 書

下記の通り完了したので、報告します。

工事名 _____ 工事

区 分	工 種 別	部 位	内 容	記 事	監 督 員 印 検

工 事 記 録 簿

建設工事名	
建設工事箇所	
着手年月日	
完成年月日	

年 月 日	曜 日	天 候	記 録	摘 要

- 備考
- 1 記録欄には、現場の作業状況又は監督員の指示等若しくは指示等に対する処理状況等について記入すること。
 - 2 摘要欄については、指示等を行った監督員名等を記入すること。

引 渡 書 (目 録)

発注者

様

住所
受注者 商号
氏名

下記のとおり引渡しますから御査収願います。

記

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所
- 3 引渡し年月日
- 4 引渡し品目録
 - 1) 完成図 原図 部
製本 部 ・折りたたみ 部
・二つ折り(サイズ) 部
・二つ折り(サイズ) 部
 - 2) 完成写真 部
 - 3) 工事写真 部
 - 4) 関係書類 ・ 工事関係書類 部
・ 完成図書 部
 - 5) 鍵・予備品 別紙鍵・予備品一覧表
 - 6) 電子納品 ・ CD 枚
・ DVD 枚

上記のとおり受領しました。

年 月 日

担当者職氏名

様式1・イ 再生資源利用計画書 ー建設資材搬入工事用ー「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版ー

表面

1. 工事概要 (赤着色セルは必須入力箇所です。)

Form with fields for project name, contractor, location, dates, and contact information. Includes a table for construction site details like area and structure type.

Form for construction site selection and details, including a table for construction area and structure type, and a section for construction materials to be used.

※解体工事については、建築面積をご記入いただくだけでも結構です。

2. 建設資材利用計画

Main table for construction material utilization plan, showing material types, quantities, and utilization rates. Includes a summary table for overall material usage.

Code 45: List of materials used in construction, including concrete, bricks, and other building materials.

Code 46: List of materials used in road construction, including asphalt, concrete, and gravel.

Code 47: List of materials used in building construction, including steel, wood, and other building materials.

Code 48: List of materials used in site improvement, including soil, gravel, and other site materials.

Code 49: List of materials used in construction, including steel, wood, and other building materials.

様式2・口 再生資源利用促進計画書 一 建設副産物搬出工事用一

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出計画

裏面

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

建設副産物の種類	①発生量		現場内利用・減量		現場外搬出について				再生資源利用促進率 ②・③・④ (%)			
	発生量 ②③④ 小数量第三位まで	発生量 ②③④ 小数量第三位まで	現場内利用 ②利用量 *10 小数量第三位まで	減量化 ③減量化率 *11 小数量第三位まで	搬出先名称 *2 2ヶ所まで記入して下さい。3ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 *3 他工事の コード*12	住所コード *4 〒111-1111	運搬距離 *5 km		搬出先 の距離 コード *13	④現場外搬出量 *6 小数量第三位まで	⑤再生資源 利用促進量 *7 小数量第三位まで
コンクリート塊	0.000	ト>	ト>		搬出先1		km		ト>	ト>		
建設発生木材A (1.5m×1.2m以下)	0.000	ト>			搬出先2		km		ト>	ト>		
アスファルト・ コンクリート塊	0.000	ト>			搬出先1		km		ト>	ト>		
その他がれき類	0.000				搬出先2		km		ト>	ト>		
建設発生木材B (1.5m×1.2m以上)	0.000	ト>			搬出先1		km		ト>	ト>		
建設汚泥	0.000	ト>			搬出先2		km		ト>	ト>		
金属くず	0.000	ト>			搬出先1		km		ト>	ト>		
腐植化ピニ ル管・樺手	0.000	ト>			搬出先2		km		ト>	ト>		
腐植化ピニ ル管(継手を除く)	0.000	ト>			搬出先1		km		ト>	ト>		
焼石膏ボード	0.000	ト>			搬出先2		km		ト>	ト>		
紙くず	0.000	ト>			搬出先1		km		ト>	ト>		
7x7x1 (敷設柱)	0.000	ト>			搬出先2		km		ト>	ト>		
その他の分別 された廃棄物	0.000	ト>			搬出先1		km		ト>	ト>		
混合体積の廃棄物 (建設発生廃棄物)	0.000	ト>			搬出先2		km		ト>	ト>		
第一種 建設発生土	0.000	地山m ³			搬出先1		km		地山m ³	地山m ³		
第二種 建設発生土	0.000	地山m ³			搬出先2		km		地山m ³	地山m ³		
第三種 建設発生土	0.000	地山m ³			搬出先1		km		地山m ³	地山m ³		
第四種 建設発生土	0.000	地山m ³			搬出先2		km		地山m ³	地山m ³		
液漂土 (建設発生土を除く)	0.000	地山m ³			搬出先1		km		地山m ³	地山m ³		
合計	0.000	地山m ³			搬出先2		km		0.000	地山m ³		

【建設発生土の搬出】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域処理施設(アスファルト・コンクリート)以外の資源化施設
4.中間処理施設(木材・アスファルト)
5.中間処理施設(建設汚泥)
6.工事予定地・仮置場・スロート
(再利用の目的がない場合)
7.採石場・砂利採取地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
10.土壌改良剤・コンクリート
11.工場の目的が異なる場合
※6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

【建設発生土の搬出】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域処理施設(アスファルト・コンクリート)による処理
4.中間処理施設(木材・アスファルト)以外の資源化施設
5.中間処理施設(建設汚泥)
6.工事予定地・仮置場・スロート
(再利用の目的がない場合)
7.採石場・砂利採取地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
10.土壌改良剤・コンクリート
11.工場の目的が異なる場合
※6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

【建設発生土の搬出】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域処理施設(アスファルト・コンクリート)による処理
4.中間処理施設(木材・アスファルト)以外の資源化施設
5.中間処理施設(建設汚泥)
6.工事予定地・仮置場・スロート
(再利用の目的がない場合)
7.採石場・砂利採取地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
10.土壌改良剤・コンクリート
11.工場の目的が異なる場合
※6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

【建設発生土の搬出】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域処理施設(アスファルト・コンクリート)による処理
4.中間処理施設(木材・アスファルト)以外の資源化施設
5.中間処理施設(建設汚泥)
6.工事予定地・仮置場・スロート
(再利用の目的がない場合)
7.採石場・砂利採取地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
10.土壌改良剤・コンクリート
11.工場の目的が異なる場合
※6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

【建設発生土の搬出】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域処理施設(アスファルト・コンクリート)による処理
4.中間処理施設(木材・アスファルト)以外の資源化施設
5.中間処理施設(建設汚泥)
6.工事予定地・仮置場・スロート
(再利用の目的がない場合)
7.採石場・砂利採取地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
10.土壌改良剤・コンクリート
11.工場の目的が異なる場合
※6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

【建設発生土の搬出】
1.売却
2.他の工事現場
3.広域処理施設(アスファルト・コンクリート)による処理
4.中間処理施設(木材・アスファルト)以外の資源化施設
5.中間処理施設(建設汚泥)
6.工事予定地・仮置場・スロート
(再利用の目的がない場合)
7.採石場・砂利採取地等復旧事業
8.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
9.廃棄物最終処分場(内陸処分場)
ただし、廃棄物最終処分場を除く
10.土壌改良剤・コンクリート
11.工場の目的が異なる場合
※6.9.10へ搬出した場合は、有効利用とみなされません。

様式1 再生資源利用実施書 -建設資材搬入工事用-「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再生資源化報告」対応版-

1. 工事概要 (赤着色セルは必須入力箇所です。)

Form containing project details: 発注担当者チェック欄, 発注機関コード, 発注機関を選, 中分類, 小分類, 法人番号, 請負会社名, 建設業許可の場合, 建設工事業者登録の場合, 会社所在地, 申請金額, 工期, 施工現場住所, 工事概要等.

2. 建設資材利用実施

Main table for construction material utilization with columns for material type, quantity, and percentage of recycled content.

Code 56 (コンクリート) specifications listing various types of concrete and aggregate materials.

Code 57 (アスファルト) specifications listing various types of asphalt materials.

Code 58 (木材) specifications listing various types of wood and wood products.

Code 59 (再生資材の供給元) specifications listing sources of recycled materials.

Code 60 (再生資材の供給元) specifications listing sources of recycled materials.

※解体工事については、建築面積をご記入いただくだけでも結構です。

左記のうち、再生資材の利用状況 (再生資材を利用した場合に記入して下さい)

再生資材の供給元住所

再生資材の供給元場所住所

再生資源利用率 B/A x 100

再生資材の供給元場所住所

再生資材の供給元住所

再生資材の供給元住所

再生資材の供給元住所

再生資材の供給元住所

再生資材の供給元住所

Bottom-most text at the bottom of the page.

様式2 再生資源利用促進実施書 一建設副産物搬出工事用一

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

2. 建設副産物搬出実施

裏面
建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

建設副産物の種類	発生量		現場内利用・減量		現場外搬出について						再生資源利用促進率			
	①発生量 (細別業) ②③④ 小数量第三位まで	②利用量 *10 小数量第三位まで	③減重化 法 *11 小数量第三位まで	④現場外搬出量 小数量第三位まで	搬出先名称 *2 2所まで記入で可。50所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 *3 区別	住所コード *4 41	距離 *5 10km以内	搬出先 *6 *7	⑤再生資源 利用促進量 ②③④⑤ 小数量第三位まで	再生資源利用 促進率 ⑥ (%)	⑦		
コンクリート塊	0.000	ト>			搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%
建設発生木材A (18.9×9.0×2.0材等) (廃棄物の除外)	0.000	ト>			搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%
アスファルト コンクリート塊	0.000	ト>			搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%
その他がれき類	0.000				搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%
建設発生木材B (9.0×9.0×2.0材等) (廃棄物の除外)	0.000				搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%
建設汚泥	0.000	ト>			搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%
金属くず	0.000	ト>			搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%
廃塩化ビニル 管・継手を除く	0.000	ト>			搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%
焼石膏ボード	0.000	ト>			搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%
紙くず	0.000	ト>			搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%
7×7材 (廃散柱)	0.000	ト>			搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%
その他の分別 された廃棄物 (建設発生廃棄物)	0.000	ト>			搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%
第一種 建設発生土	0.000				搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%
第二種 建設発生土	0.000				搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%
第三種 建設発生土	0.000				搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%
第四種 建設発生土	0.000				搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%
液状土 (建設発生汚泥)	0.000				搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%
合計	0.000				搬出先1				ト>			0.000	ト>	0%

【建設発生土の区分】
1. 1種
2. 2種
3. 3種
4. 4種
5. 5種
6. 6種
7. 7種
8. 8種
9. 9種
10. 10種

【建設発生物の搬出先】
1. 1種
2. 2種
3. 3種
4. 4種
5. 5種
6. 6種
7. 7種
8. 8種
9. 9種
10. 10種

【建設発生物の搬出先】
1. 1種
2. 2種
3. 3種
4. 4種
5. 5種
6. 6種
7. 7種
8. 8種
9. 9種
10. 10種

【建設発生物の搬出先】
1. 1種
2. 2種
3. 3種
4. 4種
5. 5種
6. 6種
7. 7種
8. 8種
9. 9種
10. 10種

【建設発生物の搬出先】
1. 1種
2. 2種
3. 3種
4. 4種
5. 5種
6. 6種
7. 7種
8. 8種
9. 9種
10. 10種

建設業許可番号：国土交通大臣(一般)999981

(株) ○△建設 殿

一般財団法人 日本建設情報総合センター



建設副産物情報交換システム工事登録証明書 (計画・実施)

本証明書は、下記の工事が 令和元年05月31日 現在、建設副産物情報交換システムに登録されていることを証明するものです。

見 記 本

工事概要

調査区分 : 計画・実施
発注機関 : 静岡県 ○○事務所
請負会社名 : (株) ○△建設
会社所在地 : 静岡県○○市○○町△丁目○○番○○号
工 事 名 : ○○警察署○○交番新築工事
工事場所 : 静岡県○○市○○町地内
工 期 : 令和元年○月○日 ~ 令和元年○月○日
請負金額 : 60,000,000円 (税込)
工事概要等 : 交番新築工事
庁 舎 : S造2階建 建築面積 95.33㎡ 延べ面積 158.89㎡
駐輪場 : S造1階建 建築面積 4.99㎡ 延べ面積 4.99㎡
外構工事
上記にかかる建築工事1式

様式第 18 号 (第 40 条、第 45 条、第 46 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 横型)

請求明細書

区分	年月日	出来高歩合 C	出来高金額 (一部が繰越定額に 相応する請負代金の額) D	前払金額 B	前払償却額 $B \times C = F$	今回請求額 (第 回) (しゅん工)	支払額 (G - 前回までの支払額の合計額)	円
第 1 回		%						円
第 2 回								
第 3 回								
第 4 回								
第 5 回								
第 6 回								
しゅん工								

備考 E の算出については万円未満を切り捨て、F の算出については万円未満を切り上げること。

説 明 書

年 月 日

様

氏名

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

別表1（建築物に係る解体工事）

別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

その他の別添資料（添付する場合）

案内図

工程表

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	
工程ごとの作業内容及び解体方法	① 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③ 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※ 届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用

円 (税込)

(受注者の見積金額)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円 (税込)

(受注者の見積金額)

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法	
工程ごとの作業内容及び解体方法	① 造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	② 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③ 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円 (税込)

(受注者の見積金額)

法第13条及び省令第4条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程 ごと の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	① 仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	② 土木	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用

円 (税込)

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

円 (税込)

(受注者の見積金額)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

※ 受注者が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

年 月 日

経 歴 書

1 主任技術者等氏名

2 最 終 学 歴

3 職 歴

期 間	

4 工 事 歴

期 間	工 事 名	職 名	備 考

(記載要領)

- ・ 2の最終学歴は、専攻科目まで記載する。
- ・ 3の職歴は、技術者の資格要件となる実務経験に該当する職歴を記載する。
- ・ 4の工事歴は、技術者の資格要件となる実務経験に該当する工事を記載する。
- ・ 行が不足する場合は、適宜追加する。

告 知 書

令和 年 月 日

様

氏名

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第2項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

1. 添付資料

別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

- 別表1（建築物に係る解体工事）
- 別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））
- 別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

その他の別添資料（添付する場合）

- 案内図
- 工程表

[注] 本様式は下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

現場代理人の兼任申請書

年 月 日

発注機関の長

(受注者) 住所
氏名

静岡県発注の下記工事に係る現場代理人について、他の工事の現場代理人との兼任を申請します。

記

受注者名			
現場代理人氏名			連絡先
兼任を申請する工事 (工事 1)	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
請負金額 (税込) ¥	発注機関名		
	監督員		
工事 1 と現場代理人 を兼任しようとする 他の工事 (工事 2)	発注機関名		
	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
請負金額 (税込) ¥	兼任しようとする 工事現場間の所要時間 (直線距離)	工事 1 から	約 分 (Km)
工事 1 及び 2 と現場 代理人を兼任しよう とする他の工事 (工事 3)	発注機関名		
	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から 年 月 日まで	
	請負金額 (税込) ¥	兼任しようとする 工事現場間の所要時間 (直線距離)	工事 1 から
工事 2 から			約 分 (Km)

- 1 契約書の写しを添付すること。
- 2 兼任しようとする工事の発注者が兼任を承認したことが明らかな書類 (現場代理人の兼任承認書の写し (県発注工事) 打ち合わせ記録簿の写し等 (県以外の機関の発注工事)) を添付 (又は後日提出) すること。
- 3 工事箇所に隣接し連続した同種の工事箇所については、兼務件数の原則外として兼務件数を 1 件として取扱うことができる。その場合、請負代金の額が一番大きいものを兼任申請書に記載するものとし、兼務件数を 1 件として取扱う兼任申請書に記載しない工事についても、申請時に同時に申し出る (様式任意) こと。

現場代理人・業務代理人兼任申請書

年 月 日

発注機関の長

(受注者)住所

氏名

貴事務所発注の下記建設工事及び小規模修繕等業務委託について、現場代理人と業務代理人の兼任を申請します。

記

受注者名			
現場(業務)代理人氏名		連絡先	
兼任を申請する工事 (工事1) 請負金額(税込) ¥ _____	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から	年 月 日まで
	監督員		
兼任を申請する工事 (工事2) 請負金額(税込) ¥ _____ 工事2件と業務代理人の兼任を申請している場合	工事名		
	工事箇所		
	工期	年 月 日から	年 月 日まで
	監督員		
工事1及び2の現場代理人と業務代理人を兼任しようとする小規模修繕等業務委託	発注機関名	上記工事と同一	
	業務名		
	業務箇所 (兼任を申請する工事箇所から最も遠い地点)		
	業務期間	年 月 日から	年 月 日まで
	業務委託料(税込) ¥ _____	兼任を申請する工事現場と兼任しようとする業務箇所のうち最も遠い地点間の所要時間及び直線距離	約 分

- * 1 契約書の写し及び小規模修繕等業務委託の入札公告(指名通知)を添付すること。
- * 2 工事1件の請負代金の額(税込)が3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)以上の場合は、兼任できる工事の件数は、原則1件とする(工事2は申請できない)。
- * 3 工事箇所に隣接し連続した同種の3,500万円(建築一式工事にあつては7,000万円)未満の工事箇所については、兼務件数の原則外として兼務件数を1件として取扱うことができる。その場合、請負代金の額が一番大きいものを兼任申請書に記載するものとし、兼務件数を1件として取扱う兼任申請書に記載しない工事についても、申請時に同時に申し出る(様式任意)こと。
- * 4 2件の工事(*3により、兼務件数の原則外として2件以上を1件として取扱う場合を除く)と業務代理人の兼任申請をする場合は、予めそれらの工事同士の現場代理人の兼任が発注者により認められているものであること。また、1件の工事と業務代理人の兼任が認められた後に、もう1件の工事の現場代理人との兼任申請をする場合は、工事同士の現場代理人の兼任申請と、両工事と業務代理人の兼任申請を改めて行うこと。

VE 提案書

(発注者)

様

受注者

住所

氏名

静岡県建設工事請負契約約款第 19 条の 2 に基づき VE 提案書を提出いたします。

工 事 名： 工 事 場 所： 契約締結日：	連絡者 氏名 TEL FAX	
VE 提案の概要		
注) 記入欄が不足する場合には、様式 - 1 の 2 として追記してください。なお、概算低減額は提案を審査する上で参考とするものです。		
番号	項目内容	概算低減額：千円
概算低減額合計		

様式 - 2

番号	項目内容
----	------

(1) 設計図書の内容と VE 提案の内容の対比	
【現状】略図等	【改善案】略図等

(2) 提案理由

(3) VE 提案の実施方法 (材料仕様、施工要領等を記入)

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

	項目内容	
--	------	--

VE 提案による概算低減額及び算出根拠

【現状】						【改善案】					
単位：千円						単位：千円					
名称	規格等	単位	数量	単価	金額	名称	規格等	単位	数量	単価	金額

様式 - 4

番号	項目内容
----	------

(1) 工業所有権等の排他的権利を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項

(2) VE 提案が採用された場合に留意すべき事項 (提案内容の公表に係る所見等)

産業廃棄物処理の委託先の現地確認におけるチェックシート例

平成 27 年 2 月
廃棄物リサイクル課

このチェックシート例について

「静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」(以下「条例」という。)では、産業廃棄物を委託して処理する事業者に対し、その委託先の積替え保管又は中間処理若しくは最終処分施設を現地に確認することを求めています(条例第 10 条)。

条例では、事業者が現地確認において確認すべき項目を詳細に規定していません。事業者には、法に規定される基準等を踏まえ、現地確認において確認する項目を独自に定めて現地確認を行ってください。

このチェックシート例は、事業者が現地確認において確認する項目を検討する際に参考となるように、確認する項目の主な例をまとめ、作成したものです。チェックシート例に記載されている項目に、必要な事項を追加したり(例：整理整頓・清潔等の管理、経営倫理や方針、社員教育等)、修正を加えたりして、活用してください。

チェックシート例では、「優良」、「良」、「要改善」の 3 段階評価の形式がとられていますが、この形式も一例に過ぎません。事業者は、独自に評価の形式を定めて、現地確認をした処理業者が委託先として適当か否かを判断してください。

チェックシート例

実地確認の実施年月日		
実地確認先	事業者名	
	事業場名（施設名）及び住所	
	対応者（役職及び氏名）	
実地確認を行った者		

実地確認の結果の評価 （委託契約の適否等）	
--------------------------	--

A 共通項目

1 処理業者の許可状況	評価
（１）委託する処理（運搬又は中間処理若しくは最終処分）の許可を得ているか。	はい いいえ
（２）処理を委託する産業廃棄物が許可品目に含まれているか。	はい いいえ
（３）処理を委託する期間が許可期限内か。	はい いいえ
2 書面の保存状況（委託契約後の実地確認の場合）	
（１）帳簿 について 整備されているか。 委託した処理は適切に記載されているか。 <small>廃棄物処理法により、産業廃棄物処理業者が、その産業廃棄物の処理について記載し、保存するように義務付けられています。廃棄物処理法施行規則第 10 条の 8 及び第 10 条の 21 に、帳簿の記載事項が規定されています。</small>	はい いいえ はい いいえ
（２）マニフェストは適切に記載され、保管されているか（実地確認した事業場に保管されていなければ、保管されている場所はどこか）。	はい いいえ ()
（３）委託契約書は適切に保管されているか（実地確認した事業場に保管されていなければ、保管されている場所はどこか）。	はい いいえ ()

B 収集運搬業の積替え保管施設

1 積替え保管施設の状況	評価		
(1) 積替施設は、周囲に囲いが設けられ、かつ、積替えの場所であることについて表示されているか。	優良	良	要改善
(2) 保管施設は、周囲に囲いが設けられているか。	優良	良	要改善
(3) 保管施設であることについて必要な事項を表示した掲示板が見やすい箇所に設けられているか。 保管する産業廃棄物の種類、保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、 (屋外で容器を用いない場合)最大積上高さ、保管上限	優良	良	要改善
(4) 産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置が講じられているか。	優良	良	要改善
(5) 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、排水溝等の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆っているか。	優良	良	要改善
(6) 石綿含有産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え保管施設は、その他の物と混合するおそれがないように仕切りを設ける等必要な措置を講じているか。	優良	良	要改善

2 積替え保管施設における産業廃棄物の処理の状況	評価		
(1) 保管されている産業廃棄物は許可品目に含まれているか。	はい	いいえ	
(2) 搬入される産業廃棄物の内容、量を適切に確認しているか。	優良	良	要改善
(3) 産業廃棄物が飛散、流出していないか。	優良	良	要改善
(4) 悪臭、騒音又は振動により生活環境の保全上支障を生じていないか。	優良	良	要改善
(5) 産業廃棄物は決められた場所に保管されているか。	優良	良	要改善
(6) 保管されている産業廃棄物の量が保管上限を超えていないか。	優良	良	要改善
(7) 産業廃棄物の保管に伴い発生する汚水は適正に処理されているか。	優良	良	要改善
(8) 屋外で容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが最大積上高さを超えていないか。	優良	良	要改善
(9) ねずみの生息、及び蚊、はえ等の害虫の発生を防止するための措置が取られているか。	優良	良	要改善

B 処分業の処理施設

中間処理施設

1 処理施設の状況	評価
(1) 廃棄物処理法施行令第7条に規定される処理施設の場合、必要な設置許可を得ているか。	はい いいえ
(2) 施設に腐食が発生していない等、十分な維持管理が施されているか。	優良 良 要改善
(3) 産業廃棄物の飛散、流出及び地下への浸透を防止するための必要な措置が取られている施設か（保管施設を含む。）	優良 良 要改善
(4) 悪臭、騒音及び振動等の発生により、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が取られている施設か。	優良 良 要改善
(5) 排水を放流する場合は、必要な排水処理設備を設けているか。	優良 良 要改善
(6) 産業廃棄物の保管施設は、周囲に囲いが設けられているか。	優良 良 要改善
(7) 産業廃棄物の保管施設は、必要な事項を表示した掲示板が見やすい箇所に設けられているか。 保管する産業廃棄物の種類、保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先、（屋外で容器を用いない場合）最大積上高さ、保管上限	優良 良 要改善
(8) 産業廃棄物の保管施設は、保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、排水溝等の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆っているか。	優良 良 要改善
(9) 石綿含有産業廃棄物 又は特別管理産業廃棄物の保管施設は、その他の物と混合するおそれがないように仕切りを設ける等必要な措置を講じているか。 石綿含有産業廃棄物の中間処理の方法は、環境大臣が定める方法（熔融等）により行うこととされています（廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号二（2））。	優良 良 要改善

2 処理施設における産業廃棄物の処理の状況	評価
(1) 処分されている産業廃棄物は許可品目に含まれているか。	優良 良 要改善
(2) 搬入される産業廃棄物の内容、量を適切に確認しているか。	優良 良 要改善
(3) 産業廃棄物が飛散、流出していないか。	優良 良 要改善
(4) 悪臭、騒音又は振動により生活環境の保全上支障を生じていないか。	優良 良 要改善
(5) 産業廃棄物は決められた場所に保管されているか。	優良 良 要改善
(6) 保管されている産業廃棄物の量が保管上限を超えていないか。	優良 良 要改善
(7) 産業廃棄物の保管に伴い発生する汚水は適正に処理されているか。	優良 良 要改善
(8) 屋外で容器を用いずに産業廃棄物を保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが最大積上高さを超えていないか。	優良 良 要改善
(9) 産業廃棄物の保管施設には、ねずみの生息、及び蚊、はえ等の害虫の発生を防止するための措置は取られているか。	優良 良 要改善

(10) 委託先が中間処理した後の産業廃棄物を委託して処理している場合、この中間処理後の産業廃棄物の適正な処理を確認しているか。 (委託先が中間処理した後の物を有価物として使用又は販売している場合、この中間処理後の物の適正な使用又は販売を確認しているか。)	優良 良 要改善

最終処分場

1 処分場の状況	評価
(1) 最終処分場の設置許可を得ているか。	はい いいえ
(2) 施設に腐食が発生していない等、十分な維持管理が施されているか。	優良 良 要改善
(3) 産業廃棄物の飛散、流出を防止するための必要な措置が取られている施設か。	優良 良 要改善
(4) 悪臭等の発生により、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が取られている施設か。	優良 良 要改善
(5) 最終処分場の入口の見やすい箇所に、産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられているか。	優良 良 要改善
(6) 埋立地の周囲には、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲いが設けられ、産業廃棄物の処分の場所であることの表示がされているか。	優良 良 要改善
(7) 浸出液による公共の水域及び地下水の汚染のおそれがある場合、必要な設備の設置等の措置を講じているか。	優良 良 要改善

2 処分場における産業廃棄物の処理の状況	優良 良 要改善
(1) 処分されている産業廃棄物は許可品目に含まれているか。	優良 良 要改善
(2) 最終処分場の残存容量は十分か。	優良 良 要改善
(3) 搬入される産業廃棄物の内容、量を適切に確認しているか。	優良 良 要改善
(4) 産業廃棄物が飛散、流出していないか。	優良 良 要改善
(5) 悪臭等により生活環境の保全上支障を生じていないか。	優良 良 要改善
(6) 安定型最終処分場にあつては、安定型産業廃棄物以外が混入して処分されていないか。	優良 良 要改善
(7) 浸出液は適正に処理されているか。	優良 良 要改善
(8) 産業廃棄物の種類ごとに埋立基準(廃棄物処理法施行令第6条第3号へからムまで及び第6条の5第3号ニからツまでに掲げられる基準)に合った処分をしているか。	優良 良 要改善
(9) ねずみの生息、及び蚊、はえ等の害虫の発生を防止するための措置は取られているか。	優良 良 要改善

(表紙)

使用材料(機材)報告書

建設工事名

建設工事箇所

本工事の主要な使用材料(機材)について別紙(内訳書)のとおり使用したので報告いたします。

年 月 日

発注者 様

受注者
現場代理人

注

・工種別施工計画書に必要事項を明記した場合は、本報告書を提出する必要はない。

別紙(内訳書)(用紙A4版横型)

工種名	材料(機材)名	商	品名	規格	格	製造会社名

令和 年 月 日

監督員 様

(会社名)
現場代理人

同等品使用願

工事について下記材料・機材等を同等品として使用したいので承諾を願います。

記

1. 材料・機材等の名称

2. 製造業者等名

3. 同等品を使用する理由

.....
(注) 1. 同等品と証明する資料を添付する。
2. 指定された材料を使用できない理由を記入すること。
3. 個別施工計画書に必要事項を明記した場合は、本使用願を提出する必要はない。

誓約書

下記1に基づく工事の履行に際し、下記2の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 工事名

〇〇〇〇工事

(当初契約日 年 月 日)

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- (3) 本契約に基づく工事の履行に際し、下請契約(再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。)を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
 - イ 下請負者が、本契約に基づく工事の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
 - ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

発注者職名氏名様

住所
受注者商号
氏名(法人にあっては、代表者の氏名)印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働契約法 (平成 19 年法律第 128 号)
- (3) 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律 50 号)
- (6) 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)
- (7) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)
- (8) 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)
- (9) 労働組合法 (昭和 24 年法律第 174 号)

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号)
- (2) 下請代金支払遅延等防止法 (昭和 31 年法律第 120 号)
- (3) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)

誓約書

下記1に基づく工事の履行に際し、下記2の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 元請契約名

〇〇〇〇契約

(当初契約日 年 月 日)

*元請者が記載すること

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく工事の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）の発注者に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに下請契約の発注者に報告すること。
- (3) 本契約に基づく工事の履行に際し、再下請契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 再下請負者から誓約書を提出させ、その写しを下請契約の発注者に提出すること。
 - イ 再下請負者が、本契約に基づく工事の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2)の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を下請契約の発注者に報告すること。
 - ウ 再下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該再下請負者を通じてア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

下請契約の発注者 様

住 所
商 号
氏 名(法人にあっては、代表者の氏名)印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働契約法 (平成 19 年法律第 128 号)
- (3) 最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律 50 号)
- (6) 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号)
- (7) 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号)
- (8) 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号)
- (9) 労働組合法 (昭和 24 年法律第 174 号)

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号)
- (2) 下請代金支払遅延等防止法 (昭和 31 年法律第 120 号)
- (3) 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号)

建設工事執行規則 様式第13号（第24条関係）（用紙 日本産業規格 A4横型）

材料検査簿

1 建設工事名

2 建設工事箇所

品	種	規	格	設	計	単	年	月	日	檢	査	檢	査	數	量	合	數	格	量	不	合	數	量	累	計	檢	印				

令和 年 月 日

(発注者)

殿

受注者名

現場代理人

発生材報告書

工事名 _____ の施工に伴い別紙調書のとおり、発生材が生じたので報告します。

令和 年 月 日		監督員 *	監理事務所 *	現場代理人 *	監理技術者 *	NO.	
工事週報 実施工程表 施工報告	受注者 工事						
	工事週報	実施工程表(今週)		実施工程表(来週)		施工報告	
施工場所 区分						資料の有無	
月/日 曜日						報告は一工程終了毎とする。 (確認内容も含めて記載する。)	
騒音・振動等 打合せ 検査 *							
天							
気							
晴							
曇							
雨							
雪							
【キーブランチ】							
上記の内容について確認したので報告します。							
監理技術者 氏名							
(検査項目等記載)							

(注) * 印欄は参考表示とする。

休日・夜間作業届

年 月 日

発注機関の長 様

受注者名

現場代理人

下記のとおり休日（夜間）作業を行うので報告します。

記

- 1．工 事 名
- 2．作 業 日 時
- 3．作 業 内 容
- 4．作 業 人 数
- 5．作 業 理 由
- 6．そ の 他

令和 年 月 日 時

営繕工事事故速報（第 報）

報告者名： (株)
電話番号： - -

工事概要	工事名称	令和 年度(第 - Z - 号) 建築工事			
	請負金額	〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円			
	工期	令和 年 月 日		~	令和 年 月 日
事故発生時期		令和 年 月 日 : 頃			
被災者	雇用主				
	職種				
	氏名		性別		年齢
事故概要					
ケガの状況					
対応	工事作業の状況				
	通報先	警察 ・ 消防 ・ 労働基準監督署(現地調査の予定: 有 ・ 無)			
その他特記事項					

注1) 事故が発生した場合は直ちに「緊急連絡表」に掲載の監督員に通報すること。

注2) この速報は発生直後、直ちに第1報を入れ、ケガの状況や現場での対応があり次第、
第2、3報を入れ、指示を仰ぐものとする。

注3) この速報様式は、「緊急連絡表」と一体のものとして、現場に保管すること。

工事発注課	課	-	-
FAX番号	課	-	-

年 月 日 時

くらし・環境部建設工事等現場事故速報(第 報)

報告者名: (株)

電話番号: - -

工事名					
事故発生日時					
被害者	雇用主(団地)				
	職種(棟・部屋)				
	氏名		性別		年齢
事故概要					
ケガの状況					
対応					
その他特記事項					

- 1 事故が発生した時は直ちに緊急連絡表に載っている監督員(3人の内1人に)通報する。
- 2 この速報は発生直後直ちに、第1報を入れ、ケガの状況や現場での対応があり次第、2, 3報をいれ指示を仰ぐものとする。
- 3 この速報様式は緊急連絡体制表と一体の物として、現場に保管しておく。

工事発注課FAX番号	土木事務所 課	-	-
------------	---------	---	---

記入要領

- 6 . について、事故位置図（工事名入）、被災状況図、診断書コピーの添付、事故の（再現）写真、図
- 7 . について、物損の場合は不要
- 8 . について、公衆災害及び物損の場合は不要
新規入場から何日目の事故であるかを記入
- 1 2 . について、視点：事故の要因は何か。
- 1 3 . について、元請、関係請負人責任者の事故時の配置状況、命令系統を明記
- 1 4 . について、以下の項目を確認
 - ・ 作業前に計画された安全対策内容（事故に係わる代表的な個所を抜粋）
 - ・ 施工計画（事故に係わる代表的な個所を抜粋）
 - ・ 元請から下請けへの事故に関する事項の周知状況
 - ・ 作業指示書（当日作業のみ）、KY（当日作業、事故に係わる内容であれば、事故前も可）、その他打ち合わせ記録は、事故に係わる内容で代表的な個所を抜粋
 - ・ 作業機械に関する事故であれば、機械の点検状況
- 1 5 . について、会社が定めている安全管理体制で、当該事故に係わる事項の代表的な個所を抜粋
- 1 6 . について、概要が把握できる程度でよい。
- 1 9 . について、資料の添付の必要はないが、説明資料等として以下の項目を用意
 - ・ 事故内容のほか、事故の原因となった物、事象が各種法令に違反していないか確認して下さい。
 - ・ 監督員の受注者に対する指導内容について確認して下さい。（口頭のみでも可）
 - ・ 低入札工事、総合評価で安全対策の提案がある場合はその内容が分かる資料（入札調書、技術提案書等）を準備願います。

地震・異常気象時現場点検報告書

送付状なしでお送り下さい。

震度4以上・大雨警報・暴風警報・大雪警報：発表 年 月 日

報 告： 年 月 日

工事名称： _____

受注者： _____

報告者名： _____

発注機関名： _____

FAX： _____

Eメール： _____

@pref.shizuoka.lg.jp

安全点検表					
点検：点検したものは ，該当なしは - 対応：具体的に記入する		事前点検		事後点検	
		月 日 時		月 日 時	
単位	NO.	チェックすべき事項		点検	対応
全 体	1	工事敷地			
	2	工事目的物			
	3	現場事務所耐風対策は良いか			
	4	仮囲い・バリケード・ゲートは良いか			
	5	工事看板及びその他看板類の固定は良いか			
	6	場内全般の飛散の恐れのある物は無いか			
	7	近接している電線(架線)は大丈夫か			
	8	揚重機(タワークレーン等)の耐風対策は良いか			
	9	その他			
足 場 関 係	10	足場脚部の水はけは良いか			
	11	足場脚部の沈下は無いか			
	12	足場脚部の敷板への固定・根がらみは良いか			
	13	壁つなぎ(間隔・締付け・アンカーの状況)は良いか			
	14	足場上に物は置いてないか。やむを得ない場合の固定はしてあるか			
	15	足場全体各部の締付部の点検			
	16	壁つなぎがとれていない場合の足場の控えはとってあるか			
	17	隅各部のTOP火打材はしてあるか(高層の場合、2層毎設置が望ましい。)			
	18	枠組足場(プレス・アームロック)の点検			
	19	単管・くさび緊結式足場の大違いは大丈夫か			
	20	朝顔の点検			
	21	工事用シートの巻寄せ又は撤去はしたか(風圧減少効果 = 特に地表3層)			
	22	枠組足場が躯体より突出している場合は、養生シートを巻き取るか撤去する			
	23	強風が開口部を貫通する場合、風対策(特に風下側)は大丈夫か			
	24	吊足場の状況は良いか			
	25	移動式足場の移動・転倒対策は良いか			
26	その他				
そ の 他	27	資材、機器等の飛散・転倒防止			
	28	飛散、破壊が懸念される重要物品の退避			
	29	浸水、湛水、洪水その他の情報把握体制			
	30	強風等納まった時、各部の緊結部や接合部の緩みの点検			
(被害があった場合その被害状況)					

(この欄は、記入しないで下さい)

工事発注課受信確認：

担当監督員氏名：

台帳記録：

工 期 延 長 請 求 書

1 建設工事名

2 建設工事箇所

市

郡

町

3 請負代金額

円

4 契約年月日

年

月

日

5 工 期

着手

年

月

日

完成

年

月

日

6 変更完成期日

年

月

日

7 工期延長の理由

上記のとおり工期の延長を請求します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

変 更 工 程 表

1 建設工事名

2 建設工事箇所 市
 郡 町

3 工 期 着手 年 月 日
 完成 年 月 日

工 種	設計数量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通計歩合	%												

上記のとおり変更したいので、変更工程表を提出します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所
受注者 商 号
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

備考 変更した部分は、朱書きすること。

【参考様式】

令和 年 月 日

(発注者) 様

(受注者名) _____
 (警備会社名) _____

交通誘導警備員勤務実績報告書

このことについて、実績を報告します。

工事名	交通誘導警備員 A		交通誘導警備員 B	
年月日	配置人員	勤務時間	配置人員	勤務時間
		人	h	人
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
	人	h	人	h
合計	人	h	人	h

本報告書は、工事完成時に提出すること。
 実績を確認できるように、勤務伝票等を整理しておくこと。(提出は不要)

再資源化等報告書

年 月 日

様

氏名

(郵便番号 -)電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 再資源化等が完了した年月日 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円(税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

再生資源利用実施書(必要事項を記載したもの)

再生資源利用促進実施書(必要事項を記載したもの)

別 紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況			
工事名称		施工者名	
項目	評価内容	備考	
創意工夫 「高度技術」で評価するほどではない軽微な工夫	準備・片付け		
	施工関係	施工に伴う機械・器具・工具・装置類 二次製品・代替製品の利用 施工方法の工夫 施工環境の改善 仮設計画の工夫 施工管理・品質管理の工夫	
	品質関係		
	安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全教育・講習会・バトロールの工夫 作業環境の改善 交通事故防止の工夫	
	施工管理関係		
	その他		
工事特性 工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術力	建物規模		
	建物固有	建物の耐震レベル 建物機能の特殊性	
	技術固有	特殊な工種及び工法 新工法（機器類を含む）及び新材料の適用	
	自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の状況 作業スペースの制限 気象現象の影響 地滑り・急流河川・潮流等、動植物等	
	周辺環境等、社会条件	埋設物等の地中内の作業障害物 鉄道・供用中の道路、建築物等の近接施工 騒音・振動・水質汚濁等環境対策 作業スペース制約、現道上の交通規制 廃棄物処理	
	現場での対応	長期工事への対応 災害での臨機処置 施工状況（条件）の変化への対応 工事時間の制限（停電、給排水等の制限を含む）	
	その他		
社会性等 地域社会や住民に対する貢献	地域への貢献等	救援活動への協力 地域の自然環境保全、動植物の保護 現場環境の地域への調和 地域住民とのコミュニケーション ボランティアの実施	

- 1 該当する項目の にレマーク記入
- 2 具体的内容の説明として、写真・略図等を説明資料に整理

創意工夫・工事特性・社会性等に関する実施状況（説明資料）			
工 事 名			
項 目		評価内容	
提案内容			
<p>（説明）</p>			
<p>（添付図）</p>			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

様式第1号

年 月 日	
発注者 職 名 氏 名 様	
住 所	
受 注 者 商 号	
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)	
第 回 中 間 検 査 申 請 書	
次のとおり中間検査を申請します。	
工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
請 負 代 金 額	
担 当 監 督 員	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
検 査 希 望 年 月 日	年 月 日
中 間 検 査 内 容	

検査希望年月日は、監督員と協議して決定する。

出 来 形 確 認 請 求 書

1 建設工事名

2 建設工事箇所 市 郡 町

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 請負代金額 円

5 出来形の内容

工 種	単 位	設 計 数 量 A	出 来 高 数 量 B	出来高歩合 $B \div A$ $\times 100=C$	構 成 比 率 D	通 計 出 来 高 歩 合 $C \times D$	摘 要
				%		%	
計							

年 月 日現在における第 回出来形の確認を請求します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所
受注者 商 号
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

(乙)

工 種	単位	設計数量 A	出来高数量 B	出来高歩合 $B \div A$ $\times 100 = C$	構成比率 D	通 計 出 来 歩 合 C \times D	摘 要
				%		%	

修 補 完 了 届 出 書

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所 市 町
郡
- 3 請負代金額
- 4 契約年月日 年 月 日
- 5 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 6 完成年月日 年 月 日
- 7 検査年月日 年 月 日
- 8 修 補 事 項
- 9 修補完了年月日 年 月 日

上記のとおり修補を完了したので、届け出ます。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所
受注者 商 号
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名)

監 督 員 通 知 書

- 1 建設工事名

- 2 契約年月日

- 3 監督員の職氏名

上記のとおり監督員を置いたので、静岡県建設工事請負契約約款第 9 条第 1 項の規定に基づき通知します。

年 月 日

受注者 住 所
商 号 様
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

発注者 職 名 氏 名

様式第1号

監督員変更通知書

1 建設工事名

2 契約年月日

3 監督員の職氏名

変更前		変更後	
職名	氏名	職名	氏名

上記のとおり監督員を変更したので、静岡県建設工事請負契約約款第9条第1項の規定に基づき通知します。

年 月 日

住 所
受注者 商号又は名称 様
氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）

発注者 職 名 氏 名

通 知 書

令和 年 月 日

殿

(工事発注者)発注者職氏名: _____

住 所: _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名			
	担当者職氏名 <small>フリガナ</small>			
	電話番号	-	-	(内線)
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所	静岡県	市町	
	工事の概要	<p>工事の種類</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は建築の工事に該当しないもの</p> <p><input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 ()注1</p> <p>工事の規模</p> <p>建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m²</p> <p>建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m²</p> <p>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p style="text-align: right;">用途 _____、階数 _____、請負代金額 _____ 万円(税込)</p> <p>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金額 _____ 万円(税込)</p>		
	工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
		工事着手予定日: 令和 年 月 日		
請負者	会社名		現場代理人氏名 <small>フリガナ</small>	
	所在地	〒 - -		
	電話番号	-	-	(内線) FAX - -

受付番号: _____

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。

(例: 舗装、築堤、土地改良等)

分別解体等の計画等

建築物の構造		木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 年、棟数 棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 住宅 商業施設 学校 病院 その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 十分 不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 有() 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 有 無 その他()		
	残存物品	有() 無		
	他法令関係	フロン (フロン排出抑制法)	有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) 無	
		石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	有 特定建設資材への付着(有 無) 飛散性石綿(吹き付け石綿等) 非飛散性石綿(石綿含有ビニル床タイル等) 無	
	特定建設資材への付着物(石綿以外)	有 () 無		
	その他 (特定建設資材以外への付着物などの有害物質等の状況) (その他必要事項を記載)	有 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等) 非飛散性石綿(石綿含有建材) その他() 無 その他()		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	
	建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
	屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()	
	外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用	
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用	
その他 ()	その他の取り壊し 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用		
工事の工程の順序		上の工程における の順序 その他() その他の場合の理由()		
内装材に木材が含まれる場合		の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し 可 不可 不可の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	
		コンクリート塊	トン	
		アスファルト・コンクリート塊	トン	
	建設発生木材	トン		
(注) 建築設備・内装材等 屋根ふき材 外装材・上部構造部分 基礎・基礎ぐい その他				
備考				

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類		コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数____年、棟数____棟 その他()			
	周辺状況	周辺にある施設 住宅 商業施設 学校 病院 その他() 敷地境界との最短距離 約____m その他()			
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容		
	作業場所	作業場所 十分 不十分 その他()			
	搬出経路	障害物 有() 無 前面道路の幅員 約____m 通学路 有 無 その他()			
	他法令関係(修繕・模様替工事のみ)	フロン(フロン排出抑制法)	有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) 無		
		石綿(大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	有 特定建設資材への付着(有 無) 飛散性石綿(吹き付け石綿等) 非飛散性石綿(石綿含有ビニル床タイル等) 無		
	特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)(石綿以外)	有 () 無			
その他(特定建設資材以外への付着物などの有害物質等の状況)(その他必要事項を記載)	有 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材) ・保温材・耐火被覆材等) 非飛散性石綿(石綿含有建材) その他() 無 その他()				
工程ごとの作業内容	工程		作業内容		
	造成等	造成等の工事 有 無			
	基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 有 無			
	上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 有 無			
	屋根	屋根の工事 有 無			
	建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 有 無			
その他()	その他の工事 有 無				
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)
			コンクリート塊	トン	
			アスファルト・コンクリート塊	トン	
			建設発生木材	トン	
(注) 造成等 基礎 上部構造部分・外装 屋根 建築設備・内装等 その他					
備考					

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ)		鉄筋コンクリート造 その他()		
工事の種類		新築工事 維持・修繕工事 解体工事 電気 水道 ガス 下水道 鉄道 電話 その他()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		コンクリート コンクリート及び鉄から成る建設資材 アスファルト・コンクリート 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 住宅 商業施設 学校 病院 その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所 十分 不十分 その他()	
	搬出経路		障害物 有() 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 有 無 その他()	
	他法令関係(解体・維持・修繕工事のみ)	フロン (フロン排出抑制法)	有(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうちフロン類が使われているもの) 無	
		石綿 (大気汚染防止法・安全衛生法石綿則)	有 特定建設資材への付着(有 無) 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材 ・保温材・耐火被覆材等) 非飛散性石綿(石綿含有建材)	
	特定建設資材への付着物(解体・維持・修繕工事のみ) (石綿以外)		有 () 無	
	その他 (特定建設資材以外への付着物などの有害物質等の状況) (その他必要事項を記載)		有 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材 ・保温材・耐火被覆材等) 非飛散性石綿(石綿含有建材) その他() 無 その他()	
工程		作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
工程ごとの作業内容及び解体方法	仮設		仮設工事 有 無 手作業 手作業・機械作業の併用	
	土工		土工事 有 無 手作業 手作業・機械作業の併用	
	基礎		基礎工事 有 無 手作業 手作業・機械作業の併用	
	本体構造		本体構造の工事 有 無 手作業 手作業・機械作業の併用	
	本体付属品		本体付属品の工事 有 無 手作業 手作業・機械作業の併用	
	その他 ()		その他の工事 有 無 手作業 手作業・機械作業の併用	
	工事の工程の順序 (解体工事のみ)		上の工程における の順序 その他() その他の場合の理由()	
工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ)		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	
		コンクリート塊	トン	
		アスファルト・コンクリート塊	トン	
		建設発生木材	トン	
(注) 仮設 土工 基礎 本体構造 本体付属品 その他				
備考				

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

V E 提案採否通知書

(受注者)

様

(発注者)

長

契約後V E 特記仕様書 3 (1) に基づき、令和 年 月 日付けで提出されたV E 提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 名：令和 年度 <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">工 事</div> 工 事 場 所： 市 地内 契約締結日：令和 年 月 日	V E 提案項目数： 採用項目数： 不採用項目数：	件 件 件		
V E 提案に対する「採否」及びその理由				
番号	項目内容	採否の区分	採否の理由	特記事項
1		採・否		
2		採・否		

採否に関する問い合わせ先及び担当課

静岡県交通基盤部

電話

課 電話

土木事務所

課 電話

部分使用承諾願

令和 年 月 日

様

静岡県知事

印

静岡県建設工事請負契約約款第33条第1項の規定に基づき下記のとおり部分使用したいので、別添「部分使用承諾書」により承諾願います。

記

1 建設工事名

2 建設工事箇所 市 町

3 工期 着手 令和 年 月 日
完成 令和 年 月 日

4 使用部分 (別図の範囲)

5 使用期間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

様式第1号

様 工 事 事 故 等 発 生 報 告 書	第 年 月 日 号 建築工事課長 設備課長 (土木事務所長)
商号又は名称	株式会社
代表者氏名	
許可番号	大臣 () 第 号 知事
営業所所在地	静岡県 市 番地
関係工事名	年度(第 - Z - 号) 建築工事
工事箇所	静岡県 市 地内
発生時期	年 月 日 PM : 頃
発生場所	静岡県 市 地内(現場内)
<p>(内容)工事事故等報告書(様式第1号)へ、次の資料を添付する。</p> 事故報告書(様式第2号) (インターネット国交省SASセンターアドレス sas.hrr.mlit.go.jp/ の様式に事務所安全委員会の対応、警察署、監督署の動向等を入力、請負業者と事務所双方の入力頁あり) 事故処理状況調書(時間的経過)(様式第3号) 事例周知・再発防止(様式第4号) 断面図、写真等の事故の状況をワード様式に電子データとして貼り付けたもの 位置図、平面図(各々A4版) 契約書写し、主任技術者等通知書写し、工程表写し 下請負人関係書類写し(注文請書、下請負人通知書、下請取引責任者通知書) 工事施工計画書の写し 以下 ~ は必要に応じて提出する。 労働基準監督署への「労働者死傷病報告書」写し 労災保険加入の有無 被災者の診断書写し 参考資料(新聞記事等)	

注1) 工事発注課(建築工事課又は設備課の場合)は建築企画課及び営繕委員会、建設業課、工事検査課へ報告書を提出する。

注2) 工事発注課(土木事務所の場合)は建築企画課へ報告書(3部)を提出する。
 建築企画課は、報告書を建設業課、工事検査課へ提出する。

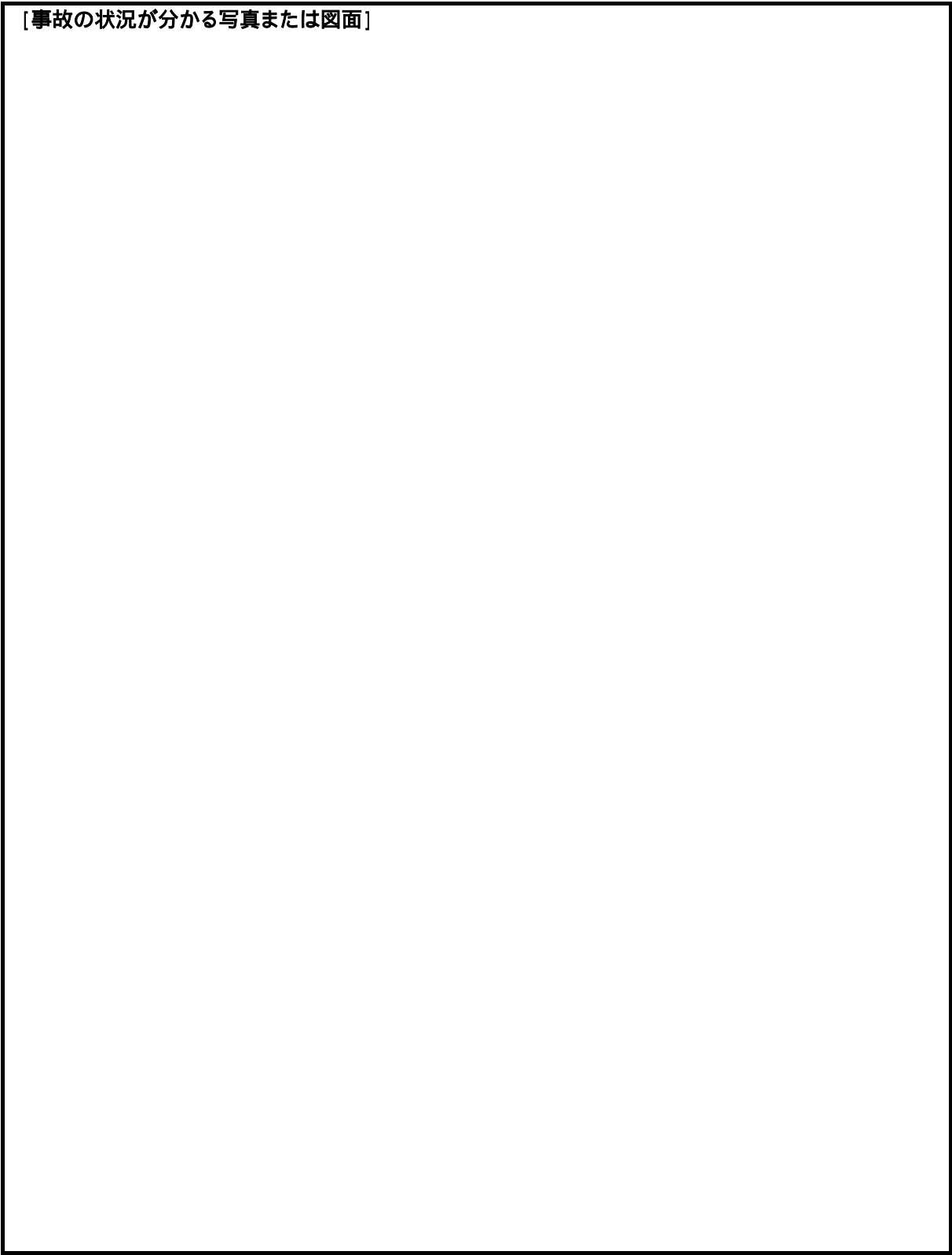
	事故処理状況調書(時間の経過)

事故周知・再発防止(年度発生事例)

災害の種類		工事区分	
事故内容		被災者	性別・年齢
被災状況		職 業	
<p>[災害の概要] 現場の状況： 事故の概要： ()年()月()日(曜日) 安全対策の有無：</p>			
<p>[再発防止策] 問題点： 防止対策：</p>			
<p>[事故の状況が分かる写真または図面]</p>			

事故周知・再発防止(年度発生事例)

[事故の状況が分かる写真または図面]



第四号の二の二書式（第十七条の十五関係）（A4）

（表面）

工事監理報告書

工事監理を終了しましたので、建築士法第20条第3項の規定により、その結果を報告します。

年 月 日

（ ）建築士（ ）登録第 号
氏名 印

（ ）建築士事務所（ ）登録第 号
名称
所在地
電話 番

建築主 殿

建築物の名称及び所在地				
工事種別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替			
建築確認番号	第 号			
建築確認年月日	年 月 日			
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで			
工事期間における主要な設計変更	変更年月日	変更された設計図書の種類	変更の概要	
主要な建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることの確認	確認年月日	建築材料、建築設備等の名称及び規格	名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
主要な工事が設計図書のとおりであることの実施されていることの確認	確認年月日	確認事項	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要

(裏面)

	確認 年月日	確認事項	確認結果の概要	
工事完了時における確認				
	注意 年月日	注意の概要	工事施工者の対応と 建築主に対する報告の概要	
工事施工者に与えた注意				
	意見を聴いた年月日	意見を聴いた者の住所及び氏名	意見を聴いた者の勤務先の住所及び名称	意見を聴いた事項
建築設備に係る意見			電話 番	
備考				

- 〔記入注意〕
- 1 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。
 - 2 「工事種別」の欄は、該当するものを で囲んでください。
 - 3 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
 - 4 「工事施工者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第3項に規定する注意について記入してください。
 - 5 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合に記入してください。
 - 6 「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
 - 7 ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。

様式 1

受 託 検 査 依 頼 書

第 号
年 月 日

工 事 検 査 課 長 様

課長

下記の案件について、受託検査を依頼します。

記

- 1 事 業 名
- 2 箇 所
- 3 工 期
- 4 工 事 名 (予 定 を 含 む) 及 び 工 事 概 要
- 5 旅 費 の 再 配 当
・ 旅 費 に つ い て は 、 受 託 検 査 決 定 後 再 配 当 し ま す 。

概要が解る図面を添付

担当者名
電 話

様式第2号

第 号 年 月 日	
工事検査課長（ 事務所長 ） 様	
発注機関の長	
工 事 検 査 申 請 書	
次のとおり工事(完成・一部完成・出来形・中間)検査を申請します。	
工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
検 査 の 種 類	完成・一部完成・出来形(第 回)・中間(第 回)
請 負 代 金 額	
受 注 者	
担 当 監 督 員	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
完 成 ・ 一 部 完 成 日 年 月 日	年 月 日
完 成 届 出 書 受 理 出来形確認請求書受理 契約解除通知・受理日 年 月 日	年 月 日
出 来 形	%
中 間 検 査 内 容	
備 考	

- 1 出来形検査の場合は、出来形調書を添付する。
- 2 一部完成検査の場合は、その内容を備考欄に記載する。

工 事 検 査 記 録

入札方式		総合評価		契約	
事業種別	県単・公共	工事番号		担当事業課	
建設工事名				工区	
建設工事箇所			事務所名		
当初契約額			現場代理人		
変更契約額			主任(監理)技術者		
受注者			補助技術者		
			品質証明員		
課・支所名・監督員名	課・支所名		担当監督員		
	主任監督員		総括監督員		
当初工期	年 月 日		~	年 月 日	
変更工期	年 月 日		~	年 月 日	
契 約 区 分	今年度発注の場合 ...				
	前年度発注の場合 ...				
工 事 概 要					
種別	回数	日 付		検査員名	検 査 内 容
中 間 検 査	第 回	検査日	年 月 日		
		処理日	年 月 日		
	第 回	検査日	年 月 日		
		処理日	年 月 日		
	第 回	検査日	年 月 日		
		処理日	年 月 日		
	第 回	検査日	年 月 日		
		処理日	年 月 日		
	第 回	検査日	年 月 日		
		処理日	年 月 日		
出 来 形 検 査	第 回	検査日	年 月 日		出 来 形
		処理日	年 月 日		%
	第 回	検査日	年 月 日		出 来 形
		処理日	年 月 日		%
	第 回	検査日	年 月 日		出 来 形
		処理日	年 月 日		%
	第 回	検査日	年 月 日		出 来 形
		処理日	年 月 日		%
一 部 完 成 検 査	第 回	検査日	年 月 日		指定工期
		処理日	年 月 日		年 月 日
	第 回	検査日	年 月 日		指定工期
		処理日	年 月 日		年 月 日
完 成 検 査		検査日	年 月 日		完成届出
		処理日	年 月 日		書受理日
		再検査日	年 月 日		期 限
		処理日	年 月 日		受 理 日
工 事 事 故 等				評定点	業種
備 考					

第 年 月 日
号

受 注 者 様

契約担当者

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、静岡県建設工事成績評定要領に基づき、評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問を付して、この書面の通知を受けた日から 14 日以内に書面により、説明を求めることができます。

また、疑問の旨に対する説明は、書面により回答いたします。

工 事 番 号	
建 設 工 事 名	
建 設 工 事 箇 所	
請 負 代 金 額	
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日
評 定 点	点 (項目別評定点は別紙 1 のとおり)
修 正 評 定 点	点 (項目別評定点は別紙 1 のとおり)
業 種	

手続き等問い合わせ先

項目別評定点

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	. 施工体制一般	/ 3.3 点
	. 配置技術者	/ 4.1 点
2. 施工状況	. 施工管理	/ 13 点
	. 工程管理	/ 8.1 点
	. 安全対策	/ 8.8 点
	. 対外関係	/ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	. 出来形	/ 14.9 点
	. 品質	/ 17.4 点
	. 出来ばえ	/ 8.5 点
4. 工事特性(加点のみ)	. 高度技術力	/ 7.3 点
5. 創意工夫(加点のみ)	. 創意工夫	/ 5.7 点
6. 社会性等(加点のみ)	. 地域への貢献等	/ 5.2 点
7. 法令遵守等(減点のみ)	工事事務等による減点 総合評価による減点	
評定点合計		/ 100 点

出来形歩合調書

1 建設工事名

2 建設工事箇所 市 郡 町

3 工期着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 請負代金額 円

5 出来形の内容

工種	単位	設計 数量 A	出来高 数量 B	出来高歩合 $B \div A \times 100 = C$	構成 比率 D	通計 出来高 歩合 $C \times D$	摘要
				%		%	
計							

年 月 日現在における第 回出来形は上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

職名・氏名

印

静岡県営繕事業に係る情報共有・電子納品運用ガイドライン

令和3年4月（令和3年10月改定）

静岡県交通基盤部建築企画課

目次

1.本ガイドラインの取り扱い.....	3
1.1 目的.....	3
1.2 対象業務・工事.....	3
1.3 準拠する要領・基準類.....	3
1.4 電子納品の対象とする書類の考え方.....	3
2. 対象書類.....	4
2.1 フォルダ構成【工事】	4
2.2 フォルダ構成【業務】	4
2.3 対象書類【工事】	5
3.事前協議.....	6
3.1 協議内容【工事】	6
3.2 協議内容【業務】	6
4.全体の流れ【工事】	7
4.1 全体の流れ.....	7
5.情報共有システム【工事】	8
5.1 利用に関する手続き.....	8
5.1.1 全体の流れ.....	8
5.1.2 利用申込み.....	8
5.2 工事帳票.....	8
5.2.1 対象工事帳票.....	8
5.2.2 工事帳票の作成.....	9
5.2.3 工事帳票の処理.....	9
5.2.4 工事帳票の整理.....	9
5.3 工事帳票に関する留意事項.....	9
5.3.1 文書(電子)の印鑑の取扱い.....	9
5.3.2 原本が紙媒体の書類.....	9
5.4 工事完成図書の作成.....	9
5.5 検査.....	9
5.5.1 検査準備.....	9
5.5.2 検査実施.....	9
5.6 保管（受注者）	10
5.7 その他の機能.....	10
5.7.1 連絡機能.....	10
5.7.2 スケジュール機能.....	10
6.電子媒体による納品.....	11
6.1 提出部数.....	11
6.2 電子成果品のチェック.....	11
6.3 保管(発注者).....	11

本ガイドラインの項目の対象は以下のとおり。

【工事】 工事のみ対象となる内容

【業務】 業務委託のみ対象となる内容

1. 本ガイドラインの取り扱い

1.1 目的

「静岡県営繕事業に係る情報共有・電子納品運用ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」という。)は、静岡県が発注する公共事業で情報共有及び電子納品を実施するにあたり、対象範囲、適用基準類、発注者と受注者が留意すべき事項等を示したものである。

1.2 対象業務・工事

本ガイドラインは、静岡県交通基盤部が発注する営繕工事及びそれらに関連して行なう設計業務委託に適用する。なお、地質調査業務については本ガイドラインの規定は適用せず、「地質・土質調査成果電子納品要領」(国土交通省)に従うこととする。

1.3 準拠する要領・基準類

本ガイドラインに記載のない項目は、以下の要領・基準に準拠する。なお、各電子納品に関する要領・基準は、適宜追加・改定等が行われるため、最新版を適用する。

表1 準拠する要領・基準類

要領・基準名	策定
静岡県建築設計業務等電子納品等要領	静岡県交通基盤部建築企画課
静岡県営繕工事電子納品要領	
静岡県 CAD 図面作成要領	
営繕工事写真撮影要領	国土交通省大臣官房官庁営繕部

1.4 電子納品の対象とする書類の考え方

電子納品の対象とする書類の考え方は、次のア) 又はイ) のいずれかに該当すると発注者が判断したものを対象とする。

- ア) 次フェーズ以降で電子データを利活用するもの
- イ) 効率化が図られると判断したもの

この考え方に照らして、以下の書類を電子納品の対象とし、紙による成果品も併せて納品することとする。

表2

業務種別	電子納品対象書類
建築設計業務	設計図、積算数量算出書、工事費内訳書
工事	完成図等

発注に際しては電子納品の対象とする書類について、特記仕様書等に記載する。契約後に、特記仕様書等に記載されていない書類を電子納品の対象にするには協議時に受発注者間でこの考え方に基づき協議する。

2. 対象書類

2.1 フォルダ構成【工事】

電子納品のフォルダ構成は表3による。

表3 電子納品のフォルダ構成(工事)

フォルダ	サブフォルダ	納品項目	備考
DRAWINGF		・完成図、施工図等	
	ORG		
MAINT		・建築物の利用に関する説明書等	
	ORG		
PLAN		・施工計画書等	
	ORG		
SCHEDULE		・実施工程表等	
	ORG		
MEET		・工事打合せ簿等	
	ORG		
MATERIAL		・使用材料報告書、県産材販売管理表の写し、等	
	ORG		
PROCESS		・施工報告書等	
	ORG		
INSPECT		・技術検査記録等	
	ORG		
SALVAGE		・発生材調書等	
	ORG		
OTHERS			
	ORG		
PHOTO		・工事写真、完成写真等	
ICON			
BORING			

2.2 フォルダ構成【業務】

業務委託の電子納品のフォルダ構成は表4による。

表4 電子納品のフォルダ構成(業務)

フォルダ	サブフォルダ	納品項目	備考
DRAWINGF		・完成図等	
	ORG		
REPORT		・業務関係資料	
	ORG		
PHOTO			
ICON			
BORING			

2.3 対象書類【工事】

紙媒体による提出が必要となる書類は、電子化の対象外とする。

表5 電子化対象外の書類

種別	項目
契約関係書類	契約書
	建設業退職員共済組合掛金収納書
	工程表
	主任技術者等通知
	補助技術者通知
	請負代金内訳書
	火災保険等加入届出書
	情報共有・電子納品事前協議チェックシート
	工期延長請求書
	出来形確認請求書
	完成届出書（完成写真共）
引渡書	
施工関係書類	材料検査簿

3. 事前協議

3.1 協議内容【工事】

情報共有システムの利用、電子納品の実施に当たり必要となる以下の内容について「事前協議チェックシート」により協議を行う。

- 1) 適用する要領・基準類
- 2) 情報共有システムの利用の有無
- 3) 対象書類の取扱い
- 4) 検査方法
- 5) ボーリングデータの取扱い(※地質・土質調査がある場合)

3.2 協議内容【業務】

電子納品の実施に当たり必要となる以下の内容について「事前協議チェックシート」により協議を行う。

- 1) 適用する要領・基準類
- 2) 対象書類の取扱い
- 3) 検査方法
- 4) ボーリングデータの取扱い(※地質・土質調査がある場合)

4.全体の流れ【工事】

4.1 全体の流れ

発注時から完了までの一連の流れを表6に示す。情報共有システムを利用する場合は、書類授受を情報共有システムにより行うものとする。

表6 全体の流れ(■：共通、□：情報共有システムを利用する場合)

作業段階	発注者	受注者
発注時	■発注図の作成	
着手時	■事前協議 ・情報共有システムの利用の有無 ・対象書類とその取扱い ・検査方法 等	
	□工事情報共有送信	□情報共有システム利用申込
	□情報共有システムへの資料登録 ・測量・地質調査・設計成果品 ・発注図面	
施工中	■書類授受 ・指示・承諾・協議・提出・報告書 ・休日・夜間作業届 ・工事工程月報	
完成時	■工事完成図書の確認 ■電子媒体の確認 ・内容確認 ・ウィルスチェック	■工事完成図書（電子）の作成 <書類管理機能【共有書類・検査支援】> ■工事完成図書（紙媒体）の作成 ・電子化が不適当な書類は、紙媒体
検査	■工事完成図書の検査	
完了後	■電子媒体データを受領	

5. 情報共有システム【工事】

5.1 利用に関する手続き

5.1.1 全体の流れ

情報共有システムを利用する場合の利用開始から利用終了までの全体の流れは図1のとおり。

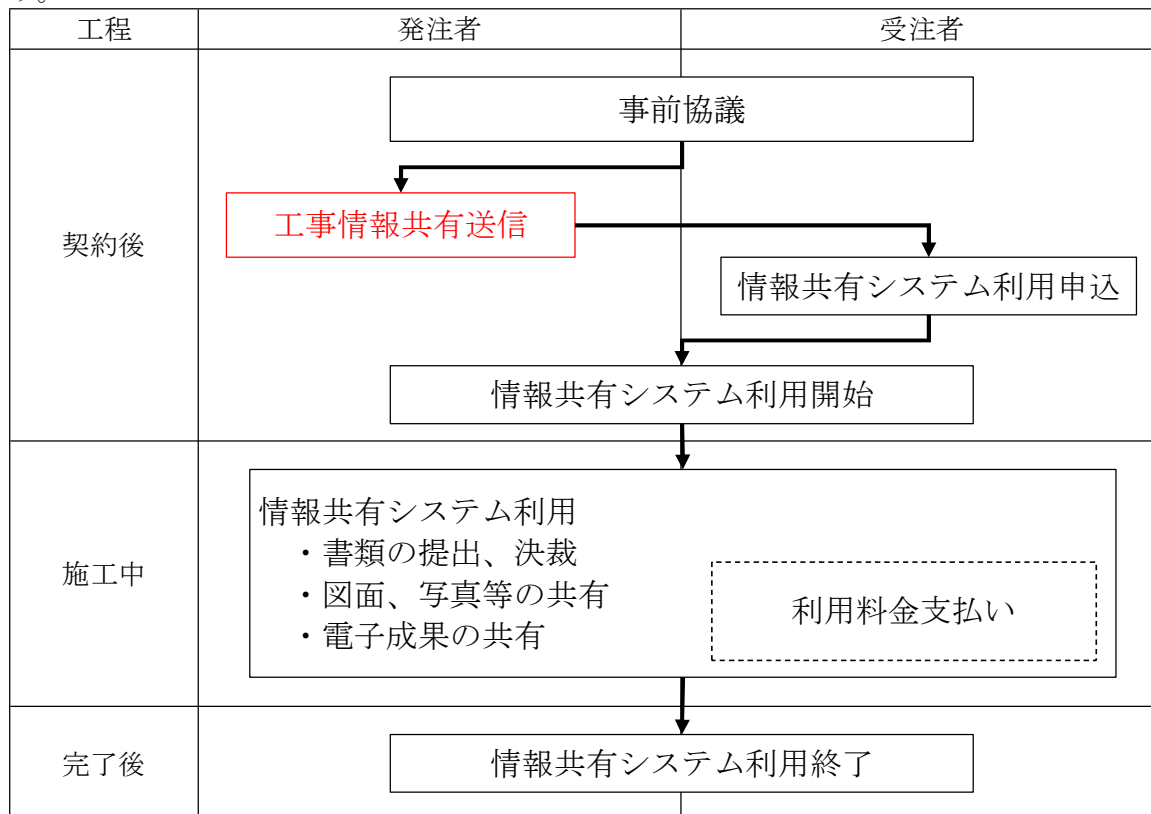


図1 全体の流れ

5.1.2 利用申込み

発注者が静岡県建設事務総合システムで契約日登録を行い、**工事情報共有送信**をすると受注者のメールアドレス(入札参加資格者名簿の申請に記載のメールアドレス)宛にお知らせメールが送信される。メールには「利用申込書」「利用規約」が添付される。

受注者は、「利用規約」を確認のうえ、「利用申込書」に必要事項を記載し、メールに記載されているURLにアクセスし、「利用申込書」を登録する。申込み完了後に、受注者に「利用確定書」が送付され、受発注者の担当者に「利用開始通知書」がメールにて送付される。

5.2 工事帳票

5.2.1 対象工事帳票

情報共有システムの「発議書類作成機能」で対象とする工事帳票は、表7に示す3種類とする。

表7 工事帳票一覧

帳票	書類管理
指示・承諾・協議・提出・報告書	「施工計画書」「工事实績データ」「施工体制台帳」「材料承認願」「指示・承諾・協議・提出・報告書」に分類
休日・夜間作業届	「休日・夜間作業届」に分類
工事工程月報	「工事工程月報」に分類

5.2.2 工事帳票の作成

受注者または発注者が、情報共有システムで工事帳票の処理を行う場合、「発議書類作成機能」により作成する。添付する電子データの容量は送受信速度に影響することから、適切な容量となるように注意する。

5.2.3 工事帳票の処理

受注者または発注者は、作成した工事帳票を「ワークフロー機能」により発議する。相手はその工事帳票に対して処理を行う。発注者は、システム利用者以外の決裁処理が必要となる場合、紙決裁を行った後に、システム処理を行う。

5.2.4 工事帳票の整理

工事帳票は、「書類管理機能【共有書類・検査支援】」により取りまとめを行う。

5.3 工事帳票に関する留意事項

5.3.1 文書(電子)の印鑑の取扱い

情報共有システムで授受する工事帳票は、特記仕様書において、押印を省略できるとしていることから、システム処理されたことで、別途紙による押印にて書類を作成する必要はない。押印欄が空白の書類を有効とする。

5.3.2 原本が紙媒体の書類

原本が紙媒体の書類は、電子化する必要はなく、紙媒体で納品とする。なお、スキャナによる取り込みにより、電子化しても良い。

5.4 工事完成図書の作成

工事完成図書として提出する書類データを作成する。「工事図面」「工事写真」「地質・土質調査」「i-Construction 関連データ」は、それぞれ専用のソフトウェア等を用いてデータを用意する。

情報共有システムを利用した工事帳票は「書類管理機能【共有書類・検査支援】」により、工事完成図書の書類データをダウンロードする。

5.5 検査

5.5.1 検査準備

(1) パソコン

検査に使用するパソコンは、原則として受注者が用意する。

(2) データ

情報共有システムの「書類管理機能【共有書類・検査支援】」によりダウンロードしたデータを用意する。

(3) 工事写真閲覧用ソフトウェア

工事写真の閲覧は、閲覧用のソフトウェアを用意する。

(4) その他

検査は、プロジェクタ及びスクリーンの用意は必須ではないが、用意する場合は原則として受注者が用意する。

検査時に円滑に書類が確認できるように操作手順を確認しておく。

5.5.2 検査実施

情報共有システムの「書類管理機能【共有書類・検査支援】」で登録したデータは、紙に出力せずに準備したデータをパソコンの画面で確認することにより検査を行う。紙媒体で作成された書類のみ、紙媒体で検査を行う。

5.6 保管（受注者）

工事完成図書は「電子成果品作成機能【納品物等を作る】」により一括ダウンロードされたデータにより、電子媒体を作成する。

情報共有システムの利用終了後はデータの閲覧、ダウンロードができなくなるため、利用終了前に必要なデータをダウンロードし、保管する。

5.7 その他の機能

5.7.1 連絡機能

受注者または発注者は、「連絡機能」を利用して関係者間でのWEBメールのやり取りが可能となっている。利用は必須ではないので、必要に応じて利用する。

5.7.2 スケジュール管理機能

受注者または発注者は、「スケジュール管理機能」を利用して自分自身の予定や工事に関する予定の登録・管理が可能となっている。利用は必須ではないので、必要に応じて利用する。

6.電子媒体による納品

6.1 提出部数

提出する成果品の部数は以下のとおりとする。(CD-Rが複数枚となる場合は、DVD-Rの使用を原則とする。)

(1) 工事の電子納品

電子納品媒体は、(正)(副)の2部とする。ただし、監督員の指示がある場合には、必要となる部分を紙で提出する。

(2) 業務委託の電子納品

電子納品媒体は、(正)(副)の2部。ただし、監督員の指示がある場合には、必要となる部分を紙で提出する。

6.2 電子成果品のチェック

電子成果品が、各電子納品要領・基準に適合していることを監督員が確認する。

6.3 保管(発注者)

電子納品された成果物は、各執行所属および施設にて保管する。

5 - 1 静岡県建設工事成績評定要領

静岡県建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県が発注する建設工事に係る工事の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の当初契約金額が500万円以上の建設工事とする。

(評定の内容)

第3条 評定は、工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえ等について行うものとする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、静岡県工事検査要領に定める検査員（以下「検査員」という。）及び静岡県工事監督要領に定める監督員（以下「監督員」という。）とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、監督、検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、工事成績採点表（様式第1）に記録するものとする。

(評定の時期)

第6条 検査員は、検査が終了したとき、監督員は、工事が完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(採点表の提出)

第7条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく契約担当者に提出するものとする。

(評定の結果の通知)

第8条 契約担当者は、評定者から工事成績採点表の提出があったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書（様式第2）により通知するものとする。

(評定の修正)

第9条 契約担当者は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 契約担当者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書により通知するものとする。

(説明請求等)

第 10 条 第 8 条又は前条第 2 項による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日(休日を含む。)以内に、書面により通知を行った契約担当者に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項により説明を求められたときは、書面(様式第 3)により回答するものとする。

(再説明請求等)

第 11 条 前条第 2 項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して 14 日(休日を含む。)以内に、書面により契約担当者に対して、再説明を求めることができる。

2 契約担当者は、前項による再説明を求められたときは、工事成績評定評価委員会の審議を経て、書面(様式第 4)により回答するものとする。

(工事成績評定評価委員会の設置)

第 12 条 前条第 2 項に規定する工事成績評定評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(土木工事成績評価要領等の廃止)

2 次の要領等は、廃止する。

(1)土木工事成績評価要領

(2)土木工事成績評定基準

(3)土木工事技術的難易度評定基準

(4)土木工事成績評価通知規定

(5)土木工事成績評定基準等の留意事項

(6)建築・設備工事成績評価要領

(7)建築・設備工事成績評定基準

(8)建築・設備工事技術的難易度評定基準

(9)建築・設備工事成績評価通知規定

(10)建築・設備工事成績評定基準等の留意事項

(11)工事成績が特に劣るものの措置について(平成 16 年 7 月 28 日建技第 246 号)

3 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(考査項目[法令順守等]改正に伴う改正)

4 この要領は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(押印廃止)

工事成績採点表(完成・一部完成)

平成 年 月 日作成

所属

工事名	受注者名	工事箇所	契約金額(最終)		工期	平成 年 月 日~平成 年 月 日		工事番号	完成年月日	平成 年 月 日							
			現場代理人	主任・監理技術者		補助技術者	検査員(一部完成)				検査員(完成)						
検査項目		担当監督員			総括監督員			検査員(一部完成1)			検査員(一部完成2)						
項目	細目別	氏名			氏名			氏名			氏名						
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
1	I 施工体制	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0											
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0											
2	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0											
	II 工事管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0											
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+3.0										
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0											
3	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0											
	II 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0											
	III 出来ばえ																
4	I 施工条件等への対応(※2)						+20.0	~	0								
5	I 創意工夫(※3)	+7.0	~	0													
6	I 地域への貢献等(※4)				+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0								
加減点合計(+1+2+3+4+5+6)		土 点			土 点			土 点			土 点			土 点			
評定点(※1)		① 点			② 点			③ 点			④ 点			⑤ 点			
評定点計		点 ○一部完成検査がなかった場合:① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2= 点 ※但し、③(一部完成検査)が2回以上の場合には平均値 ○一部完成検査がなかった場合:① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4= 点															
8	法令遵守等(※6)	点															
9	評定点合計(※7)	点															
10	総合評価 技術提案	(担当監督員)			(主任監督員)			(総括監督員)			(検査員)						
所見(※8)																	

※1 65点+加減点合計(+1+2+3+4+5+6)とする。

各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に於いて適切に対応したことを評価する項目である。

評価に際しては、担当監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便宜があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では地球への負荷等の観点から、加減点のみとする。

※5 各検査項目ごとの採点は、検査項目別運用表によるものとし、完成検査の評価に先立ち、担当、総括監督員が行う。

※6 法令遵守等の評価は総括監督員が行う。

※7 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※8 所見欄は必要に応じて記載する。

※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、「不履行」を選択する。

様式第3

第 号
年 月 日

様

契約担当者

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

記

1 工 事 名

2 回 答

3 再説明の問い合わせ先

様式第 4

第 年 月 号
年 月 日

様

契約担当者

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工 事 名

2 回 答

担 当
電話番号

5 - 2 静岡県建設工事成績評定要領の運用について

静岡県建設工事成績評定要領の運用について

1 評定の対象（第2条）

次の工事は、評定を省略することができるものとする。

- (1) 災害応急仮工事
- (2) 主たる工事内容が除草又は漂着物処理工事
- (3) 畳工事及び木製建具工事

2 評定の方法（第5条）

- (1) 工事成績の採点は、別紙 - 1 の「**考査項目別運用表**」により行うものとする。
- (2) 細目別評定点の算出は、別紙 - 2 の「**細目別評定点採点表**」によるものとする。
- (3) 評定にあたっては、別紙 - 3 の「**施工プロセス**」**チェックリスト**」を考慮するものとする。また、工事における「**工事特性**」、「**創意工夫**」、「**社会性等**」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を別紙 - 4 により提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- (4) 施工体制、施工状況、出来形及び出来ばえの評価は、0 点を標準とし、標準より優れていた場合は加点、標準より劣っていた場合は減点することにより行う。
- (5) 工事特性、創意工夫、社会性等の評価は、加点評価のみとする。
- (6) 工事特性と創意工夫は、二重評価はしない。
- (7) 評定点は、評価項目に係る採点結果の合計値(35 点満点)を 65 点に加算して算出する。
- (8) 法令遵守等は、工事が完成した時に行うものとする。

3 評定の修正（第9条）

引渡しを受けた後、次の場合は評定の修正を検討するものとする。

- (1) 2 年の間にその工事における工事事故及び不正行為等が発覚した場合
- (2) 瑕疵担保期間中に瑕疵が発覚した場合

4 評定の報告

契約担当者は、「**建設事務総合システム**」以外で工事を執行し、工事成績評定を行った場合は、遅滞なく別紙 - 5 により工事検査課長に報告するものとする。

5 工事成績が特に劣るもの

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱の運用について（平成元年9月1日付け管第333号）2の（2）の に規定する「過失による粗雑工事等」のうち、工事成績が特に劣ると認められた工事とは、64点以下の工事とする。

6 附則

この通知は、令和4年4月1日以降に契約を行う工事について運用するものとする。

Ver. 20220401

建築・設備工事成績評定 (審査項目別運用表)

工事成績採点の考慮項目別運用表(建築・設備工事)

別紙一(1)

【記入方法】該当する項目の口を■にする。

対象	a	b	c	d	e
細別	(担当監督員)				
1. 施工体制	施工体制が優れている	施工体制が良好である	施工体制が適切である	施工体制がやや不適切である	施工体制が不適切である
[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 <input type="checkbox"/> ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 <input type="checkbox"/> ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 <input type="checkbox"/> ④安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 <input type="checkbox"/> ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証拠の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 <input type="checkbox"/> ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 <input type="checkbox"/> ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。 <input type="checkbox"/> ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑩その他 理由:	評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満…………… d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = (評価数0 / 対象評価項目数0) × 100	<input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば …… d	<input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば …… e	
II. 配置技術者 (現場代理人等)	[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①現場代理人として、工事全体の把握ができています。 <input type="checkbox"/> ②現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。 <input type="checkbox"/> ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。 <input type="checkbox"/> ④静岡県建設工事請負契約約款(以下、「契約約款」という)第18条第1項に基づく通知を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑤書類及び資料が適切に整理されている。 <input type="checkbox"/> ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。 <input type="checkbox"/> ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。 <input type="checkbox"/> ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。 <input type="checkbox"/> ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。 <input type="checkbox"/> ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。 <input type="checkbox"/> ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。 <input type="checkbox"/> ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者/現場代理人/監理技術者/主任技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑬その他 理由:	評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満…………… d	配置技術者として良好である 配置技術者として適切である。 配置技術者としてやや不適切である 配置技術者として不適切である	<input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば …… d	<input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば …… e

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。
 ※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。
 ※3. 特例監理技術者の指導により監理技術者補佐が適正に実施した場合は、特例監理技術者を評価するものとする。

2. 施工状況	細別	対象	a	b	c	d	e
I. 施工管理	I. 施工管理	<input type="checkbox"/> 対象項目 <input type="checkbox"/> ①契約約款第18条第1項に基づく設計図書の写真結果について、協議を行っている。 <input type="checkbox"/> ②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。 <input type="checkbox"/> ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。 <input type="checkbox"/> ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。 <input type="checkbox"/> ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を、常時適切に行っている。 <input type="checkbox"/> ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。 <input type="checkbox"/> ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。 <input type="checkbox"/> ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑩現場内での整理整頓が、常時行われている。 <input type="checkbox"/> ⑪使用する建築材料(以下「材料」という。)・設備機材(以下「機材」という。)の調達計画及び搬入後の管理が適切である。 <input type="checkbox"/> ⑫社内検査が計画的に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。 <input type="checkbox"/> ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input type="checkbox"/> ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。 <input type="checkbox"/> ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い、または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑰その他 理由:	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である	
			[評定対象項目] <input type="checkbox"/> 該当項目が90%以上..... a <input type="checkbox"/> 該当項目が80%以上90%未満..... b <input type="checkbox"/> 該当項目が60%以上80%未満..... c <input type="checkbox"/> 該当項目が60%未満..... d 評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上..... a ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 該当項目が80%以上90%未満..... b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満..... c ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100 該当項目が60%未満..... d	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である
II. 工程管理	II. 工程管理	<input type="checkbox"/> 対象項目 <input type="checkbox"/> ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。 <input type="checkbox"/> ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。 <input type="checkbox"/> ③工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。 <input type="checkbox"/> ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。 <input type="checkbox"/> ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。 <input type="checkbox"/> ⑦休日・代休の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑧近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。 <input type="checkbox"/> ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い、または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑩その他 理由:	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である	
			[評定対象項目] <input type="checkbox"/> 該当項目が90%以上..... a <input type="checkbox"/> 該当項目が80%以上90%未満..... b <input type="checkbox"/> 該当項目が60%以上80%未満..... c <input type="checkbox"/> 該当項目が60%未満..... d 評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上..... a ①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 該当項目が80%以上90%未満..... b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満..... c ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100 該当項目が60%未満..... d	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である

対象	a	b	c	d	e
III. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である。
2. 施工状況	<p>〔評定対象項目〕</p> <input type="checkbox"/> ①災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ②店社ハットロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ③各種安全ハットロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者には正指示している。 <input type="checkbox"/> ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。 <input type="checkbox"/> ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 <input type="checkbox"/> ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 <input type="checkbox"/> ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑮その他 理由:	<p>安全対策が良好である</p> <p>上記該当事項があれば…… c</p> <p>上記該当事項があれば…… d</p> <p>上記該当事項があれば…… e</p>	<p>安全対策が適切である</p> <p>安全対策がやや不適切である</p> <p>安全対策が不適切である。</p>	<p>安全対策がやや不適切である</p> <p>安全対策が不適切である。</p>	<p>安全対策が不適切である。</p> <p>安全対策が不適切である。</p>
IV. 対外関係	対外関係が優れている	対外関係が良好である	対外関係が適切である	対外関係がやや不適切である	対外関係が不適切である
	<p>〔評定対象項目〕</p> <input type="checkbox"/> ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 <input type="checkbox"/> ②工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 <input type="checkbox"/> ③入居官署に対し、引渡し時に必要な保守管理についての適切な説明書を作成している。 <input type="checkbox"/> ④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 <input type="checkbox"/> ⑤近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 <input type="checkbox"/> ⑥現場のイメージアップに、取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑦「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <input type="checkbox"/> ⑧その他 理由:	<p>対外関係が良好である</p> <p>対外関係が適切である</p> <p>対外関係が適切である</p> <p>対外関係が適切である</p>	<p>対外関係が適切である</p> <p>対外関係が適切である</p> <p>対外関係が適切である</p> <p>対外関係が適切である</p>	<p>対外関係がやや不適切である</p> <p>対外関係が不適切である</p> <p>対外関係が不適切である</p>	<p>対外関係が不適切である</p> <p>対外関係が不適切である</p> <p>対外関係が不適切である</p>
	<p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上…………… a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満… b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満… c</p> <p>該当項目が60%未満…………… d</p> <p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上…………… a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満… b</p> <p>該当項目が60%以上80%未満… c</p> <p>該当項目が60%未満…………… d</p>	<p>①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100</p>	<p>対外関係が適切である</p> <p>対外関係が適切である</p> <p>対外関係が適切である</p> <p>対外関係が適切である</p>	<p>対外関係が不適切である</p> <p>対外関係が不適切である</p> <p>対外関係が不適切である</p>	<p>対外関係が不適切である</p> <p>対外関係が不適切である</p> <p>対外関係が不適切である</p>

対象	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	出来形が優れている	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
		[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①承諾図等が、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②施工図等が、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 <input type="checkbox"/> ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 <input type="checkbox"/> ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥出来形の管理方法を工夫している。 <input type="checkbox"/> ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 <input type="checkbox"/> ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨その他 理由:			<input type="checkbox"/> 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば、…… d	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 上記該当事項があれば、…… e
		評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満…………… d				
		※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。				

対象	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	II 品質 建築工事	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 <input type="checkbox"/> ④躯体工事における施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由:			<input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば、…… d	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 上記該当事項があれば、…… e
		評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満…………… d				
		※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・機械設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、頻度が小さく評価に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等に於いて含まれる軽微な附属工事種)				

審査項目	細 別	対 象	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	II 品質 電気設備工事 受変電設備工事	<input type="checkbox"/>	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		<input type="checkbox"/>	[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 <input type="checkbox"/> ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由:			<input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば、…… d	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 上記該当事項があれば、…… e
	工事比率		評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上、…………… a 該当項目が80%以上90%未満、… b 該当項目が60%以上80%未満、… c 該当項目が60%未満、…………… d				
			※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. 1つの工事の中に建築工事・機械設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)				

審査項目	細 別	対 象	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	II 品質 機械設備工事 昇降機工事	<input type="checkbox"/>	品質が優れている	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
		<input type="checkbox"/>	[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ②品質確認記録の内容が、適切である。 <input type="checkbox"/> ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 <input type="checkbox"/> ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 <input type="checkbox"/> ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 <input type="checkbox"/> ⑦その他 理由:			<input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば、…… d	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき監督員が改造請求を行った。 上記該当事項があれば、…… e
	工事比率		評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上、…………… a 該当項目が80%以上90%未満、… b 該当項目が60%以上80%未満、… c 該当項目が60%未満、…………… d				
			※1. 機械設備工事とは、空調、衛生及び浄化槽工事をいう。 ※2. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※4. 1つの工事の中に建築工事・機械設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)				

5. 創意工夫	審査項目・細別	評価対象項目 (1/2)
	<p>■準備・後片付け関係</p>	<p><input type="checkbox"/> ①測量・位置出しにおける工夫 <input type="checkbox"/> ②現地調査方法の工夫 <input type="checkbox"/> ③その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>
	<p>■施工関係</p>	<p><input type="checkbox"/> ①施工に伴う器具・工具、装置類の工夫 <input type="checkbox"/> ②工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み <input type="checkbox"/> ③土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 <input type="checkbox"/> ④建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 <input type="checkbox"/> ⑤電気設備工事等の配線、配管等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑥機械設備工事等の配管、ダクト等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑦照明、視界確保等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑧仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 <input type="checkbox"/> ⑨運搬車両・施工機械等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑩型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 <input type="checkbox"/> ⑪施工管理及び品質向上等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑫プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑬仮設施工等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑭既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑮保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑯作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑰その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>
	<p>■品質関係</p>	<p><input type="checkbox"/> ①集計ソフト等の活用と工夫 <input type="checkbox"/> ②躯体工事の品質管理の工夫 <input type="checkbox"/> ③建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> ④施工の検査・試験に関する工夫 <input type="checkbox"/> ⑤品質記録方法の工夫 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>

審査項目・細別		評価対象項目 (2/2)	
■安全衛生関係	<input type="checkbox"/> ①安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> ②安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全ハットロール等に関する工夫 <input type="checkbox"/> ③現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 <input type="checkbox"/> ④騒音対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑤周辺道路等の事故防止または一般交通確保のための工夫 <input type="checkbox"/> ⑥改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 <input type="checkbox"/> ⑦作業時における作業環境改善等の工夫 <input type="checkbox"/> ⑧ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 <input type="checkbox"/> ⑨その他 理由: 詳細評価内容:		
		■施工管理関係 <input type="checkbox"/> ①出来形の管理等に関する工夫 <input type="checkbox"/> ②施工計画書または写真記録等に関する工夫 <input type="checkbox"/> ③出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 <input type="checkbox"/> ④CAD、施工管理ソフト等の活用 <input type="checkbox"/> ⑤施工合理化技術(※5)を活用した施工管理の工夫 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由: 詳細評価内容:	
		■その他 <新技術活用> ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> ① 受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用 <建設キャリアアップシステム活用工事> ※本項目は、1点の加点とする。 <input type="checkbox"/> ② 建設キャリアアップシステムの活用 <input type="checkbox"/> ③ 4:週8休以上(現場閉所率28.5%以上) <input type="checkbox"/> ④ 4:週7休以上(現場閉所率25%以上28.5%未満) <input type="checkbox"/> ⑤ 4:週6休以上(現場閉所率21.4%以上25%未満) <その他> <input type="checkbox"/> ⑥ その他 理由: <input type="checkbox"/> ⑦ その他 理由: 詳細評価内容:	<新技術活用> ※本項目は2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> ① 受注者からの提案によるNETIS登録技術又は静岡県登録技術の活用 <建設キャリアアップシステム活用工事> ※本項目は、1点の加点とする。 <input type="checkbox"/> ② 建設キャリアアップシステムの活用 <input type="checkbox"/> ③ 4:週8休以上(現場閉所率28.5%以上) <input type="checkbox"/> ④ 4:週7休以上(現場閉所率25%以上28.5%未満) <input type="checkbox"/> ⑤ 4:週6休以上(現場閉所率21.4%以上25%未満) <その他> <input type="checkbox"/> ⑥ その他 理由: <input type="checkbox"/> ⑦ その他 理由: 詳細評価内容:
(最大 7点) 評点計 0点			

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
 ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により0.5、1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
 ※3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
 ※4. ■を付した評価対象項目について、評価した内容及び効果があつた内容を詳細評価内容欄に記載する。
 ※5. 施工合理化技術(フレキシブル化、ユニット化、自動化施工(ICT施工)、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。)を採用した場合。
 ※6. 審査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があつた場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。
 さらに、当該技術がNETIS登録技術又は静岡県登録技術である場合は、「■その他」<新技術活用>の項目に追加で加点できるものとする。

工事成績採点の考慮項目の調査項目別運用表(建築・設備工事)

別紙一⑨

[記入方法]該当する項目の口を■にする。

調査項目	細別	a	b	c	d	e	
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が優れている					工程管理が不適切である
		工程管理が良好である					工程管理が不適切である
		<p>[評定対象項目]</p> <p><input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。</p> <p><input type="checkbox"/> ③近隣住民(入居言葉等を含む)調整を積極的にに行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。</p> <p><input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤その他 理由:</p>					工程管理が不適切である
		<p>詳細評価内容</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>					工程管理が不適切である
2. 施工状況	III. 安全対策	安全対策が優れている					安全対策が不適切である
		安全対策が良好である					安全対策が不適切である
		<p>[評定対象項目]</p> <p><input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。</p> <p><input type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:</p>					安全対策が不適切である
		<p>詳細評価内容</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>					安全対策が不適切である
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	地域への貢献が優れている					地域への貢献が不適切である
		地域への貢献がやや優れている					地域への貢献がやや良好である
		<p>[評定対象項目]</p> <p><input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。</p> <p><input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。</p> <p><input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。</p> <p><input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥県産品の使用に積極的に務めた。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦その他 理由:</p>					地域への貢献が不適切である
		<p>詳細評価内容</p> <p>※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p>					他の評価に該当しない。

※1. 総括監督員は、担当監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。

※2. 評価に当たっては評価対象項目の■の数にとられず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加算評価する。

※4. ■を付した評価対象項目について、評価した内容及び効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。

審査項目	細別	評価対象項目 (1/2)		
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	<p>■建物規模への対応</p> <table border="1" data-bbox="295 1713 375 1803"> <tr><td>評点</td></tr> <tr><td>0点</td></tr> </table>	評点	0点	<p>※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> ①延べ面積10,000㎡以上の建物</p> <p><input type="checkbox"/> ②地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物</p> <p><input type="checkbox"/> ③大空間のホール等を有する建物</p> <p><input type="checkbox"/> ④その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>
評点				
0点				
	<p>■建物固有の機能の難しさへの対応</p> <table border="1" data-bbox="598 1713 678 1803"> <tr><td>評点</td></tr> <tr><td>0点</td></tr> </table>	評点	0点	<p>※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> ①対象建物の耐震レベル</p> <p><input type="checkbox"/> ②建物機能の特殊性</p> <p><input type="checkbox"/> ③その他 理由:</p> <p>[評価技術事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事で南海トラフ巨大地震等に対する耐震性能がIaに属する工事 ・電気又は機械設備工事で防災上重要な機能を必要とする防災拠点等に該当する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 <p>詳細評価内容:</p>
評点				
0点				
	<p>■建物固有の施工技術の難しさへの対応</p> <table border="1" data-bbox="1013 1713 1093 1803"> <tr><td>評点</td></tr> <tr><td>0点</td></tr> </table>	評点	0点	<p>※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> ①建築材料、設備器材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】</p> <p><input type="checkbox"/> ②設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性</p> <p><input type="checkbox"/> ③制約条件等があり、施工難度が特に高い場合</p> <p><input type="checkbox"/> ④その他 理由:</p> <p>[評価技術事例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイロフト工事又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設・切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 <p>詳細評価内容:</p>
評点				
0点				

<p>調査項目 4. 工事特性 (施工条件等への対応)</p>	<p>細別 ■厳しい自然・地盤条件への対応</p>	<p>評価対象項目 (2/2) ※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> ①湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) <input type="checkbox"/> ②軟弱地盤、支持地盤の影響 <input type="checkbox"/> ③雨・雪・風・気温等の影響 <input type="checkbox"/> ④その他 理由: <p>[評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪害冬困いを必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事</p> <p>詳細評価内容:</p> </p>
<p>評価計 0点</p>	<p>評価 0点</p>	<p>※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> ①地中埋設物等の作業障害 <input type="checkbox"/> ②工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 <input type="checkbox"/> ③周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 <input type="checkbox"/> ④周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 <input type="checkbox"/> ⑤その他 理由: <p>[評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地区等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事</p> <p>詳細評価内容:</p> </p>
<p>評価計 0点</p>	<p>■施工現場での対応</p>	<p>※下記の対応事項に1つ以上■が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 <input type="checkbox"/> ①12ヶ月を超える工期で事故が無く完了した工事 (ただし全期中止期間は除く) 【災害等での臨機応変の措置】 <input type="checkbox"/> ②地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 <input type="checkbox"/> ③工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 <input type="checkbox"/> ④工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 <input type="checkbox"/> ⑤受注者の真しよらな休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 <input type="checkbox"/> ⑥施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 <input type="checkbox"/> ⑦特に困難な調整を要する他工事(近接区)の受注者が複数ある工事 <input type="checkbox"/> ⑧外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 <input type="checkbox"/> ⑨特殊な条件下で、工程が複雑し困難な調整を要する工事 <input type="checkbox"/> ⑩施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や巡回等に制約を受けた工事 <input type="checkbox"/> ⑪同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 <input type="checkbox"/> ⑫その他 理由: <p>詳細評価内容:</p> </p>

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 担当監督員が評価する「創意工夫」などの二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、担当監督員の意見も参考に評価する。

※4. ■を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

8. 法令遵守等		法令遵守等の該当項目一覧表 措置内容	
点	点	点	点
●	該当無し	0点	
○	1.入札参加資格停止3ヶ月以上	-20点	
○	2.入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	-15点	
○	3.入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	-13点	
○	4.入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	-10点	
○	5.文書注意	-8点	
○	6.口頭注意	-5点	
○	7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合(措置なしとした案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)	-3点	
○	8.その他		<input type="text"/>
<p>①本書査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>②「工事の施工にあたり」とは、工事請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者(特例監理技術者を含む)、監理技術者補佐、主任技術者、受注企業の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をためて従事する者に限定する。</p> <p>④口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、担当又は総括監督員からの評価対象項目である安全対策において減点とする。</p> <p>⑤総合評価方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合は、上表8により不履行の項目ごとに5点減点する。</p>			
<p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が贈賄等により逮捕または公訴された。 6.建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請負、技術者の専任違反等 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減している。あるいはそれに類する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団」にあるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.受注企業及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。 15.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 16.引渡し後に事故等が発生し、工事的目的物が受注者の責による契約不適合で重大なものであることが判明した。 17.低入コスト調査で虚偽の報告があった。 18.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 19.受注者が契約約款第7条の2の規定に違反して社会保険等未加入建設業者を下請負人としていたことが判明した。 20.その他 理由: 			

工事成績探点の考慮項目別運用表(建築・設備工事)

別紙-1⑫

[記入方法] 該当する項目の口を■にする。

審査項目	細別	(検査員)			
		a 施工管理が優れている	b 施工管理が良好である	c 施工管理が適切である	d 施工管理がやや不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>[評定対象項目]</p> <input type="checkbox"/> ① 契約約款第18条第1項に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ② 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③ 施工計画書に、出来形、品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 <input type="checkbox"/> ④ 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤ 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥ 使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦ 工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧ 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨ 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩ 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑪ 工事の関係書類及び資料の整理がよい。 <input type="checkbox"/> ⑫ その他 理由:	<p>d 施工管理がやや不適切である</p> <p>□ 施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 □ 上記該当事項があれば…… d</p>	<p>e 施工管理が不適切である</p> <p>□ 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 □ 上記該当事項があれば…… e</p>	

評価対象項目の合計のうち

- a 該当項目が90%以上……………
- b 該当項目が80%以上90%未満…
- c 該当項目が60%以上80%未満…
- d 該当項目が60%未満……………

- ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = (評価数0 / 対象評価項目数0) × 100

審査項目	細別	対象	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	対象	出来形が特に優れている	出来形が優れている	出来形が特に良好である	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
			<p>[評定対象項目]</p> <input type="checkbox"/> ① 承認図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ② 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ④ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤ 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 <input type="checkbox"/> ⑧ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩ その他 理由:	<p>評定対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上…………… a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満… a'</p> <p>該当項目が70%以上80%未満… b</p> <p>該当項目が60%以上70%未満… b'</p> <p>該当項目が50%以上60%未満… c</p> <p>該当項目が50%未満…………… d</p>	<p>① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100</p>	<p>出来形が不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形の管理に關して、監督員から文書で指示を行い改善された。</p> <p>上記該当事項があれば…… d</p>	<p>出来形が不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 出来形が不適切であったため、契約第31条に基づき修補指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば…… e</p>		
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	対象	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
	建築工事		<p>[評定対象項目]</p> <input type="checkbox"/> ① 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ② 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ③ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ④ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑤ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑥ 建具、ユニット等の性能及び機能に關する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑦ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑧ 内外仕上り工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑨ その他の工事(躯体、内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑩ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑪ 中間検査や一部完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 <input type="checkbox"/> ⑫ その他 理由:	<p>評定対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上…………… a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満… a'</p> <p>該当項目が70%以上80%未満… b</p> <p>該当項目が60%以上70%未満… b'</p> <p>該当項目が50%以上60%未満… c</p> <p>該当項目が50%未満…………… d</p>	<p>① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = (評価数 0 / 対象評価項目数 0) × 100</p>	<p>品質が不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 品質の管理に關して、監督員から文書で指示を行い改善された。</p> <p>上記該当事項があれば…… d</p>	<p>品質が不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 品質が不適切であったため、契約第31条に基づき修補指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば…… e</p>		

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工目的物の品質及び品質管理に關する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。
 ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・機械設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等に於いて含まれる軽微な附帯する工種)

審査項目	対象	a	a'	b	b'	c	d	e		
3. 出来形 及び 出来ばえ	対象	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である		
II. 品質										
電気設備工事 変電設備工事	<input type="checkbox"/>	<p>[評定対象項目]</p> <p><input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦システムの性能及び機能に関する試験運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧システムの性能及び機能に関する試験運転の記録により、優れていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨中間検査や一部完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪その他 理由:</p>							<p><input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員から文書で指示を行い改善された。</p> <p>上記該当事項があれば…… d</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質が不適切であったため、契約約款第31条に基づき修補指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば…… e</p>
工事比率		<p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上…………… a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満… a'</p> <p>該当項目が70%以上80%未満… b</p> <p>該当項目が60%以上70%未満… b'</p> <p>該当項目が50%以上60%未満… c</p> <p>該当項目が50%未満…………… d</p> <p>① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100</p>								
3. 出来形 及び 出来ばえ	対象	品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である		
II. 品質										
機械設備工事 昇降機工事	<input type="checkbox"/>	<p>[評定対象項目]</p> <p><input type="checkbox"/> ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦システムの性能及び機能に関する試験運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧システムの性能及び機能に関する試験運転の記録により、優れていることが確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨中間検査や一部完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩中間検査や一部完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫その他 理由:</p>							<p><input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督員から文書で指示を行い改善された。</p> <p>上記該当事項があれば…… d</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質が不適切であったため、契約約款第31条に基づき修補指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば…… e</p>
工事比率		<p>評価対象項目の合計のうち</p> <p>該当項目が90%以上…………… a</p> <p>該当項目が80%以上90%未満… a'</p> <p>該当項目が70%以上80%未満… b</p> <p>該当項目が60%以上70%未満… b'</p> <p>該当項目が50%以上60%未満… c</p> <p>該当項目が50%未満…………… d</p> <p>① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数0)×100</p>								

審査項目 及び 出来ばえ	細 別	対象	a	b	c	d
			全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 建築工事	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>[評定対象項目]</p> <input type="checkbox"/> ① きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 <input type="checkbox"/> ② 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③ 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 <input type="checkbox"/> ④ 仕上がり状態が良好で、作動状態も良好である。 <input type="checkbox"/> ⑤ 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 <input type="checkbox"/> ⑥ 材料・製品の割付や通りが良く、全体的な出来ばえが良好である。 <input type="checkbox"/> ⑦ 完全に配座した施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑧ その他 理由:			<input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 上記該事項があれば…… d
			<p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が80%未満…………… c</p> <p>※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・機械設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)</p>			
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 電気設備工事 変電設備工事	<input type="checkbox"/> 対象 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<p>[評定対象項目]</p> <input type="checkbox"/> ① きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ② 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③ 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 <input type="checkbox"/> ④ 環流負荷低減への対策が優れている。 <input type="checkbox"/> ⑤ 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑥ その他 理由:			<input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 上記該事項があれば…… d
			<p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が80%未満…………… c</p> <p>※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・機械設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例:改修工事等において含まれる軽微な附帯する工種)</p>			

考査項目	細 別	対 象	a	b	c	d
			全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 機械設備工事 昇降機工事	<input type="checkbox"/>	<p>[評定対象項目]</p> <input type="checkbox"/> ①きめ細やかな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 <input type="checkbox"/> ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 <input type="checkbox"/> ④環境負荷低減への対策が優れている。 <input type="checkbox"/> ⑤運転騒音及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:			<input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 上記該当事項があれば…… d
	工事比率		<p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が80%未満…………… c</p> <p>※1. 機械設備工事とは、空調、衛生及び浄化槽工事をいう。 ※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。 ※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により抜素的な評価を行う。 ※4. 1つの工事の中に建築工事・電気設備工事・機械設備工事等の工種が2以上複合している工事については、原則として、それぞれ別の工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によるものとする。ただし、その工事において複合している工種のうち、規模が小さく評定に影響を与えない工種については、この限りでない。(例、改修工事等に於いて含まれる軽微な附帯する工種)</p>			

細目別評定点採点表

工事名:

項目	細別	①担当監督員	②総括監督員	③検査員(一部完成1)	③検査員(一部完成2)	④検査員(完成)	細目別評定点	得点割合
1.施工体制	I 施工体制一般	()×0.4+2.9					3.3点	
	II 配置技術者	()×0.4+2.9					4.1点	
2.施工状況	I 施工管理	()×0.4+2.9		()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	13.0点	
	II 工程管理	()×0.4+2.9	()×0.2+3.2				8.1点	
	III 安全対策	()×0.4+2.9	()×0.2+3.3				8.8点	
	IV 対外関係	()×0.4+2.9					3.7点	
3.出来形及び出来ばい	I 出来形	()×0.4+2.8		()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	14.9点	
	II 品質	()×0.4+2.9		()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	17.4点	
	III 出来ばい			()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	()×0.4+6.5	8.5点	
4.工事特性	I 施工条件等への対応		()×0.2+3.3				7.3点	
	I 創意工夫	()×0.4+2.9					5.7点	
6.社会性等	I 地域への貢献等		()×0.2+3.2				5.2点	
	工事事故等による減点 総合評価による減点		()×1.0					
7.法令遵守等								
8.総合評価 技術提案	技術提案履行確認						100点	

※ 一部完成検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評定点 (一部完成が2回以上の場合は③を平均する。)

一部完成検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

「施工プロセス」チェックリスト(建築・設備工事)

1. 工事名
2. 工期
3. 受注者名

事務所名: ●●課
 監督員名: □□□□

年 月 日 ~ 年 月 日

- ①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督員等が確認する。
- ②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。(必要に応じて指示事項等を記入してもよい。)
- ③備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

検査項目	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)						備考
			着手前	施 工 中					
1 施工体制	<p>○品質・安全管理体制 (施工計画書提出時)</p> <p>○建設業退職金共済制度 (契約後、増額変更後)</p> <p>○建設業退職金共済制度 (施工中適宜)</p> <p>○請負代金内訳書 (契約後)</p>	<p>品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。</p> <p>掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。</p> <p>建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。</p> <p>「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。</p> <p>請負代金内訳書を契約締結後10日以内に提出した。</p>	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
	<p>○労働保険関係成立票 (施工中1回程度)</p> <p>○建設業許可標識 (施工中1回程度)</p> <p>○施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料</p>	<p>労働保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。</p> <p>建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。</p> <p>施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一ものを提出した。</p> <p>施工時の当初、変更時</p> <p>施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請業者を含む。)を添付している。</p> <p>施工時の当初、変更時</p> <p>施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外と記載している。</p> <p>施工時の当初、変更時</p> <p>施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。</p> <p>施工時の当初、変更時</p> <p>施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。</p> <p>施工時 1回 / 月程度</p> <p>下請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(下請工事がある全ての工事に適用する。)</p> <p>施工時の当初、変更時</p>	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	

「施工プロセス」チェックリスト(建築・設備工事)

調査項目	細別	確認項目	チェック欄 (指示事項等)												備考			
			着手前	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>		完成時 (/) <input type="checkbox"/>		
1 施工体制	II 配置技術者 / 現場代理人	○工事実績情報	<p>チェックリスト一覧表 (チェックの目安)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督員に提出した。(契約後、変更後、完成時) 現場に常駐している。(施工中 1回 / 月程度) 監督員への通知、報告、申出等を書面で行っている。(施工中適宜) 	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
		○現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> 技術者としての要件が資格者証等により確認できた。(着手前) 配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。(着手前) 工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。(監理技術者が特別監理技術者であり他工事現場を兼任している場合は、当該工事と当該工事の他1工事の工事実績情報登録であることを確認し、監理技術者補佐の専任について確認する。)(専任義務は建築一式工事7,000万円以上、その他工事3,500万円以上)(施工中 1回 / 月程度) 	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>		
2 施工状況	I 施工管理	○専門技術者の配置	<ul style="list-style-type: none"> 専門技術者を選任し、配置している。(施工計画時、施工中適宜) 	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>			
		○作業主任者の選任	<ul style="list-style-type: none"> 作業主任者を選任し、配置している。(施工計画時、施工中適宜) 	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>		
		○下請負者の把握	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県の入れ参加資格停止期間でない。(施工中適宜) 	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
		○設計図書の確認等	<ul style="list-style-type: none"> 契約約款第18条第1項に係わる設計図書の照査を行っている。(着手前、施工中適宜) 現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。(着手前、施工中適宜) 施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。(着手前、変更時) 記載内容と現場施工方法が一致している。(施工中適宜) 	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	

「施工プロセス」チェックリスト(建築・設備工事)

調査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック欄 (指示事項等)							備考	
				着手前	施 工 中							完成時
2 施工状況	I 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理 ・出来形、品質管理 ○建設副産物及び建設廃棄物	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜) ・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜) ・受注者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。 (施工中適宜) ・再生资源利用計画書及び再生资源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工中適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
				(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>
	II 工程管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 (着手前、施工中適宜) ・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 (施工中適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
	III 安全対策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。(必要に応じ、以下の内容をチェックする。) ①災害防止協議会等(施工中適宜) ②店社ハットール(施工中1回/月程度) ③安全教育、訓練等(施工中適宜) ④安全巡視、TBM、KY等(施工中適宜) ⑤新規入場者教育(施工中適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容を チェックする。) ①過積載防止対策(施工中適宜) ②機械・車両等点検整備等(施工中1回/月程度) ③重機操作時安全点検記録等(施工中適宜) ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録(施工中適宜) ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録(施工中 適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	
	IV 対関係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記 の内容をチェックする。) ①関係官署(施工中適宜) ②近隣住民・入居官署等(施工中適宜) ③関連工事等(施工中適宜)	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	(/) <input type="checkbox"/>	

6 - 1 静岡県建設工事執行規則

静岡県建設工事執行規則

昭和50年3月25日

規則第16号

静岡県建設工事執行規則をここに制定する。

静岡県建設工事執行規則

静岡県建設工事執行規則(昭和39年静岡県規則第29号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条 - 第9条)

第2章 請負契約(第10条 - 第17条)

第3章 建設工事の施工(第18条 - 第37条)

第4章 建設工事の検査及び引渡し並びに支払(第38条 - 第50条)

第5章 請負契約の解除(第51条 - 第55条の4)

第6章 雑則(第56条 - 第60条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、県が行う建設工事の執行方法に関し、法令その他別に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 知事及び知事の委任を受けて請負契約の締結を行うかい長をいう。
- (2) 監督員 請負工事について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督を行う職員をいう。
- (3) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する建設工事をいう。

(建設工事の執行方法)

第3条 建設工事の執行方法は、請負又は直営とし、特に必要があると認めるときは、委託によることができる。

- 2 請負で執行する場合においては、分割又は分離して執行することができる。
- 3 直営で執行する場合においても一部を請負に付することができる。

(直営とする場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、直営で建設工事を執行するものとする。

- (1) 建設工事の目的又は性質により、請負に付することを不適當と認めるとき。
- (2) 急施を要し、請負に付する暇がないとき。
- (3) その他特に必要があると認めるとき。

(請負者の資格要件)

第5条 建設工事の請負者は、知事が別に定める建設工事に係る競争入札参加者に必要な資格を有する者(以下「有資格者」という。)でなければならない。ただし、庁舎等の維持若しくは補修のための建設工事その他知事が特に必要があると認める建設工事で請負代金額が100万円に満たないもの又は建設工事の性質上有資格者のうちに当該建設工事を施工することができる者がいない場合における当該建設工事の請負者については、この限りでない。

(建設工事の見積り期間)

第6条 契約担当者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあっては契約を締結する以前に、入札の方法による競争に付する場合にあっては入札を行う以前に次に掲げる見積り期間を設けるものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 建設工事1件の予定価格が500万円未満の建設工事については、1日以上
- (2) 建設工事1件の予定価格が500万円以上5,000万円未満の建設工事については、10日以上
- (3) 建設工事1件の予定価格が5,000万円以上の建設工事については、15日以上

(設計付入札)

第7条 建設工事の種類又は性質により、必要があると認めるときは、設計付入札に付することができる。

2 前項の場合においては、設計内容及び入札金額により選考の上落札者を決定する。

(入札書及び見積書)

第8条 様式第1号による入札書は、封印の上、表面に「番号、何々工事入札書在中」と明記し、裏面に入札者の住所、商号及び氏名(法人にあっては、代表者の氏名)を記載して提出させなければならない。

2 見積書は、記載内容の漏えいの防止に留意して提出させなければならない。

(関連建設工事の調整)

第9条 契約担当者は、請負者の施工する建設工事及び契約担当者の発注に係る第三者の施工する他の建設工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、請負者は、契約担当者の調整に従い、第三者の行う建設工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第2章 請負契約

(通則)

第10条 請負契約に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

- 2 請負契約に基づく金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 3 請負契約に関して当事者間で用いる計量単位は、設計図書(仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 4 請負契約における期間の計算については、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。
- 5 請負契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 6 請負契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的な管轄裁判所とする。
- 7 請負契約に定める催告、請求、通知、報告、指示、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 請負者は、請負契約に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(請負契約の締結)

第11条 請負契約は、様式第3号による建設工事請負契約書(請負者が共同企業体を結成している場合にあっては、様式第3号の2による建設工事請負契約書)、静岡県建設工事請負契約約款及び設計図書により、その内容を明らかにして締結しなければならない。ただし、その請負契約に係る請負代金額が150万円未満のときは、様式第4号による建設工事請書によることができる。

- 2 請負契約の内容を変更する場合においては、様式第5号による建設工事変更請負契約書(請負者が共同企業体を結成している場合にあっては、様式第5号の2による建設工事変更請負契約書)又は様式第6号による建設工事変更請書によるものとする。
- 3 請負契約に関する書類の作成に必要な費用は、請負者の負担とする。

(契約の保証)

第12条 請負者は、請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さな

なければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事に係る請負契約については、この限りでない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券(静岡県財務規則(昭和39年静岡県規則第13号)第42条第1項各号(第5号を除く。))に掲げるものに限る。以下同じ。)の提供
 - (3) 請負契約に基づく債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する金融機関(知事が確実と認めるものに限る。)の保証
 - (4) 保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証(請負契約に係る契約保証金の納付に代わる担保としての保証を行う特約を付したのものに限る。)
 - (5) 公共工事履行保証証券による保証
 - (6) 県を被保険者とする履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、有価証券の額面金額(静岡県財務規則第42条第1項第3号及び第4号に掲げるものにあつては、発行価額の10分の8に相当する額)、保証金額又は保険金額(以下この条において「保証の額」と総称する。)は、請負代金額の10分の1(低入札価格調査(予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に行われる調査をいう。以下同じ。))を受けて落札者となった請負者と締結する請負契約に係る保証の額にあつては、請負代金額の10分の3)以上の額としなければならない。
- 3 請負者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第55条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、請負者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1(低入札価格調査を受けて落札者となった請負者と締結した請負契約に係る保証の額にあつては、変更後の請負代金額の10分の3)に達するまで、契約担当者は保証の額の増額を請求することができ、請負者は保証の額の減額を請求することができる。
- 6 請負者は、第1項第3号から第5号までに掲げる保証を付したときにあつては当該保証委託契約の締結後直ちにその保証書等を契約担当者に提出し、同項第6号に掲げる保証を付したときにあつては当該保険契約の締結後直ちにその保険証券を契約担当者に寄託しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第13条 請負者は、請負契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させるてはならない。ただし、あらかじめ、契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 請負者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第24条第2項の検査に合格したもの及び第45条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、契約担当者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 請負者は、請負代金の請求権の譲渡について承諾を得ようとするときは、様式第7号による建設工事請負代金請求権譲渡承諾(変更承諾)申請書を契約担当者に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第14条 請負者は、建設工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(暴力団関係業者による下請負の禁止等)

第14条の2 請負者は、第52条の2第1項第10号アからオまでのいずれかに該当する者(以下「暴力団関係業者」という。)を下請負人としてはならない。

2 請負者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

3 請負者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、契約担当者は、請負者に対して、当該契約の解除(請負者が当該契約の当事者でない場合において、請負者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下この条において同じ。)を求めることができる。

4 前項の規定により契約担当者が請負者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる請負者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、請負者が一切の責任を負うものとする。

(下請負人の通知)

第15条 契約担当者は、第14条の規定による請負の禁止に違反する疑いがあると認めるときは、下請契約を締結した請負者に対し、次に掲げる事項の通知を請求することができる。

(1) 下請負人の住所及び商号

(2) 下請契約の内容

(3) 下請負人が請け負った工事に係る建設業の種類並びに当該建設業の許可の年月日

及び許可番号

- 2 請負者は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、様式第8号による下請負人通知書により契約担当者に通知しなければならない。

(特許権等の使用)

第16条 請負者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料及び施工方法等(仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段をいう。以下同じ。)を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、契約担当者が、その工事材料及び施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、契約担当者は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(共同企業体に係る請負契約に基づく行為の特則)

第17条 請負者が共同企業体を結成している場合においては、契約担当者は、請負契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、契約担当者が当該代表者に対して行った請負契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、請負者は、契約担当者に対して行う請負契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第3章 建設工事の施工

(自主施工の原則)

第18条 施工方法等については、請負契約において特に定める場合を除き、請負者がその責任において定めるものとする。

(建設工事の着手)

第19条 請負者は、請負契約締結後、速やかに、建設工事に着手しなければならない。

(工程表、工事工程月報及び請負代金内訳書)

第20条 請負者は、請負契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて様式第9号による工程表を作成し、契約担当者に提出しなければならない。

- 2 請負者は、工期が1月を超える建設工事については、毎月10日までに様式第10号による工事工程月報に前月末における建設工事の進捗の状況を記載し、契約担当者に提出しなければならない。

- 3 請負者は、契約担当者から請求があった場合においては、請負契約締結後10日以内に、

設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、契約担当者に提出しなければならない。

(監督員)

第21条 契約担当者は、監督員を置いたときは、その者の氏名を請負者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、各本条に特別の定めがある場合を除くほか、次に掲げる権限を有し、請負契約の定めるところにより、これを行行使する。

(1) 請負契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、工事の施工への立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の検査(確認を含む。第24条第2項及び第3項において同じ。)

3 契約担当者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督員の有する権限の内容を請負者に通知しなければならない。

4 第2項の規定による監督員の権限のうち指示又は承諾は、第10条第7項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

5 契約担当者が監督員を置いたときは、この規則に定める催告、請求、通知、報告、承諾及び解除であって請負者が契約担当者に対して行うものについては、第23条第4項の規定による請求を除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって契約担当者に到達したものとみなす。

6 契約担当者が監督員を置かないときは、この規則に定める監督員の権限は、契約担当者に帰属する。

(主任技術者、現場代理人等)

第22条 請負者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を様式第11号による主任技術者等通知書により契約担当者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 主任技術者(法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)

(2) 監理技術者(法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)

(3) 専任の主任技術者(法第26条第3項本文の規定により専任の者でなければならない主任技術者をいう。以下同じ。)

(4) 監理技術者補佐(法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。)

(5) 専任の監理技術者(法第26条第5項の規定により選任された専任の者でなければならない監理技術者をいう。以下同じ。)

2 請負者は、次に掲げる者を置いたときは、その者の氏名等を様式第11号による主任技術

者等通知書により契約担当者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 専門技術者(法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。)

- 3 現場代理人は、請負契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行わなければならない。ただし、特に常駐する必要がないと契約担当者が認めるときは、この限りでない。
- 4 前項に規定するもののほか、現場代理人は、第23条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定及び通知、同条第4項の規定による請求並びに同条第5項の規定による通知の受理、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領並びに請負契約の解除に係る権限を除き、この規則に基づく請負者の一切の権限を行使することができる。
- 5 請負者は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により現場代理人が行使することができるのとされた権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を契約担当者に通知しなければならない。
- 6 現場代理人、監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
- 7 低入札価格調査を受けて落札者となった請負者については、前項の規定は適用しない。

(履行報告)

第22条の2 請負者は、様式第12号による工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が指示したときはこれを提示しなければならない。

- 2 前項の規定によるほか、請負者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について契約担当者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第23条 契約担当者は、現場代理人がその職務(監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、これらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 契約担当者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 請負者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定

- し、その結果を請求を受けた日から10日以内に契約担当者に通知しなければならない。
- 4 請負者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、契約担当者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 契約担当者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に請負者に通知しなければならない。

(工事材料の品質、検査等)

第24条 工事材料は、設計図書に定める品質を有するものを使用しなければならない。ただし、設計図書にその品質の定めのない場合にあつては、中等の品質を有する工事材料を使用するものとする。

- 2 請負者は、設計図書において監督員の検査を受けて使用すべきものとされた工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 3 監督員は、請負者から前項の検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に検査を行わなければならない。
- 4 第2項の検査に直接必要な費用は、請負者の負担とする。
- 5 請負者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 6 請負者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。
- 7 請負者は、主要な工事材料で完成検査を受ける際に外部から明視することができないものについて第2項の検査を受けたときは、様式第13号による材料検査簿にその状況を記入し、監督員の検印を受けるものとする。

(監督員の立会い、見本等の整備等)

第25条 請負者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものとされた工事材料については、立会いを受けて調合したもの又は見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 請負者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものとされた工事については、立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 請負者は、前2項に規定するもののほか、設計図書において見本、工事の写真その他の記録(以下「見本等」という。)を整備すべきものとされた工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、請負者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該

請求を受けた日から7日以内に立会い又は見本検査を行わなければならない。

- 5 前項に規定する期間内に、監督員が正当な理由なく立会い又は見本検査を行わないため、その後の工程に支障を来すときは、請負者は、監督員に通知した上で、立会い又は見本検査を受けることなく、当該工事材料を調合して使用し、又は当該工事を施工することができる。この場合において、請負者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督員の請求があったときは、整備した見本等を当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本等の整備に直接必要な費用は、請負者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第26条 契約担当者が請負者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、請負者の立会いの上、県の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。
- 3 前項の規定による検査の結果、請負者は、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに契約担当者に通知するとともに、その引渡しを拒むことができる。
- 4 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、契約担当者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 5 請負者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関し請負契約の内容に適合しないこと(第2項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。)などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに契約担当者に通知しなければならない。
- 6 契約担当者は、請負者から第3項又は前項の規定による通知を受けた場合においては、当該支給材料又は貸与品に代えて他の支給材料又は貸与品を引き渡さなければならない。ただし、既に引き渡した支給材料又は貸与品を使用することによっても工事の目的を達成できると認められる場合にあつては、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を請負者に請求することができる。
- 7 契約担当者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 8 請負者は、引渡しを受けた支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 9 請負者は、設計図書に定めるところにより、建設工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を契約担当者に返還しなければならない。
- 10 請負者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、契約担当者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 11 請負者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に定められていないときは、その使用方法につき監督員の指示に従わなければならない。

(工期等の変更及び費用の負担)

- 第26条の2 前条第6項及び第7項の場合において、当事者は必要に応じ工期又は請負代金額を変更し、県は請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。
- 2 前項の規定による変更後の工期又は請負代金額は、当事者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、契約担当者が定め、請負者に通知する。
 - 3 前項の規定による協議の開始の日(以下「変更協議開始日」という。)については、契約担当者が請負者の意見を聴いて定め、請負者に通知するものとする。ただし、契約担当者が、工期又は請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に変更協議開始日を通知しない場合には、請負者が、変更協議開始日を定め、契約担当者に通知することができる。
 - 4 第1項の必要な費用の額は、当事者が協議して定める。

(工事用地等の確保等)

- 第26条の3 契約担当者は、工事用地その他設計図書において定められた建設工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を、請負者が建設工事の施工上必要とする日(請負契約に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保し、請負者に引き渡さなければならない。
- 2 第26条第8項の規定は、前項の規定により引渡しを受けた工事用地等について準用する。
 - 3 建設工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に請負者又は下請負人が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、かつ、取り片付けて契約担当者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、契約担当者が請負者の意見を聴いて定める。
 - 5 前項の期限までに、請負者が正当な理由なく第3項に規定する請負者のとるべき措置をとらないときは、契約担当者は、請負者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等を修復し、若しくは取り片付けることができる。この場合において、請負者は、契約担当者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、契

約担当者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

第27条 請負者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。

- 2 第26条の2の規定は、前項に規定する不適合が監督員の指示その他契約担当者の責めに帰すべき事由によって生じた場合に準用する。
- 3 監督員は、請負者が第24条第2項又は第25条第1項から第3項までの規定に違反したことが明らかな場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 4 前項に規定するもののほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事の施工部分を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。
- 5 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、請負者の負担とする。

(条件変更等)

第28条 請負者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちにその旨を監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書が相互に一致しないこと(設計図書に優先順位が定められている場合を除く。)
 - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約その他の設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを受けずに行うことができる。
 - 3 契約担当者は、請負者の意見を聴いて、前項の調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の規定によりとりまとめられた調査の結果において、第1項各号に掲げる事実が確

認められた場合で、必要があると認められるときは、契約担当者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。ただし、同項第4号又は第5号に掲げる事実が確認されその結果設計図書を変更する場合(工事目的物の変更を伴わない場合に限る。)には請負者と協議して行う。

- 5 第26条の2の規定は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合に準用する。

(設計図書の変更)

第29条 契約担当者は、必要があると認めるときは、その内容を請負者に通知して、設計図書を変更することができる。

- 2 第26条の2の規定は、前項の規定による設計図書の変更が行われた場合に準用する。

(工事の中止)

第29条の2 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、請負者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、請負者が建設工事を施工できないと認められるときは、契約担当者は、直ちに請負者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、契約担当者は、必要があると認められるときは、請負者に通知して、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 第26条の2の規定は、契約担当者が、前2項の規定により建設工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合に準用する。

(請負者による工期の延長の請求)

第30条 請負者は、天候の不良、第9条の規定による関連建設工事の調整への協力その他の請負者の責めに帰すことができない事由により工期内に建設工事を完成することができないときは、契約担当者に対し、工期の延長を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、様式第14号による工期延長請求書に様式第15号による変更工程表を添えて行わなければならない。
- 3 契約担当者は、第1項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期の延長をしなければならない。この場合において、当該工期の延長が契約担当者の責めに帰すべき事由による場合にあつては、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、県は請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。
- 4 第26条の2第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による請求があった場合及び前項後

段の規定による変更後の請負代金額の決定に、同条第4項の規定は前項後段の必要な費用の額の決定に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項の規定による請求に係る延長後の工期及び前項後段の規定による変更後の」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「工期の延長の請求を受けた日」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「前項後段」と読み替える。

(契約担当者による工期の短縮の請求等)

第31条 契約担当者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を請負者に請求することができる。

2 契約担当者は、この規則の定めるところにより工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、県は請負者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

4 第26条の2第2項及び第3項の規定は第1項又は第2項の規定による請求があった場合及び前項の規定による変更後の請負代金額の決定に、同条第4項の規定は前項の必要な費用の額の決定に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第1項又は第2項の規定による請求に係る変更後の工期及び前項の規定による変更後の請負代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「請負者が工期の短縮又は変更の請求を受けた日」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「前項」と読み替える。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第32条 契約担当者又は請負者は、工期内で請負契約締結の日(第3項の規定により請負代金額を変更した場合にあっては、当該変更のうち、直前に行われた変更に係るこの項の規定による請求の日)から12月を経過した後に、日本国内における経済事情の変動により請負代金額が不適當となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 契約担当者又は請負者は、前項の経済事情の変動が特別な事情により急激に生じた結果請負代金額が不適當となったと認めるときは、同項の規定にかかわらず、直ちに請負代金額の変更を請求することができる。特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ請負代金額が不適當となったときも同様とする。

3 第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(現に定められている請負代金額から現に定められている設計図書を基礎として算出した当該請求時の出来形部分に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の経済

事情を基礎として算出した請負代金額から変動後の経済事情を基礎として算出した当該請求時の出来形部分に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額を現に定められている請負代金額から減じ、又は現に定められている請負代金額に加えた額を変更後の請負代金額とする。

- 4 第26条の2第2項及び第3項の規定は、第1項又は第2項の規定による請求があった場合に準用する。この場合において、同条第2項本文中「前項の規定による変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「第2項の規定による請求に係る変更後の請負代金額並びに変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「第1項又は第2項の規定による請求を行った日又は受けた日」と読み替える。

(臨機の措置)

第33条 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、請負者は、そのとった措置の内容を直ちに監督員に通知するものとする。

- 2 前項前段の場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 3 監督員は、災害防止その他建設工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、請負者は、直ちにこれに応じなければならない。
- 4 請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる費用については、県が負担する。
- 5 第26条の2第4項の規定は、前項の規定により県が負担する費用の額の決定に準用する。

(一般的損害)

第34条 各本条に特別の定めがある場合を除くほか、工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他建設工事の施工に関して生じた損害については、請負者がその費用を負担する。ただし、その損害(第56条第1項の規定により付された保険等によりてん補される損害(以下「保険てん補部分」という。)を除く。)のうち、契約担当者の責めに帰すべき事由により生じた損害については、県がその費用を負担する。

(第三者に及ぼした損害等)

第35条 建設工事の施工に伴い第三者に及ぼした損害の負担については、請負契約に定め

るところによる。

- 2 建設工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、当事者が協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第36条 工事目的物の引渡しが行われたとみなされる前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で当事者双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害を生じたときは、請負者は、その事実の発生後直ちにその状況を契約担当者に通知しなければならない。

- 2 契約担当者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害の状況を調査し、その結果を請負者に通知するものとする。
- 3 契約担当者は、前項の規定により確認された損害のうち、この規則の定めるところにより行った検査若しくは立会い又は整備された見本等その他の請負者の工事に関する記録等により確認することができた工事目的物等に係る損害の額(請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づく損害の額及び保険てん補部分の額を除く。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)の範囲内において請負代金額に相当する額に至るまでの額から、当該損害合計額の範囲内において請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの額を差し引いた額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事に係る損害については、契約担当者が損害合計額を負担するものとする。
- 4 不可抗力によって生じた損害のうち工事材料、仮設物及び建設機械器具に係る損害の額は、請負者が通常妥当と認められる範囲を超えた品質、数量、規格又は性能の工事材料、仮設物及び建設機械器具を使用した場合であっても、通常妥当と認められる範囲の品質、数量、規格又は性能に基づいて算定する。
- 5 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の損害の負担については、第3項本文中「損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「保険てん補部分の額」とあるのは「保険てん補部分の額の累計」と、「損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの額」とあるのは「請負代金額の100分の1に相当する額に至るまでの額及び既に負担した額」と、同項ただし書中「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」として、同項の規定を適用する。

(請負代金額の増額等に代えて行う設計図書の変更)

第37条 契約担当者は、第16条ただし書、第26条の2第1項(第27条第2項、第28条第5項、第

29条第2項及び第29条の2第3項において準用する場合を含む。)、第30条第3項後段、第31条第3項、第32条第1項及び第2項、第33条第4項、第34条、前条第3項及び第5項並びに第41条第3項の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は費用の全部又は一部の負担に代えて設計図書を変更することができる。

- 2 第26条の2第2項及び第3項の規定は、前項の規定による設計図書の変更に準用する。この場合において、同条第2項本文中「変更後の工期又は請負代金額」とあるのは「設計図書の変更の内容」と、同条第3項ただし書中「工期又は請負代金額の変更事由が生じた日」とあるのは「請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日」と読み替える。

第4章 建設工事の検査及び引渡し並びに支払

(検査を行う職員)

第38条 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、静岡県行政組織規則(平成19年静岡県規則第29号)第4条に規定する本庁若しくは同規則第6条に規定する出先機関の検査技監若しくは検査監又は知事若しくはかい長の命ずる職員が行う。

(検査及び引渡し)

第39条 請負者は、建設工事が完成したときは、様式第16号による完成届出書を契約担当者に提出しなければならない。

- 2 契約担当者は、前項の完成届出書の提出を受けたときは、その日から14日以内に請負者の立会いの上設計図書に定めるところにより建設工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、契約担当者は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、工事目的物を最小限度の範囲に限り破壊して検査することができる。

- 3 第27条第5項の規定は、前項後段の検査に準用する。

- 4 契約担当者が、検査に合格した旨の第2項の規定による通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとみなす。

- 5 請負者は、検査に合格しなかった旨の第2項の規定による通知を受けたときは、直ちに修補しなければならない。この場合のこの条の規定の適用については、第1項中「建設工事が完成したときは、様式第16号による完成届出書」とあるのは「修補が完了したときは、様式第17号による修補完了届出書」とし、第2項中「完成届出書」とあるのは「修補完了届出書」とする。

(請負代金の支払)

第40条 請負者は、検査に合格した旨の前条第2項の通知を受けたときは、請求書に様式第18号による請求明細書を添えて請負代金の支払を請求することができる。

- 2 県は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 契約担当者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検査の結果を通知しないときは、当該期間の末日の翌日から検査の結果を通知した日までの期間の日数は、前項に規定する期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、同条第2項に規定する期間を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第41条 契約担当者は、第39条第4項の規定により引渡しが行われたとみなされる前においても、請負者の承諾を得て、工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

- 2 前項の場合においては、契約担当者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 契約担当者が、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって請負者に損害を及ぼしたときは、県は必要な費用を負担しなければならない。
- 4 第26条の2第4項の規定は、前項の規定により県が負担する費用の額の決定に準用する。

(前金払)

第42条 請負者は、1件の請負代金額が200万円以上の建設工事に要する費用について、建設工事請負契約書記載の建設工事完成の時期を保証期限とする保証事業会社との保証委託契約(以下「保証委託契約」という。)を締結し、その保証証書を契約担当者に提出して、請負代金額の10分の4以内の額の前払金の支払を請求することができる。

- 2 前項に規定する前払金の支払を受けた請負者は、当該建設工事に要する費用について、前項の保証委託契約に加えて新たに保証委託契約を締結し、その保証証書を契約担当者に提出して、当該前払金に追加して請負代金額の10分の2以内の額の前払金の支払を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求をしようとする請負者は、契約担当者に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。
 - (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の

額に相当するものであること。

- 4 契約担当者は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、速やかに当該認定の結果を当該請負者に通知しなければならない。
- 5 契約担当者は、第1項又は第2項に規定する請求があったときは、当該請求を受けた日から14日以内に当該前払金を支払わなければならない。

(前払金等の変更)

第43条 請負者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額の前払金の支払を請求することができる。この場合において、あらかじめ保証委託契約を変更し、変更後の保証証書を契約担当者に提出しなければならない。

- 2 前条第5項の規定は、前項の規定による請求があった場合に準用する。
- 3 請負者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、減額後の請負代金額に基づく前払金額に当該減額後の請負代金額の10分の1(前条第2項に規定する前払金の支払を受けているときは10分の2)に相当する額を加えた額を超えるときは、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。この場合において、保証委託契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに契約担当者に提出しなければならない。
- 4 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、当事者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、契約担当者が定め、請負者に通知する。
- 5 契約担当者は、請負者が第3項に規定する期間内に同項の超過額又は前項の返還すべき超過額の全額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第3項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 6 契約担当者は、工期の変更が行われた場合には、直ちにその旨を当該建設工事に関し請負者と保証委託契約を締結している保証事業会社に通知するものとする。

(前払金の使用)

第44条 請負者は、前払金を当該建設工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料又は購入費(当該建設工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証委託契約に係る保証料以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第45条 請負者は、建設工事の完成前に、出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額(以下「出来高金額」という。)の10分の9以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合においては特に必要があると認める場合を除き、出来形が、現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達したときに限る。

2 請負者は、前項の規定による請求をしようとするときは、契約担当者に対し、あらかじめ、様式第19号による出来形確認請求書を提出して、当該請求に係る出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品の確認を請求しなければならない。

3 契約担当者は、前項の規定による確認の請求を受けた日から14日以内に、請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、かつ、当該検査の結果を請負者に通知しなければならない。

4 第27条第5項及び第39条第2項後段の規定は、前項の検査に準用する。

5 出来高金額は、当事者が協議して定める。ただし、請負者が第3項の通知を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、契約担当者が定め、請負者に通知する。

6 請負者は、検査に合格した旨の第3項の規定による通知を受けたときは、請求書に様式第18号による請求明細書を添えて部分払金の支払を請求することができる。この場合においては、契約担当者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

7 部分払金の額は、次の式により算定する。

出来高金額 × ((9 / 10) - (前払金額 / 請負代金額))

8 第1項の規定による部分払の請求回数は、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ当該各号に掲げる回数以内とする。ただし、契約担当者が特に必要があると認めるときは、請求回数を増加することができる。

(1) 請負代金額100万円以上2,000万円未満 2回

(2) 請負代金額2,000万円以上5,000万円未満 3回

(3) 請負代金額5,000万円以上 4回

9 第6項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

第46条 第39条及び第40条の規定は、契約担当者が設計図書において建設工事の完成に先立って工事目的物の一部の引渡しを受けるべきことを指定した部分又は工事目的物の一部が完成した場合には当該部分を引渡すことについて当事者の合意が成立した部分(以下「一部引渡指定部分」という。)がある場合において当該一部引渡指定部分が完成した場合に準用する。この場合において、第39条中「建設工事」とあるのは「一部引渡指定

部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「一部引渡指定部分に係る工事目的物」と、第40条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替える。

- 2 前項の規定により準用される第40条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算出する。

一部引渡指定部分に相応する請負代金の額 × (1 - (前払金額 / 請負代金額))

- 3 前条第5項の規定は、前項の規定による部分引渡しに係る請負代金の額の算定に当たって準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「一部引渡指定部分に相応する請負代金の額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。

(第三者による代理受領)

第47条 請負者は、契約担当者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 契約担当者は、前項の規定により請負者が第三者を代理人とした場合において、請負者の提出する請求書に当該第三者が請負者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第40条(前条第1項において準用する場合を含む。)又は第45条の規定による支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する建設工事の中止)

第48条 請負者は、契約担当者が第42条第5項(第43条第2項において準用する場合を含む。)、第45条第6項又は第46条第1項において準用される第40条第2項の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、建設工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、請負者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を契約担当者に通知しなければならない。

- 2 第26条の2の規定は、前項の規定により請負者が建設工事の施工を中止した場合について準用する。

(契約不適合責任)

第49条 契約担当者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、請負者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、契約担当者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、請負者は、契約担当者に不相当な負担を課するものでないときは、契約担当者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、契約担当者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、契約担当者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、契約担当者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4 (削除)

(履行遅滞の場合における損害金等)

第50条 (削除)

第5章 請負契約の解除

第51条 削除

(契約担当者の催告による解除権)

第52条 契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、建設工事に着手すべき期日を過ぎ、かつ、相当の期間を定めてその着手を催告したにもかかわらずその期間内に当該建設工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に建設工事を完成しないとき、又は工期経過後相当の期間内に建設工事を完成する見込みが明らかでないとき。
- (3) 相当の期間を定めてその設置を催告したにもかかわらずその期間内に第22条第1項各号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第49条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、請負契約に違反したとき。

2 前項の規定により請負契約を解除しようとするときは、様式第20号による請負契約解除通知書により、請負者に通知するものとする。

(契約担当者の催告によらない解除権)

第52条の2 契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに請負契約を解除することができる。

- (1) 第13条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 請負契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 請負者が請負契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 請負者の債務の一部の履行が不能である場合又は請負者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、請負者がその債務の履行をせず、契約担当者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第54条又は第54条の2の規定によらないで請負契約の解除を申し出たとき。
- (10) 請負者（請負者が共同企業体を結成している場合にあつては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（請負者が個人である場合にあつては当該個人その他経営に実質的に関与している者をいい、請負者が法人である場合にあつては当該法人の役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

ウ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。

オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

キ 暴力団関係業者を下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合(カに該当する場合を除く。)に、契約担当者が請負者に対して当該契約の解除を求め、請負者がこれに従わなかったとき。

ク 契約担当者が第14条の2第3項の解除を求め、請負者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき(キに該当する場合を除く。)

2 前条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

(契約担当者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第52条の3 第52条第1項各号又は前条第1項各号に定める場合が契約担当者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、契約担当者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約担当者の任意解除権)

第53条 契約担当者は、建設工事が完成するまでの間は、第52条又は第52条の2の規定によるほか、必要があるときは、請負契約を解除することができる。

2 第52条第2項の規定は、前項の規定による解除に準用する。

3 県は、第1項の規定により請負契約が解除されたことにより請負者に損害を及ぼしたときは、その損害につき必要な費用を負担しなければならない。

4 第26条の2第4項の規定は、前項の規定により県が負担する費用の額の決定に準用する。

(請負者の催告による解除権)

第54条 請負者は、契約担当者が請負契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、請負契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が請負契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(請負者の催告によらない解除権)

第54条の2 請負者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちに請負契約を解除することができる。

- (1) 第29条第1項の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第29条の2第1項又は第2項の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第54条の3 第54条又は前条各号に定める場合が請負者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、請負者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第55条 第39条第2項から第4項までの規定は、請負契約が工事の完成前に解除された場合において準用する。この場合において、同条第2項前段中「前項の完成届出書の提出を受けたとき」とあるのは「解除の通知をし、又は解除の通知を受けたとき」と、「建設工事の完成」とあるのは「出来形部分」と、同条第4項中「工事目的物」とあるのは「出来形部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品」と読み替える。

- 2 契約担当者は、前項の規定によって準用される第39条第2項前段の規定による通知をしたときは、前項の規定によって準用される第39条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額を請負者に支払わなければならない。
- 3 第45条第5項の規定は、前項の出来形部分に相応する請負代金額の決定について準用する。この場合において、同条第5項本文中「出来高金額」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額」と、同項ただし書中「第3項の通知を受けた日から10日以内」とあるのは「第1項の規定により準用される第39条第2項前段の規定による通知を受けた日から14日以内」と読み替える。
- 4 第2項の場合において、第42条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第45条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を第2項の検査に合格した出来形部分に相応する請負代金額から控除した額を支払い、受領済みの前払金に余剰があるときは、請負者はその余剰額を返還しなければならない。
- 5 前項の規定による返還に当たっては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の利息を付さなければならない。ただし、前2条の規定による解除の場合にあっては、この限りでない。

- 6 請負者は、工事の完成前に請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第2項の検査に合格した出来形部分に使用されているものを除き、契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により滅失し、若しくは毀損したとき、又は同項の検査に合格しなかった出来形部分に使用されているときは、代品若しくは原状に復した支給材料を返還し、又は返還に代えてその損害につき必要な費用を負担しなければならない。
- 7 請負者は、工事の完成前に請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を契約担当者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により滅失し、又は毀損したときは、代品若しくは原状に復した貸与品を返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 8 第26条の3第3項及び第5項の規定は、契約が解除された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「建設工事の完成、設計図書の変更等」とあるのは「請負契約の解除」と、同条第5項中「前項の期限までに」とあるのは「次項の期限までに」と読み替える。
- 9 第6項前段及び第7項前段の規定による請負者のとるべき措置の期限、方法等については請負契約の解除が請負者の責めに帰すべき事由によるときは契約担当者が定め、請負契約の解除が請負者の責めに帰すべき事由によらないときは請負者が契約担当者の意見を聴いて定めるものとし、第6項後段、第7項後段及び第8項において準用する第26条の3第3項の規定による請負者のとるべき措置の期限、方法等については契約担当者が請負者の意見を聴いて定めるものとする。
- 10 工事の完成後に請負契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については契約担当者及び請負者が民法の規定に従って協議して決める。

(契約担当者の損害賠償請求等)

第55条の2 契約担当者は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第52条又は第52条の2の規定により、工事目的物の完成後に請負契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、請負者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として契約担当者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第52条又は第52条の2の規定により工事目的物の完成前に請負契約が解除されたとき。

- (2) 工事目的物の完成前に、請負者がその債務の履行を拒否し、又は請負者の責めに帰すべき事由によって請負者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者が請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）が請負契約及び取引上の社会通念に照らして請負者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項1号に該当し、契約担当者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額を請求することができるものとする。
- 6 第2項の場合（第52条の2第1項第8号及び第10号の規定により、請負契約が解除された場合を除く。）において、第12条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、契約担当者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（請負者の損害賠償請求等）

第55条の3 請負者は、契約担当者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合が請負契約及び取引上の社会通念に照らして契約担当者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第54条又は第54条の2の規定により請負契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第40条第2項(第46条第1項において準用する場合を含む。)に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、請負者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の遅延利息の支払を県に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第55条の4 契約担当者は、引き渡された工事目的物に関し、第39条第4項（第46条第1項において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」

という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、契約担当者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、請負者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、請負者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 契約担当者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を請負者に通知した場合において、契約担当者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 契約担当者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が請負者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する請負者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は契約担当者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、契約担当者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、請負者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第6章 雑則

(保険等)

- 第56条 請負者は、工事目的物、工事材料等を設計図書に定める火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下同じ。)に付さなければならない。
- 2 請負者は、前項に規定する保険の契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに契約担当者に提示しなければならない。
 - 3 請負者は、工事目的物、工事材料等を第1項に規定する保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を契約担当者に通知しなければならない。

(違約金等の徴収)

- 第57条 請負者が、この規則に基づく違約金その他の損害金を契約担当者の指定する期日

までに支払わなかったときは、その指定する期日を経過した日から損害金の支払いをする日までの日数に応じ、知事が別に定める割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

2 前項の損害金及び遅延利息は、請負代金と相殺することができる。

(あっせん又は調停)

第58条 請負契約に関して当事者間に紛争を生じた場合には、契約担当者及び請負者は、法第25条の規定により設置された建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争若しくは監理技術者等、専門技術者、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者の工事の管理若しくは施工に関する紛争又は監督員の職務の執行に関する紛争については、第23条第3項の規定により請負者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により契約担当者が決定を行った後又は請負者若しくは契約担当者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項に規定する期間が経過した後でなければ、契約担当者又は請負者は、前項のあっせん又は調停を申請することができない。

(仲裁)

第59条 前条第1項の規定にかかわらず、契約担当者又は請負者は、審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、仲裁合意書に基づき、審査会に仲裁を申請することができる。

(実施細目)

第60条 この規則の実施のための手続その他実施について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

[以下部分省略]

附 則 (令和 4 年 12 月 27 日規則第 41 号)

(施行期日)

1 この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 36 条の改正及び附則第 3 項の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 52 条の 2 及び様式第 3 号から様式第 4 号までの規定は、この規則の施行の日以後に締結した請負契約に係る建設工事について適用し、この規則の施行の日前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 36 条の規定は、附則第 1 項ただし書に規定する改正の施行の日(以下「一部施行日」という。)以後に締結した請負契約に係る建設工事について適用し、一部施行日前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の静岡県建設工事執行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

入 札 書

1 入札番号 第 号

2 建設工事名

3 建設工事箇所 市 町
郡

上記の建設工事を、建設工事等競争契約入札心得を承諾の上、下記の金額で請け負いたいのので、申し込みます

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

入札金額

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

入札者 住 所
商 号
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

建設工事請負契約書

1 建設工事名

収入

印紙

2 建設工事箇所

市
郡

町

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

5 請負代金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

6 請負代金の支払

前払金額 ￥

部分払回数 回以内

7 契約保証金 ￥

(約款第4条第1項第 号該当)

8 建設発生土の搬出先等

上記の建設工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 印

受 注 者 住 所
商 号
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

建設工事請負契約書

1 建設工事名

収入

印紙

2 建設工事箇所

市
郡

町

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

5 請負代金額 ￥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥)

6 請負代金の支払

前払金額 ￥

部分払回数 回以内

7 契約保証金 ￥

(約款第4条第1項第 号該当)

8 建設発生土の搬出先等

上記の建設工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって連帯して請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 印

受注者 共同企業体の名称

住 所
代表者 商 号
氏 名(法人にあっては、代表者の氏名) 印

その他の 住 所
構 成 員 商 号
氏 名(法人にあっては、代表者の氏名) 印

建設工事請書

1 建設工事名

収入
印紙

2 建設工事箇所

市 町
郡

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 工事を施工しない日

工事を施工しない時間帯

5 請負代金額 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

6 建設発生土の搬出先等

7 その他

上記の建設工事の施行については、静岡県建設工事請負契約約款中受注者に関する規定を遵守し、仕様書、設計図書及び図面に基ついて相違なく完成します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

受注者 住 所
商 号
氏 名(法人にあっては、代表者の氏名) 印

建設工事変更請負契約書

1 建設工事名

収入
印紙

2 建設工事箇所

市 町
郡

3 変更事項

(1) 請負代金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

(2) 工 期

(3) 建設工事内容

(4) そ の 他

上記のとおり 年 月 日締結した請負契約を変更し、この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 印

受 注 者 住 所
商 号
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

建設工事変更請負契約書

1 建設工事名

収入
印紙

2 建設工事箇所

市 町
郡

3 変更事項

(1) 請負代金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

(2) 工 期

(3) 建設工事内容

(4) そ の 他

上記のとおり 年 月 日締結した請負契約を変更し、この契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 印

受注者 共同企業体の名称
住 所
代表者 商 号
氏 名(法人にあっては、代表者の氏名) 印

その他の住 所
構成員 商 号
氏 名(法人にあっては、代表者の氏名) 印

建設工事変更請書

1 建設工事名

収入
印紙

2 建設工事箇所

市 町
郡

3 変更事項

(1) 請負代金額 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥)

(2) 工 期

(3) 建設工事内容

(4) そ の 他

上記のとおり 年 月 日提出した請書を変更し、相違なく完成します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

受 注 者 住 所
商 号
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名) 印

様式第7号(第13条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

承 諾
建設工事請負代金請求権譲渡 申請書
変更承諾

建設工事名			
建設工事箇所			
区 分	当 初 契 約	変更契約による増減	計
工 期	着手 年月日 完成 年月日	着手 年月日 完成 年月日	
請負代金額			
前払金額			
部分払金額			
譲渡債権金額			
債権譲渡先			

のため、先に締結した建設工事請負契約の履行により生ずる請負代金請求権を、上記のとおり譲渡したいので承諾されるよう申請します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所
受注者 商 号
氏 名(法人にあっては、代表者の氏名) 印

承 諾
建設工事請負代金請求権譲渡 書
変更承諾

上記の建設工事請負代金請求権の譲渡については、申請のとおり承諾します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 印

備考 変更契約により当該工事請負代金額に増減を生じたときは、遅滞なく変更承諾申請書を提出すること。

下 請 負 人 通 知 書

1 下請負人に関し通知を求められた建設工事

- (1) 建設工事名
- (2) 請負代金額 円
- (3) 契約年月日 年 月 日
- (4) 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

2 下請負人に関する事項

商 号	住 所	下請契約の内容			請け負った工事に係る建設業の種類並びに当該建設業の許可年月日及び許可番号		
		工種	数量	金額	種類	許可の年月日	許可番号
				円			般 — 第 号 特

下請負人に関する事項を上記のとおり通知します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住所
受注者 商 号
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

工 程 表

1 建設工事名

2 建設工事箇所 市 町
郡

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

工 種	設計数量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通計歩合	%												

上記のとおり施工したいので、工程表を提出します。

年 月 日

発注者 職名氏 名様

受注者 住所
商号
氏名(法人にあっては、代表者の氏名)

工 事 工 程 月 報

住 所

受注者 商 号

氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

平成 年 月 末現在

建設工事名	路線 名等 河川	箇所		工 期	契 約 額 円	工 程												〔 上 段 計 画 % 下 段 実 績 % 〕												
		市 郡	町 大 字			4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		摘 要
						前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半			
				・ ・ ・																										
				・ ・ ・																										
				・ ・ ・																										
				・ ・ ・																										
				・ ・ ・																										
				・ ・ ・																										
				・ ・ ・																										

備考 1 複数の建設工事を受注している場合には、上から順に列記し、完成した建設工事があっても消さないものとする。

2 監督員が指示した場合には、工程表により進ちょく状況を説明するものとする。

主任技術者等通知書

1 建設工事名

(年 月 日契約締結) 工事

2 主任技術者の氏名

区分	職名	氏名	担当工事種類	資格区分	
				第 7 条 第 2 号	第 15 条 第 2 号
主任技術者				イロハ	
専任の主任技術者				イロハ	イロハ
監理技術者					イロハ
監理技術者補佐				イロハ	イロハ
専任の監理技術者					イロハ
現場代理人					
専門技術者				イロハ	

先に請負契約を締結した建設工事の主任技術者等の氏名等を、上記のとおり通知します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

住 所
受注者 商 号
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

備考 資格区分欄は、建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は第 15 条第 2 号イ、ロ若しくはハのうち、該当するものを○で囲むこと。

工 事 記 録 簿

建設工事名	
建設工事箇所	
着手年月日	
完成年月日	

年月日	天候	記 録	摘 要

備考

- 1 記録欄には、現場の作業状況又は監督員の指示等若しくは指示等に対する処理状況等について記入すること。
- 2 摘要欄については、指示等を行った監督員名等を記入すること。

様式第 13 号(第 24 条関係)(用紙 日本産業規格 A 4 版横型)

材 料 検 査 簿

1. 建設工事名
2. 建設工事箇所

品 種	規 格	設 計 数 量	単 位	検 査 年 月 日	検 査 数 量	合 格 数 量	不 合 格 数 量	累 計 合 計 数	検 印

工 期 延 長 請 求 書

1 建設工事名

2 建設工事箇所
市 町
郡

3 請負代金額 円

4 契約年月日 年 月 日

5 工 期 着 手 年 月 日
完 成 年 月 日

6 変更完成期日 年 月 日

7 工期延長の理由

上記のとおり工期の延長を請求します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

受注者 住 所
商 号
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

変 更 工 程 表

1 建設工事名

2 建設工事箇所 市 町
郡

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

工 種	設計数量	月			月			月			月		
		10	20	30	10	20	30	10	20	30	10	20	30
通計歩合	%												

上記のとおり変更したいので、変更工程表を提出します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

受注者 住 所
商 号
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

備考 変更した部分は、朱書きすること。

完 成 届 出 書

- 1 建設工事名
- 2 建設工事箇所 市 町
 郡
- 3 請負代金額 円
- 4 契約年月日 年 月 日
- 5 工 期 着手 年 月 日
 完成 年 月 日
- 6 完成年月日 年 月 日

上記のとおり完成したので、届け出ます。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

受注者 住 所
 商 号
 氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

修 補 完 了 届 出 書

1 建設工事名

2 建設工事箇所 市 町
郡

3 請負代金額

4 契約年月日 年 月 日

5 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

6 完成年月日 年 月 日

7 検査年月日 年 月 日

8 修補事項

9 修補完了年月日 年 月 日

上記のとおり修補を完了したので、届け出ます。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

受注者 住 所
商 号
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

様式第 18 号 (第 40 条、第 45 条、第 46 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 横型)

請求明細書

請負代金額 (部分引渡しに係る請負代金額) A		円		前払金額 B		円		今回請求額 (第 回) (しゅん工)		円	
区 分	年 月 日	出来高歩合 C	出来高金額 (一部・脱脂部分に 相応する請負代金の額) D	D × 9/10 の 額 E	前払償却額 B × C = F	差引き額 E - F = G (しゅん工の場合にあっては D - F = G)	支払額 (G - 前回までの支払額の合計 額)				
第 1 回		%	円	円	円	円	円				
第 2 回											
第 3 回											
第 4 回											
第 5 回											
第 6 回											
しゅん工											

備考 E の算出については万円未満を切り捨て、F の算出については万円未満を切り上げること。

出 来 形 確 認 請 求 書

1 建設工事名

2 建設工事箇所 市 町
郡

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 請負代金額 円

5 出来形の内容

工 種	単位	設 計 数 量 A	出 来 高 数 量 B	出来高歩合 $B \div A$ $\times 100=C$	構 成 比 率 D	通 計 出 来 歩 合 $C \times D$	摘 要
				%		%	

年 月 日現在における第 回出来形の確認を請求します。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 様

受注者 住 所
商 号
氏 名 (法人にあっては、代表者の氏名)

請 負 契 約 解 除 通 知 書

1 建設工事名

2 建設工事箇所
市 郡 町

3 工 期 着手 年 月 日
完成 年 月 日

4 請負代金額 円

年 月 日に契約を締結した上記の建設工事については、静岡県建設工事請負
契約約款第 条第 項 第 号の規定により、契約を解除します。

年 月 日

住所
受注者 商号
氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) 様

発注者 職 名 氏 名 印

6 - 2 静岡県建設工事請負契約約款

静岡県建設工事請負契約約款

(令和5年1月最終改正)

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の工事の請負契約に関し、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書、設計書(「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」、「公共建築木造工事標準仕様書」及び「公共住宅建設工事共通仕様書」を適用する建築工事及び建築設備工事は除く、以下同じ。)及び図面(現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの仕様書、設計書及び図面を「設計図書」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 この契約に要する費用は、受注者の負担とする。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表、請負代金内訳書及び工事工程月報)

- 第3条 受注者は、この契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、工程表につき直ちにその内容を審査し、不相当と認めるときは、受注者に訂正を求めるもの

とする。

- 3 受注者は、工期が1月を超える工事については、工程表に基づいて、工事工程月報を提出しなければならない。
- 4 受注者は、発注者から請求があった場合においては、この契約締結後10日以内に、設計図書に基づいて請負代金内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 5 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。
(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、1件の請負代金額が300万円未満の建設工事にかかる請負契約については、この限りでない。また、第6号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証(契約保証特約を付したものに限る。)
- (5) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (6) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、請負代金額の10分の1(低入札価格調査(予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合に行われる調査をいう。以下同じ。)を受けて落札者となった受注者と締結する請負契約に係る保証の額にあっては10分の3)以上としなければならない。

- 3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第46条の2第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号から第4号までに掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1(低入札価格調査を受けて落札者となった受注者と締結した請負契約に係る保証の額にあっては、変更後の請負代金額の10分の3)に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三

者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(暴力団関係業者による下請負の禁止等)

第6条の2 受注者は、第43条の2第1項第10号アからオまでのいずれかに該当する者(以下「暴力団関係業者」という。)を下請負人としてはならない。

2 受注者は、その請け負った建設工事に係る全ての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、発注者は、受注者に対して、当該契約の解除(受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めることを含む。以下この条において同じ。)を求めることができる。

4 前項の規定により発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたことによって生じる受注者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

(下請負人)

第7条 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を静岡県内に建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。ただし、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年11月1日政令第372号)第3条第1項に基づき告示された「特定役務のうち建設工事の調達契約」に係る特例政令の適用基準額以上の工事については、本項は適用しない。

2 発注者は、第6条の規定による請負の禁止に違反する疑いがあると認めるときは、下請契約を締結した受注者に対し、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の社会保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。)を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人

当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合において、受注者が発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類(以下「確認書類」という。)を発注者に提出したとき

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人

次のいずれかに該当する場合

ア 受注者が、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としており発注者が認め、その旨を通知した日から30日(発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間)以内に確認書類を発注者に提出した場合

イ 前号に定める特別の事情があると発注者が認める場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰(制裁金)として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号に定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号に定める特別な事情があると認められたにもかかわらず、同号に定める期間内に確認書類が提出されなかったとき 受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

(2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、受注者が同号アに定める期間内に確認書類を提出せず、かつ、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときあつては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第 10 条 受注者は、次の各号に掲げるものを定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
 - (3) 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
 - (4) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをいう。以下同じ。）
- 2 主任技術者又は監理技術者は、工事が建設業法第 26 条第 3 項本文の規定に該当する場合は、専任の者でなければならない。この場合において、当該工事が同法第 26 条第 5 項の規定にも該当する場合には、当該専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者でなければならない。
 - 3 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行わなければならない。ただし、特に常駐する必要がないと発注者が認めたときは、この限りでない。
 - 4 現場代理人は、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第 12 条第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知、同条第 4 項の請求、同条第 5 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
 - 6 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。
 - 7 低入札価格調査を受けて落札者となった受注者については、前項の規定は適用しない。

（履行報告）

第 11 条 受注者は、工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が請求したときは提示しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定によるほか、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第 12 条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査又は発注者の指定する検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じ、又は所要の措置をとらなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の規定による検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等を受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊 検査等）

第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 仕様書、設計書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、涌水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。

(2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。

(3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって、受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第20条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、当該請求に係る工期の延長をしなければならない。この場合において、当該工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合にあつては、当事者は必要に応じ請負代金額を変更し、発注者は受注者に生じた損害につき必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。この場合においては、受注者は、直ちにこれに応じなければならない。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(第6項において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第47条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する

記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より小額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、かつ、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者が第2項の規定により検査に合格した旨の通知をしたときは、工事目的物の引渡しが行われたものとする。
- 5 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補しなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査の結果の通知をしないときは、その期限を経過した日から検査の結果の通知をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、前条第2項の期限を経過した日から起算して40日を経過する日において満了したものとする。

（部分使用）

第33条 発注者は、第31条第4項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

第34条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、請負代金額が200万円未満の場合及び前払金を支払う旨特約しない場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項に規定する前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して行う中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の額の前払金の支払を発注者に請求することができる。

3 受注者は、前項の規定による請求をしようとするときは、発注者に対し、あらかじめ、当該建設工事が次に掲げる要件に該当することの認定を請求し、その旨の認定を受けなければならない。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行なわれた当該建設工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

4 発注者は、前項の規定による認定の請求を受けたときは、速やかに当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

5 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額に基づく前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が、減額後の請負代金額

に基づく前払金額に当該減額後の請負代金額の10分の1（第2項に規定する中間前払金の支払を受けているときは10分の2）に相当する額を加えた額を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。

- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 9 発注者は、受注者が第7項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

ただし、平成28年4月1日以降新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和5年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び第34条第2項に規定する前払金を除き、現場管理費及び一般管理費等のうち、この工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

（部分払）

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分及び製造工場等にある特殊な工場製品に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合においては特に必要があると認める場合を除き、出来形が現になされた前払金の請負代金額に対する割合に10分の1を加えた率以上に達した時にかぎる。また、この請求は契約書記載の回数を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は製造工場等にある特殊な工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 6 部分払金の額は、次の式により算出する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} = \text{第1項の請負代金相当額} \times \left[\frac{9}{10} - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right]$$

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。工事目的物について指定部分がない場合において、工事目的物の一部が完成し、その引渡しについての合意が成立したときについても同様とする。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る請負代金の額} = \text{指定部分に相応する請負代金の額} \times \left[1 - \frac{\text{前払金額}}{\text{請負代金額}} \right]$$

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条(前条において準用する場合を含む。)又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第41条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追

完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第42条 削除

第42条の2 削除

(発注者の催告による解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (2) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第41条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第43条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (9) 第45条又は第45条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者（受注者が共同企業体を結成している場合にあっては、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受注者が個人である場合にあっては当該個人その他経営に実質的に関与している者をいい、受注者が法人である場合にあっては当該法人の役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団又は暴力団員等であると認められるとき。
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
- ウ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用していると認められるとき。
- オ アからエまでに該当するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
- カ 下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方が暴力団関係業者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。
- キ 暴力団関係業者を下請契約又は工事材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- ク 発注者が第6条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。)

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第43条の3 第43条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第43条の4 発注者は、受注者がこの契約に関し、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 第46条の3第1項に該当するとき。
- (2) 受注者が不正な手段で入札に参加したことが判明したとき。

(発注者の任意解除権)

第44条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第43条、第43条の2又は第43条の4の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の催告による解除権)

第45条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第45条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による建設工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるとときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が建設工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第45条の3 第45条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第46条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった特殊な工場製品の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分及び特殊な工場製品に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第43条、第43条の2又は第46条の2第3項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第44条、第45条又は第45条の2の規定によるときにあってはその余剰額を、それぞれ発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発

注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第43条、第43条の2又は第46条の2第3項の規定によるときは発注者が定め、第44条、第45条又は第45条の2の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第46条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第43条又は第43条の2の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1（低入札価格調査を受けて落札者となった受注者にあつては、請負代金額の10分の3）に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第43条又は第43条の2の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生債務者等

- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項1号に該当し、発注者が損害賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相應する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額を請求することができる。
- 6 第2項の場合（第43条の2第1項第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第46条の3 この契約に関し、受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項において同じ。）において、この契約に関し、受注者等が独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に関する事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。次項において同じ。）の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- （受注者の損害賠償請求等）

第46条の4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第45条又は第45条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)に規定する期日までに請負代金が支払われなかった場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第46条の5 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第31条第4項(第38条第1項において準用する場合を含む。)の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの際、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(火災保険等)

第47条 受注者は、工事目的物及び工事材料(支給材料を含む。以下この条において同じ。)等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注

者に提示しなければならない。

- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない

(制裁金等の徴収)

第48条 受注者がこの契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を追徴する。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第48条の2 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うものとする。

- 2 前項の規定による警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者にその旨を文書で報告しなければならない。

- 3 受注者は、暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うものとする。

(あっせん又は調停)

第49条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による静岡県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第50条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(雑則)

第51条 この約款に基づく受注者の発注者に対する届出、通知等の書式は、発注者の定めるところによる。

(補則)

第52条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(総合評価落札方式による契約に関する附則)

受注者は、契約書記載の工事の施工に際しては、発注者に対して提出した施工計画に記載されている

仕様等を遵守すること。

- 2 発注者は、受注者の責により、入札時の技術資料により提案した技術提案等が履行できない場合は、達成度合いに応じて以下に示す算式により請負契約金額の減額を行うものとする。ただし、技術提案等において発注者が採用を認めないことを通知した提案は除く。

・減額の算出方法

$$\text{減額} = \left(1 - \frac{100 +}{100 +} \right) \times C$$

C：当初の契約金額（円）

：当初の加算点

：達成度合いに応じて再計算した加算点

算出金額は、千円未満切り捨てとする。

- 3 契約締結時点において想定されなかった事象の発生によって入札時の技術資料に基づく施工ができない場合は、発注者と受注者とが協議の上その取り扱いについて決定する。

【別添】

[表面]

仲 裁 合 意 書

建設工事名

建設工事場所

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。

年 月 日

発注者 職 名 氏 名 印

住 所

受注者 商 号

氏 名（法人にあっては、代表者の氏名）印

[裏面]

仲 裁 合 意 書 に つ い て

1) 仲裁合意

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、請負者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

6-3 一括下請負の禁止について

平成28年10月14日
国土建第276号

静岡県知事 殿

国土交通省土地・建設産業局長



一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設企業に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第22条において禁止されているところ、依然として不適切な事例が見られることから、一括下請負の排除の徹底と適正な施工の確保が求められている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成28年6月22日）においても、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある旨が提言された。

これを受け、別添通知により、国土交通大臣届出に係る建設業者団体を通じて建設企業に対し周知徹底を図ったところである。

については、貴職におかれても、貴管下建設企業に対しこの旨の周知徹底が図られるよう指導方お願いします。また貴職発注工事に係る請負契約の適正な運用に際しての参考とされたい。

なお、貴管下市町村等に対しても、本件の周知方お願いします。

また、「一括下請負の禁止について」（平成4年12月17日付け建設省経建発第379号）は廃止する。



平成28年10月14日
国土建第275号

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局長

一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設企業に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第22条において禁止されているところ、依然として不適切な事例が見られることから、一括下請負の排除の徹底と適正な施工の確保が求められている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成28年6月22日）においても、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある旨が提言された。

これを受け、下記のとおり「一括下請負の禁止について」を定めたので送付する。

については、貴団体におかれては、その趣旨及び内容を了知の上、貴団体傘下の建設企業に対しこの旨の周知徹底が図られるよう指導方お願いする。

なお、「一括下請負の禁止について」（平成4年12月17日付け建設省経建発第379号）は廃止する。

一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、禁止されています。

(参考) 建設業法

第22条 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもつてするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得たときは、これらの規定は、適用しない。

4 (略)

(注) 第3項に規定する「政令で定めるもの」とは、建設業法施行令第6条の3に規定する「共同住宅を新築する建設工事」をいいます。

一 一括下請負の禁止

(1) 建設工事の発注者が受注者となる建設業者を選定するに当たっては、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価をするものであり、受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。

(2) また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。

(3) このため、建設業法第22条は、いかなる方法をもつてするかを問わず、建設業者が受注した建設工事を一括して他人に請け負わせること(同条第1項)、及び建設業を営む者が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うこと(同条第2項)を禁止しています。

また、民間工事については、建設業法施行令第6条の3に規定する共同住宅を新築する建設工事を除き、事前に発注者の書面による承諾を得た場合は適用除外となりますが(同条第3項)、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の適用対象となる公共工事(以下単に「公共工事」という。)については建設業法第22条第3項は適用されず、全面的に禁止されています。

同条第1項の「いかなる方法をもつてするかを問わず」とは、契約を分割し、あるいは他人の名義を用いるなどのことが行われていても、その実態が一括下請負に該当するものは一切禁止するということです。

また、一括下請負により仮に発注者が期待したものと同程度又はそれ以上の良質な建設生産物ができたとしても、発注者の信頼を裏切ることになりはしないため、建設業法第22条違反となります。なお、同条第2項の禁止の対象となるのは、「建設業を営む者」であり、建設業の許可を受けていない者も対象となります。

(注) この指針において、「発注者」とは建設工事の最初の注文者をいい、「元請負人」とは下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは下請契約における請負人をいいます。

二 一括下請負とは

- (1) 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与することなく、以下の場合に該当するときは、一括下請負に該当します。
 - ① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合
 - ② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合
- (2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいい、具体的には以下のとおりです。
 - ① 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を全て行うことが必要です。
 - (i) 施工計画の作成：請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成、下請負人の作成した施工要領書等の確認、設計変更等に応じた施工計画書等の修正
 - (ii) 工程管理：請け負った建設工事全体の進捗確認、下請負人間の工程調整
 - (iii) 品質管理：請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認
 - (iv) 安全管理：安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置
 - (v) 技術的指導：請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等

法令遵守や職務遂行の確認、現場作業に係る実地の総括的技術指導

- (vi) その他：発注者等との協議・調整、下請負人からの協議事項への判断・対応、請け負った建設工事全体のコスト管理、近隣住民への説明
 - ② ①以外の建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれ次に掲げる事項を主として行うことが必要です。
 - (i) 施工計画の作成：請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成、下請負人が作成した施工要領書等の確認、元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正
 - (ii) 工程管理：請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認
 - (iii) 品質管理：請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則）、元請負人への施工報告
 - (iv) 安全管理：協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置
 - (v) 技術的指導：請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守、現場作業に係る実地の技術指導
 - (vi) その他：自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議、下請負人からの協議事項への判断・対応、元請負人等の判断を踏まえた現場調整、請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理、施工確保のための下請負人調整
- ただし、請け負った建設工事と同一の種類建設工事について単一の業者と下請契約を締結するものについては、以下に掲げる事項を全て行うことが必要です。

- 請け負った範囲の建設工事に関する、現場作業に係る実地の技術指導
- 自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議
- 下請負人からの協議事項への判断・対応

なお、建設業者は、建設業法第26条第1項及び第2項に基づき、工事現場における建設工事の施行上の管理をつかさどるもの（監理技術者又は主任技術者。以下単に「技術者」という。）を置かなければなりません。単に現場に技術者を置いているだけでは上記の事項を行ったことにはならず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれなければ、「実質的に関与」しているとはいえないこととなりますので注意してください。

また、公共工事の発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われない

よう的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。

- (3) 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事一件ごとに行い、建設工事一件の範囲は、原則として請負契約単位で判断されます。

(注1) 「その主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、下請負に付された建設工事の質及び量を勘案して個別の建設工事ごとに判断しなければなりません。例えば、本体工事のすべてを一業者に下請負させ、附帯工事のみを自ら又は他の下請負人が施工する場合や、本体工事の大部分を一業者に下請負させ、本体工事のうち主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合などが典型的なものです。

(具体的事例)

- ① 建築物の電気配線の改修工事において、電気工事のすべてを1社に下請負させ、電気配線の改修工事に伴って生じた内装仕上工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合
- ② 戸建住宅の新築工事において、建具工事以外のすべての建設工事を1社に下請負させ、建具工事のみを元請負人が自ら施工し、又は他の業者に下請負させる場合

(注2) 「請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事を一括して他の業者に請け負わせる場合」とは、次の(具体的事例)の①及び②のような場合をいいます。

(具体的事例)

- ① 戸建住宅10戸の新築工事を請け負い、そのうちの1戸の建設工事を1社に下請負させる場合
- ② 道路改修工事2キロメートルを請け負い、そのうちの500メートル分について施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その建設工事を1社に下請負させる場合

三 一括下請負に対する発注者の承諾

民間工事(共同住宅を新築する建設工事を除く。)の場合、元請負人があらかじめ発注者から一括下請負に付することについて書面による承諾を得ている場合は、一括下請負の禁止の例外とされていますが、次のことに注意してください。

- ① 建設工事の最初の注文者である発注者の承諾が必要です。発注者の承諾は、一括下請負に付する以前に書面により受けなければなりません。
- ② 発注者の承諾を受けなければならない者は、請け負った建設工事を一括して他人に請け負わせようとする元請負人です。

したがって、下請負人が請け負った建設工事を一括して再下請負に付そ

うとする場合にも、発注者の書面による承諾を受けなければなりません。当該下請負人に建設工事を注文した元請負人の承諾ではないことに注意してください。

また、事前に発注者から承諾を得て一括下請負に付した場合でも、元請負人は、請け負った建設工事について建設業法に規定する責任を果たすことが求められ、当該建設工事の工事現場に同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置することが必要です。

四 一括下請負禁止違反の建設業者に対する監督処分

受注した建設工事を一括して他人に請け負わせることは、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては建設業法に基づく監督処分等により、厳正に対処することとしています。

また、公共工事については、一括下請負と疑うに足りる事実があった場合、発注者は、当該建設工事の受注者である建設業者が建設業許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知することとされ、建設業法担当部局と発注者とが連携して厳正に対処することとしています。

監督処分については、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から原則として営業停止の処分が行われることとなります。

なお、一括下請負を行った建設業者は、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高に当該建設工事に係る金額を含むことは認められません。

事務連絡
平成28年10月14日

静岡県知事 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

一括下請負の禁止について（事例集等の送付）

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設企業に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第22条において禁止されているところ、依然として不適切な事例が見られることから、一括下請負の排除の徹底と適正な施工の確保が求められている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成28年6月22日）においても、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある旨が提言され、「一括下請負の禁止について」（平成28年10月14日付け国土建第275号）を定めたところである。また、本通知の参考として、別添事務連絡のとおり事例集及び判断基準の規定に係る改正箇所の対応表を作成し、本通知とあわせて国土交通大臣届出に係る建設業者団体を通じて建設企業に対し周知徹底を図ったところである。

ついては、貴職におかれても、貴管下建設企業に対し本事例集等の周知徹底が図られるよう指導方お願いする。

なお、貴管下市町村等に対しても、本件の周知方お願いする。



事 務 連 絡
平成28年10月14日

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課

一括下請負の禁止について（事例集等の送付）

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設企業に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第22条において禁止されているところ、依然として不適切な事例が見られることから、一括下請負の排除の徹底と適正な施工の確保が求められている。

中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会中間とりまとめ（平成28年6月22日）においても、実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要がある旨が提言され、「一括下請負の禁止について」（平成28年10月14日付け国土建第275号）を定めたところである。

これに関し、本通知の参考として、以下のとおり事例集及び判断基準の規定に係る改正箇所に対応表を作成したので送付する。

貴団体におかれては、その趣旨及び内容を了知の上、貴団体傘下の建設企業に対しこの旨の周知徹底が図られるよう指導方願います。

○一括下請負に関するQ&A

Q1 施主から500万円で地盤改良工事を請け負いましたが、都合により自ら施工することができなくなったため、利益はもちろん経費も一切差し引かずに、A社に500万円でこの建設工事の全部を下請負させました。この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 建設業法が一括下請負を禁止しているのは、発注者は契約の相手方である建設業者の施工能力等を信頼して契約を締結するものであり、当該契約に係る建設工事を実質的に下請負人に施工させることはこの信頼関係を損なうことになることから、発注者保護という観点からこれを禁止しているのであって、中間搾取の有無は一括下請負であるか否かの判断においては考慮されません。

したがって、本件のように請け負った建設工事をそっくりそのまま下請負させれば、元請負人が一切利潤を得ていなくても一括下請負に該当します。

Q2 小学校の増築工事を請け負い、当該建設工事の主たる部分である基礎工事、躯体工事、仕上工事及び設備工事を1社に下請負させました。一応現場には当社の技術者を置いています。この場合でも建設業法第22条に違反することになるのですか。

A 請け負った建設工事の主たる部分を一括して下請負させる場合であっても、当該下請負させた部分の施工につき実質的に関与していれば、一括下請負には該当しません。しかし、単に現場に技術者を置いているというだけでは「実質的に関与」しているとはいえません。「実質的に関与」しているとの判断がされるためには、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を実際に行っていることが必要です。

Q3 A市の公民館の新築工事を落札・契約し、当該建設工事のうち基礎工事と躯体工事について下請契約をB社と締結しました。3月後、この公民館の外構工事の入札が実施され、これを落札・契約しましたが、当該外構工事については公民館の本体工事と施工場所も同一で、工期も一部重なっ

ていることから、本体工事と一体として施工することとし、当該外構工事についてB社と追加変更契約を締結したところ、発注者であるA市から外構工事については一括下請負に該当すると指摘されました。外構工事単体で捉えれば一括下請負に該当するかもしれませんが、公民館の本体工事と取りまとめて1件の工事として扱えば一括下請負にならないのではないのでしょうか。

A 一括下請負に該当するか否かの判断は、元請負人が請け負った建設工事1件ごとに行うものであり、建設工事1件の範囲は原則として請負契約単位で判断することとなっています。

本件の場合、外構工事が本体工事とは別に入札・発注されていることから、たとえ外構工事が本体工事と施工場所も同一で工期も一部重なっていたとしても、本体工事と外構工事とを取りまとめて1件の建設工事として扱うことはできません。したがって、この外構工事全部をB社に下請負させるとすれば、一括下請負に該当することとなります。

Q 4 道路改修工事に関して、その建設工事の全部をA社1社に下請負させましたが、建設工事に必要な資材を元請負人としてA社に提供しています。この場合も一括下請負になるのでしょうか。

A 適正な品質の資材を調達することは、施工管理の一環である品質管理の一つではありますが、これだけを行っても、元請負人としてその施工に実質的に関与しているとはいえず、一括下請負に該当することになります。

Q 5 一括下請負の禁止は元請負人だけではなく下請負人にも及ぶということですが、下請負人には一括下請負に該当するか、元請負人が「実質的に関与」しているかどうかがよく分からないこともあるのではないですか。

A 発注者保護という一括下請禁止規定の趣旨からは、直接契約関係にある元請負人の責任がまず問われるべきであり、また、特に公共発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負が行われないよう的確に対応することが求められると考えられますが、下請負人においても、建設工事の施工に係る自己の責任の範囲及び元請の監理技術者又は主任技術者による指導監督系統を

正確に把握することにより、漫然と一括下請負違反に陥ることのないように注意する必要があります。

そもそも誰が元請負人における当該建設工事の施工の責任者であるのか分からない状態で下請負人の施工が適切に行われることは考えられず、瑕疵が発生した場合の責任の所在も不明確となります。したがって、下請負人にとって元請負人の適格な技術者が配置されていると信じるに足りる特段の事由があり事後に適格性がないことが判明した等やむをえない事情がない限り、元請負人において適格な技術者が配置されず、実質的に関与しているといえない場合には、原則として、下請負人も建設業法に基づく監督処分等の対象となります。

Q 6 A市から電線共同溝工事を請け負い、電線共同溝の本体工事をB社に下請負させ、その他の信号移設工事や植栽・移植工事等はそれぞれ他の建設業者に下請負させています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 複数の建設業者と下請契約を結んでいた場合であっても、その建設工事の主たる部分について一括して請け負わせている場合は、元請負人が実質的に関与している場合を除き、一括下請負となります。本件のような場合には、実質的な関与の内容について精査が必要と考えられます。

Q 7 A県からトンネル工事を請け負い、建設工事の全体の施工管理を行っていますが、工事が大規模であり、必要な技術者もあいにく十分に確保することができなかつたので、1次下請負人にも施工管理の一部を担ってもらっています。主たる工事の実際の施工は2次以下の下請負人が行っています。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 元請負人も1次下請負人も自らは施工を行わず、共に施工管理のみを行っている場合、実質関与についての元請負人と1次下請負人それぞれどのような役割を果たしているかが問題となり、その内容如何によって、その両者又はいずれかが、一括下請負になります。特に、元請負人と1次下請負人が同規模・同業種であるような場合には、相互の役割分担等について合理的な説明が困難なケースが多いと考えられます。

Q 8 A県から橋梁工事を受注しましたが、隣接工区で実際に施工を行っている建設業者に、施工の効率化の観点からも有効と考え、建設工事の大部

分を下請負させました。このような場合も一括下請負に該当するのでしょうか。

A 自らが請け負った建設工事の主たる部分を一括して他人に請け負わせた場合には、実質的な関与をしている場合を除き、一括下請負に該当します。本件のケースのような場合には、下請負人が隣接工区を含め、一体的に施工し、工事全体にわたって主体的な役割を果たしているケースが多いと考えられ、元請負人の実質的な関与について疑義が生じるケースであると考えます。

Q 9 地盤改良整備を含む道路改良工事を請け負いましたが、当該地盤改良には、特別な工法が要求されるため、地盤改良技術を持つ子会社に実際の建設工事を行わせました。このような分社化は経営効率化の要請によるものであり、また、子会社とは連結関係にあることから一括下請負に該当しないと考えますが如何でしょうか。

A 連結関係の子会社であるとしても、実際の建設工事を一括して他社に行わせた場合、別々の会社である以上、一括下請負に当たります。このように親会社が自ら実質的な業務を行わない場合には、親会社を介さず直接子会社に請け負わせることが適当です。

Q 10 機器・設備等の設置工事を1次下請として請け負いましたが、当社では当該機器・設備の製造のみを行っており、実際の建設工事については、施工品質があると当社が認めた認定工務店（2次下請）が行いました。当社は当該機器・設備の設置マニュアルの作成や工務店の認定の業務を行っておりますが、この場合でも一括下請負に該当するのでしょうか。

A 設置マニュアルの作成や工務店の認定のみでは、現場における技術指導を行ったとは言えず、一括下請負に当たります。このような場合は機器・設備の売買契約等を締結し、建設工事の請負契約自体は元請負人が直接認定工務店と締結することが適当です。
仮に設置工事の請負契約を締結した場合は、監理技術者等を配置するとともに、二（二）に掲げた施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことが必要です。

Q 11 「実質的に関与」していることの確認は、具体的にどのような方法

で行うのでしょうか。

- A 一括下請負の疑義がある場合には、まず、当該元請負人の主任技術者又は監理技術者に対して、具体的にどのような作業を行っているのかヒアリングを行います。ヒアリングの際、その請け負った建設工事の施工管理等に関し、十分に責任ある受け答えができるか否かがポイントとなります。また、必要に応じ、下請負人の主任技術者からも同様のヒアリングを行うことが有効です。

その場合、元請負人が作成する日々の作業打合せ簿、それぞれの請負人が作成する工事日報、安全指示書等を確認して、実際に行った作業内容を確認することが有効です。これらの帳簿の中に、具体的な作業内容が記載されていない場合、又は記載されていても形式的な参加に過ぎない場合等は一括下請負に該当する可能性が高いと言えます。

- Q 1 2 民間工事についても、共同住宅を新築する建設工事については一括下請負が禁止されましたが、具体的にはどのような建設工事が禁止の対象となるのでしょうか。

- A 建設業法施行令第6条の3に規定にする「共同住宅を新築する建設工事」については一括下請負が禁止されています。

「共同住宅を新築する建設工事」とは、一般的には、マンション、アパート等を新築する建設工事が該当することになりますが、長屋を新築する建設工事は含まれません（共同住宅であるか、長屋であるかは、建築基準法第6条の規定に基づき申請し、交付される建築済証（建築確認申請証及び添付図書を含む。）により判別することが可能です）。

なお、共同住宅を新築する建設工事については、元請負人と1次下請負人の下請契約のみならず、当該建設工事における全ての下請契約について、一括下請負が禁止されています。従って、事前に発注者の書面による承諾を得たとしても、主たる部分を一括して請け負わせることはできません。

(参考) 一括下請負に関する通知における判断基準の規定 改正箇所に対応表

<p>「一括下請負の禁止について」(平成28年10月14日付け国土建第275号)(新規発出)(抄)</p> <p>二 一括下請負とは</p> <p>(1) 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、元請負人がその下請工事の<u>施工に実質的に関与することなく、以下の場合に該当するときは、一括下請負に該当します。</u></p> <p>① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分について、<u>自ら施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合</u></p> <p>② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の建設工事について、<u>自らは施工を行わず、一括して他の業者に請け負わせる場合</u></p> <p>(2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら施工計画の作成、<u>工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことを行い、具体的には以下のとおりです。</u></p> <p>① 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、「<u>施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等</u>」として、<u>それぞれ次に掲げる事項を全て行うことが必要です。</u></p> <p>(i) 施工計画の作成：請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成、<u>下請負人の作成した施工要領書等の確認、設計変更等に応じた施工計画書等の修正</u></p> <p>(ii) 工程管理：請け負った建設工事全体の進捗確認、<u>下請負</u></p>	<p>「一括下請負の禁止について」(平成4年12月17日付け建設省経建発第379号)(廃止)(抄)</p> <p>二 一括下請負とは</p> <p>(1) 建設業者は、その請け負った建設工事の完成について誠実に履行することが必要です。したがって、次のような場合は、<u>元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。</u></p> <p>① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合</p> <p>② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合</p> <p>(2) 「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導(施工計画の総合的な企画、工事全体の確かな施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、<u>工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等</u>)を行うことをいいます。</p>
---	--

人間の工程調整

(iii) 品質管理：請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認

(iv) 安全管理：安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置

(v) 技術的指導：請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認、現場作業に係る実地の総合的技術指導

(vi) その他：発注者等との協議・調整、下請負人からの協議事項への判断・対応、請け負った建設工事全体のコスト管理、近隣住民への説明

② ①以外の建設業者は、「施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等」として、それぞれに掲げる事項を主として行うことが必要です。

(i) 施工計画の作成：請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成、下請負人が作成した施工要領書等の確認、元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正

(ii) 工程管理：請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認

(iii) 品質管理：請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則）、元請負人への施工報告

(iv) 安全管理：協議組織への参加、現場巡回への協力等請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置

<p><u>(v) 技術的指導：請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守、現場作業に係る実地の技術指導</u></p> <p><u>(vi) その他：自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議、下請負人からの協議事項への判断・対応、元請負人等の判断を踏まえた現場調整、請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理、施工確保のための下請負人調整</u></p> <p><u>ただし、請け負った建設工事と同一の種類の建設工事について単一の業者と下請契約を締結するものについては、以下に掲げる事項を全て行うことが必要です。</u></p> <p><u>○ 請け負った範囲の建設工事に関する、現場作業に係る実地の技術指導</u></p> <p><u>○ 自らが受注した建設工事の請負契約の注文者との協議</u></p> <p><u>○ 下請負人からの協議事項への判断・対応</u></p> <p><u>なお、建設業者は、建設業法第26条第1項及び第2項に基づき、工事現場における建設工事の施行上の管理をつかさどるもの（監理技術者又は主任技術者。以下単に「技術者」という。）を置かなければなりません。単に現場に技術者を置いているだけでは上記の事項を行ったことにはならず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれな</u> <u>い場合には、「実質的に関与」していることになり、また、公共工事の発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下請負</u></p>	<p>単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置かれな</p> <p>い場合には、「実質的に関与」していることになり、また、公共工事の発注者においては、施工能力を有する建設業者を選択し、その適正な施工を確保すべき責務に照らし、一括下</p>
--	--

別添

<p>が行われないよう的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。</p>	<p>請負が行われないよう的確に対応することが求められることから、建設業法担当部局においても公共工事の発注者と連携して厳正に対応することとしています。</p>
---	---

6 - 4 過積載による違法運行の防止対策について

設計第 4 4 号
平成 6 年 5 月 10 日

本庁各課及び各出先機関の長

設計検査課長

過積載による違法運行の防止対策について

大型貨物自動車等の過積載による運行の取り締まりが、平成 6 年 5 月 10 日に施行した道路交通法により強化されました。

公共事業を発注する立場から、この違法運行を防止するための申し合わせが、別紙のとおりなされたため、現場において徹底するようお願いいたします。

なお、土木事務所においては、貴職管内市町村への通知をお願いいたします。

設計検査課設計積算スタッフ

TEL:054-221-2148

FAX:054-251-5582

別紙

建設省経建発第 117 号の 2

建設省道交発第 27 号の 2

平成 6 年 4 月 20 日

静岡県 知事 殿

建設省建設経済局長
道路局長

過積載による違法運行の防止対策について

大型貨物自動車等の過積載による違法運行の防止については、「過積載による違法運行の防止に関する当面の対策について」(昭和 56 年 8 月 29 日付関係省庁申合せ)、「ダンプカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について」(昭和 61 年 3 月 19 日付関係省庁申合せ)等によりその徹底について御配慮を願っているところであるが、過積載による違法運行は依然として跡を絶たず、最近においても過積載による重大事故が少なからず発生している。

また、本年 5 月 10 日には、過積載運転に対する罰則強化とそれを助長する荷主、自動車の使用者等に対する責任追及の充実等を柱とする改正道路交通法が施行されることとなっている。

このような状況に鑑み、このたび、別添 1 のとおり「過積載による違法運行の防止対策について」の申合せを行い、関係省庁の緊密な連絡の下に過積載防止対策を強力に推進することとした。

については、貴職におかれても、本対策の効果的な推進を図るため、適切な措置を講ぜられるよう御協力方お願いする。

また、貴管下市区町村に対しても、その旨、周知徹底方願いたい。(都道府県知事あてのみ)

なお、建設業者に対しては、別添 2 の通り関係建設業者団体を通じ指導することとしたので、念のため申し添える。

過積載による違法運行の防止対策について

平成 6 年 4 月 8 日

総務庁長官官房交通安全対策室長
警察庁交通局長
厚生省生活衛生局長
農林水産省食品流通局長
通商産業省産業政策局長
運輸省運輸政策局長
運輸省自動車交通局長
郵政省電気通信局長
労働省労働基準局長
建設省建設経済局長
建設省道路局長

大型貨物自動車等の過積載による違法運行の防止については、「過積載による違法運行の防止に関する当面の対策について」(昭和 56 年 8 月 29 日付関係省庁申合わせ)及び「ダンプカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について」(昭和 61 年 3 月 19 日付関係省庁申合わせ)等に基づき、各般の対策を講じてきたところである。

しかしながら、過積載による違法運行は依然として跡を絶たず、とりわけダンプカーによる土砂等の運搬に関しては、さし枠を装着する等物品積載装置を不正に改造して公然と過積載による違法運行を行うなど悪質・危険な事例が数多く見られる状況となっている。こうした中で、最近においても、過積載車両による重大事故が少なからず発生している。

このため、平成 5 年には、過積載の取締規定の整備及び罰則の強化等を内容とする道路交通法の改正が行われ、平成 6 年 5 月 10 日に施行されることとなっている。

もとより、過積載による違法運行の防止は、自動車の運転者及び使用者、更には荷主等の関係者における法令遵守についての強い自覚と、これに基づく実践によりその達成を図ることが第一義であるが、最近における事態の重大性、緊急性と、構造的な背景を有するというこの種の違反の特異性とにかんがみ、政府においても、これら過積載による違法運行を防止し、交通安全の確保を図るため、関係省庁の緊密な連絡の下に、改正道路交通法の施行に合わせ、次の対策を強力に推進することとする。

第1 関係事業者に対する指導、監督の徹底

1 ダンプカーによる土砂等の運搬において、特に悪質・危険な過積載運行が顕著となっている状況に鑑み、次の措置を講ずる。

(1) ダンプカーを使用して土砂等を運搬する事業者(以下「ダンプカー事業者」という。)に対し、次の事項について強力的に指導する。

ア 過積載による違法運行を行わないこと。

イ さし枠の装着等過積載を目的とするダンプカーの物品積載装置の不正改造をしないこと。

ウ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(以下「ダンプ規制法」という。)の使用の届出義務及び表示番号等の表示義務を遵守すること。

(2) 砕石業者、砂利採取業者、建設業者等、ダンプカー事業者に対して土砂等の引き渡しを行う事業者に対し、次の事項を強力的に指導するとともに、その徹底状況についての把握に努め、適切な対応を図る。

ア 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

イ さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車(以下「不表示車」という。)等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。

ウ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

エ 取引に当たってダンプカー事業者の利益を不当に害することのないようにすること。

オ 従業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底すること。

(3) 生コンクリート製造業者、建設業者等、ダンプカー事業者から土砂等の引き渡しを受ける事業者に対し、次の事項を強力的に指導するとともに、その徹底状況についての把握に努め、適切な対応を図る。

ア 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。

イ 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

ウ 骨材の購入等に当たって骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。

エ 従業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底すること。

- (4) 過積載による違法運行に関し、建設業者の背後責任が明らかとなった場合は、建設業法に基づき指導、監督処分を行う。
- (5) 産業廃棄物収集運搬業者に対し、産業廃棄物運搬用のダンプカーをダンプ規制法に違反して土砂等の運搬に流用し、過積載を行うことのないように指導するとともに、産業廃棄物の収集運搬業の許可に係る講習において、過積載の防止についての教育を充実する。さらに、土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプカーについて道路運送法上の使用届を受理する際は、ダンプ規制法に違反して土砂等を積んではならない旨指導する。
- (6) 不正改造車を排除する運動の実施等により、ボディー架装業者、自動車販売事業者等に対し、さし枠の装着等物品積載装置の不正改造を行わず、また不正改造した車両等の販売を行わないよう強力に指導する。
 - 2 その他木材、鋼材等の輸送及び冷凍車又は保冷車による輸送等、積載重量制限違反の多い輸送に関しても、荷主又は自家用車の使用者としての関係業界に対し、過積載による違法運行の防止について強力に指導する。
 - 3 貨物自動車運送事業者に対し、過積載による違法運行の防止及び届出運賃の遵守について強力に指導するとともに、違反事業者に対しては貨物自動車運送事業法に基づき厳正な処分を行う。

第2 過積載による違法運行に対する取締りの強化等

- 1 過積載による違法運行に対する取締りについては、自動車重量計の計画的整備を進めるとともに、超過重量の多いもの、さし枠装着車又は不表示車を土砂等運搬に使用するもの、第1による指導に従わないもの等悪質・危険なものに重点を置き、効果的な取締りを強力に推進する。

この場合において、道路交通法の改正により新設された、過積載車両に係る指示及び使用制限命令並びに過積載車両の運転の要求等の再発防止命令を厳正に行うとともに、自動車の使用者、荷主、荷送人、荷受人、物品積載装置の不正改造に関与した者等の背後責任について、右命令違反又は過積載による違法運行の下命・容認若しくは教唆・幫助として徹底して追求する。

また、土砂等以外の物品を専用に運搬するダンプカーを用いた土砂等の過積載に対処するため、積載重量制限違反で取り締まるほか、ダンプ規制法違反での取締りも強化する。さらに、効果的な過積載の取締りのため、電波法に違反する無線局に対する取締りも強化する。
- 2 道路運送車両の保安基準に違反するさし枠装着車等に対する取締り体制の充実強化を図ることとし、街頭検査においてこれら違反車両に対する整備命令を徹底する。
- 3 車両制限令の重量制限違反車両に対し、指導取締り用施設及び体制の整備を進め、警察等関係機関と密接な連携を取りつつ、道路管理者による取締りを強化するとともに、悪

質な違反者に対しては刑事告発を含め厳正に対処する。

- 4 取締りによって得られた情報を関係行政庁に提出することとし、各行政庁はこれに基づき行政処分又は行政指導を積極的に行う。

第3 公共工事発注における過積載防止措置等

- 1 公共工事の請負業者等に対し、設計図書への記載、現場説明等を通じ、また施工計画書に記載させること等を通じて以下のことを指導する。

- (1) 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - (4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - (6) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。
- 2 過積載による違法運行について背後責任があるとして、建設業者が逮捕又は起訴されたことを知った場合には、当該建設業者について指名停止措置を講ずる。
 - 3 公共工事の発注者による工事現場の総点検を随時実施し、過積載車両、さし枠装着車、不表示車等を発見したときは、請負業者に改善措置を命ずるとともに、改善結果の報告を求める。さらに、これらについて、工事成績の評定に反映させる。
 - 4 定量積載を促進するため、建設発生土の処理については受入地を指定する等の条件明示及び適正積算を積極的に行う。また、大量に骨材を使用する工事において、可能な場合には、骨材の産地指定による条件明示を行う。
 - 5 上記諸対策により、公共工事の現場において定量積載の確保を図ることとし、その結果、骨材等の取引価格の変動があった場合には、以後発注する工事の予定価格の積算に速やかに反映させる。
 - 6 ダンプカー協会の設立、加入等の状況に応じて、ダンプカー協会に加入しているダンプカー事業者について優先的な配慮がなされるよう、元請事業者に対して趣旨を徹底する。

第4 関係機関、関係団体の協力体制の整備

- 1 地方公共団体、都道府県警察、陸運支局、道路管理者等の関係機関は、本対策の効果的な推進を図るため、相互の連絡協調体制を整備するとともに、協力して関係者に対する指導、取締り等を実施する。

特に、都道府県における過積載防止対策連絡会議に、都道府県交通安全対策主管部局、都道府県警察、陸運支局に加え、道路管理者も参加することとし、さらに必要に応じ他の関係行政機関、関係団体の参加も得る等、過積載防止のための組織体制を地域の実情に応じて整備する。

- 2 ダンプカー協会、貨物自動車運送事業者団体、砕石業者団体、砂利採取業者団体、建設業者団体、生コンクリート製造業者団体等関係団体に対し、各団体の都道府県支部が、広報活動、自主パトロール等を強化することにより、過積載による違法運行の防止についての地域における自主的規制を推進するよう指導する。

第5 その他

本対策については、関係省庁で構成する過積載防止対策連絡会議等において、関係省庁が定期的にその実施状況を報告するとともに、それを踏まえ、逐次見直しを行う。

別紙

全国管工事業協同組合連合会会長

(社)日本建設業団体連合会会長

(社)日本空調衛生工事業協会会長

全国建設産業協会会長

(社)全国建設業協会会長

(社)日本造園建設業協会会長

(社)日本電設工業協会会長

(社)日本機械土工協会会長

(社)建築業協会会長

全国建設業協同組合連合会会長

(社)日本電力建設業協会会長

(社)日本造園組合連合会会長

(社)日本土木工業協会会長

(社)日本建設業経営協会会長

(社)日本道路建設業協会会長

(社)土地改良建設協会会長

(社)日本埋立浚渫協会会長

専門建設業者団体連合会会長

(社)鉄骨建設業協会会長

全日本コンクリート圧送事業団体連合会会長

日本建設組合連合会会長

(社)日本建築コンクリートブロック工事業協会会長

(社)全国中小建設業協会会長

(社)日本下水道施設業協会会長

(社)全国建設専門工事業団体連合会会長

全国推進工事業協会会長

(社)日本橋梁建設協会会長

(社)公共土木用コンクリート製品団体工事関連連合会会長

全国鉄筋業協同組合連合会会長

建設産業専門団体協議会代表幹事

(社)日本鉄道建設業協会会長

建設省経建発第 1 1 7 号の 3

平成 6 年 4 月 2 0 日

別紙

関係業界団体の長あて

建設省建設経済局長

過積載による違法運行の防止対策について

大型貨物自動車等の過積載による違法運行の防止については、「過積載による違法運行の防止に対する当面の対策について」(昭和 5 6 年 8 月 2 9 日付関係省庁申合せ)、「ダンプカーのさし枠装着車等の一掃に関する対策について」(昭和 6 1 年 3 月 1 9 日付関係省庁申合せ)等によりその徹底について御配慮を願っているところであるが、過積載による違法運行は依然として跡を絶たず、最近においても過積載による重大事故が少なからず発生している。

また、本年 5 月 1 0 日には、過積載運転に対する罰則強化とそれを助長する荷主、自動車の使用者等に対する責任追及の充実等を柱とする改正道路交通法が施行されることとなっている。

このような状況に鑑み、このたび、別添のとおり「過積載による違法運行の防止対策について」の申合せを行い、関係省庁の緊密な連絡の下に過積載防止対策を強力に推進することとした。

については、本対策に基づく下記事項の徹底について貴会の傘下会員に対し指導方お願いする。

記

- 1 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし枠装着車、ダンプ規制法の表示番号等の不表示車(以下「不表示車」という。)等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 4 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 取引に当たってダンプカー事業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 骨材の購入等に当たって骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- 7 従業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底すること。
- 8 広報活動、自主パトロール等を強化することにより、過積載防止についての地域における自主的規制を推進するよう指導すること。

6 - 5 営繕工事における杭工事の現場確認について(依頼)

財 営 第 1 3 2 号
平成 2 8 年 8 月 4 日

営繕工事課長 様
設備課長 様
各土木事務所長（営繕工事担当課） 様

経営管理部財務局営繕企画課長

営繕工事における杭工事の現場確認について（依頼）

杭工事の現場確認については、平成 28 年 3 月 4 日付けで、「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（国土交通省告示）」が発出されたことから、平成 27 年 12 月 9 日付け財営第 277 号「営繕工事における杭工事の現場確認について（依頼）」は、廃止する。

杭工事の施工にあたっては、国土交通省告示等及び下記による適正な管理を行うこと。

記

- 1 対象工事 営繕工事
- 2 対象工種 既製コンクリート杭地業、鋼杭地業
- 3 設計及び施工上の留意点
 - (1)十分な地盤調査の実施
地盤調査の内容は、「建築基礎設計のための地盤調査計画指針」（日本建築学会、平成 21 年）に基づき、敷地の地盤状況及び建築物の配置計画等に応じ、適切な位置及び数量等とする。
 - (2)地盤調査結果に基づく適切な設計の実施
設計者へ当該地盤情報を適切に提供するとともに、基礎杭の施工上の留意事項及び施工時の支持層確認に特に注意すること等を設計図書に記載する。
 - (3)地盤情報等の工事施工者等との情報共有
(2)の設計図書に記載された事項について、工事施工者等に十分に説明し、注意喚起を行うなど、工事施工者等と情報共有する。
 - (4)杭施工時の工事監督員の立会い確認
 - ・試験杭については、当該施工時に立会い、杭長、杭の位置、支持層の土質、支持層への根入れ深さ等の必要な項目を確認するとともに、工事施工者による施工管理のもとで設計図書どおりに施工されていることを確認する。
 - ・本杭については、設計図書等で確認した地盤状況等（傾斜等により支持層の深さが複雑な地盤の場合など）により、必要に応じて当該施工時に立会い確認する。
 - ・立会い確認を実施しない杭については、工事施工者が作成した自主検査記録、施工記録、工事写真等の書類を確認する。
 - ・すべての杭について、元請の工事施工者が施工に立ち会ったことを確認する。

担当 経営管理部財務局
営繕企画課 技監 野村
T E L 054-221-3091

6 - 6 建築工事におけるコンクリートの品質管理について (通知)

設計第 272 号
平成 6 年 3 月 16 日

関係各位

設計検査課長

建築工事におけるコンクリートの品質管理について（通知）

このことについて、レディーミクスコンクリートを使用する場合には、平成 6 年 2 月 1 日付設計第 233 号「土木工事におけるコンクリートの品質管理について（通知）」を準用することにしたので通知します。

担当 設計検査課 検査監
電話 054 221 2133

設計第 233 号

平成 6 年 2 月 1 日

関係各位様

設計検査課長

土木工事におけるコンクリートの品質管理について（通知）

このことについて、レディーミクスコンクリートを使用する場合には、「レディーミクスコンクリート取扱基準」により品質管理を実施しているところですが、圧縮強度試験の供試体の管理について、下記により運用するので通知します。

記

1．適用期日 平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

2．コンクリートの供試体の管理

「レディーミクスコンクリート取紋基準」より現場で採取した供試体は次に示す A 法又は B 法により確認するものとする。

(1) A 法

1) コンクリートを供試体型枠に投入したときの写真撮影時には、型枠外面に供試体を特定できる番号、記号等を記載し撮影するものとする。

2) 供試体頭部硬化後、型枠外面に記載した番号、記号等と同一のものを頭部にも記載し、2 箇所番号、記号等が 1 枚の写真で良く分かるよう撮影するものとする。

ただし、撮影は型枠脱型前に行うこと。

(2) B 法

1) 供試体型枠の側面内側にグリース塗布後所定の事項を記入した市販の QC 版等の供試体確認シールを張り付け、コンクリートを打設するものとする。

2) 強度試験を実施する前に QC 版等の供試体確認シールにより、試料採取時と同一のものであることを確認するものとする。

3．A 法、B 法いずれも購入者が行うものである。

QC版等の供試体確認シール

立会者 所属氏名		

採取	年	月 日

スランプ	空気	塩分

構造物	及び規格	

工事名	年度	

静岡県		

担当 設計検査課 検査監
電話 054 221 2133

6 - 7 建設工事安全パトロール参考様式

様式-1

建設工事安全パトロール点検表

令和 年 月 日 ()

工 事 名			
施 工 箇 所	担 当 者	受 注 者	
工 期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	現 場 代 理 人	
(本日の作業内容)		請 負 金 額	
(使用重機・機械等)		本 日 の 進 捗 率	%
		本 日 の 作 業 員 人 数	名
安全パトロール点検項目 : 良好 : 一部不良 x: 不良 : 該当なし			
1. 安全衛生管理			
安全旗の掲揚		安全管理組織図の掲示	
緊急連絡表の掲示		安全衛生管理責任者の選任	
安全管理簿の備付(有資格者名簿等)		救急箱の設置	
消火器の設置			
2. 現場管理			
建設業の許可証の掲示(元請け業者のみで可)		労災保険成立票の掲示	
建退共加入標識の掲示		施工体系図の掲示	
各種作業主任者の掲示		有資格者一覧表の掲示	
工事看板の設置		施工体制台帳の備付	
施工計画書の備付		KY活動(朝礼)の実施	
新規入場者教育の実施		安全巡視員の配置	
店社パトロールの実施		安全日誌の記録(現場巡視・安全教育等)	
3. 作業現場の状況			
作業エリアは適切に区分されているか		注意看板・掲示板の設置は適切か	
開口部など転落の恐れがある箇所に手摺り等設けているか		作業に応じた適切な人員配置がされているか	
作業内容が作業従事者に十分伝達されているか		場内は整理整頓されているか	
4. 事故対策リスト・ハザードマップの適切な掲示・更新・措置等			
マップが見やすい場所に見やすい大きさで掲示されているか		リストの事故対策が講じられているか	
工事進捗に伴う想定リスクの変化に応じて更新されているか		リスト以外の危険箇所がないか	
5. 足場・型枠の状況			
作業床の幅は40cm以上、床材の隙間は3cm以下か		床材は固定されているか	
最大積載荷重の表示はあるか		足場工は「手すり先行工法」により組立を行っているか	
手摺り、筋交いは、適切に設置されているか		壁つなぎは適切に設置されているか	
枠組足場の場合、「下さん15~40cm」又は「幅木15cm以上」を取り付けているか(なお「上さん」「手すり先行専用型」がより望ましい)		枠組足場以外の場合、「85cm以上の手すり」+「中さん35~50cm」を取り付けているか(なお物体落下対策として「幅木」等が追加されているか)	
高さ1.5m以上の昇降箇所に、昇降設備があるか		梯子は固定され、上端は60cm以上出ているか	
6. 崩壊・落石対策			
掘削状況(勾配・すかし掘りの有無)		浮石等の点検はされているか	
崩壊・落石等の恐れがある時の防護を講じているか		土留支保工・切梁腹起の設置状況は適切か	
掘削土・資材等を法肩に積んでいないか		ダンプ・重機等の通路は法肩から離れているか	
7. 車両系建設機械			
作業開始前点検を実施しているか		特定自主点検実施済標章が貼付されているか	
用途外使用はないか		作業半径内の立入禁止措置はなされているか	
制限荷重を超えた無理な吊上げ作業をしていないか		転倒防止措置は適切になされているか	
適切な吊用具を使用しているか		吊用具類の点検を適切に実施しているか	
運転資格者証を携帯しているか		作業誘導員を配置しているか	
運転休止時の措置(鍵、車止め等)の状況			
8. 電気設備			
取扱責任者の表示		漏・感電防止装置又は、アースが取り付けられているか	
配電盤ボックスは施錠出来るか		架空線、地下埋設物等の保護は適切か	
配線に劣化、亀裂等の損傷はないか		高圧設備の場合、立入禁止措置がなされているか	
9. 交通安全管理			
歩行者通路が確保されているか		交通整理人等適正に配置されているか	
バリケード、赤色灯、規制標識等が適正に配置されているか			
10. その他			
作業従事者の服装、保護帽の着用は適切か		安全帯は着用されているか。親綱を設けているか	
現場詰所は整理整頓されているか			
指摘事項 (xの場合の内容、その他)			

建設工事安全パトロール点検結果表

要員 ()
 点検区域 () 監督員
 実施日 令和 年 月 日 ()

番号	施工箇所 線・河川名	工事名	受注者	立会人	作業内容	点検指導事項
1						
2						
3						
4						
5						

建設工事安全パトロール指導書

令和 年 月 日

受注者 様

静岡県〇〇〇〇事務所長

令和 年 月 日実施の建設工事安全パトロールにおいて、下記の工事に指摘事項があるので、至急是正措置を講じ、別報告書により提出してください。

記

1. 工事名
2. 路線・河川名
3. 施工箇所
4. 請負代金
5. 工期
6. 指摘事項

建設工事安全パトロール是正報告書

令和 年 月 日

静岡県〇〇〇〇事務所長 様

住所
受注者
氏名

令和 年 月 日実施の建設工事安全パトロールにおいて指摘された事項については、
下記のとおり是正措置を講じたので報告します。

記

1. 工事名
2. 路線・河川名
3. 施工箇所
4. 請負代金
5. 工期

指摘事項	是正措置	措置年月日	備考

是 正 措 置 報 告 書

工 事 名			
路 線 ・ 河 川 名		施 工 箇 所	
請 負 人			
指 摘 事 項			
是 正 前	写 真		
是 正 後	写 真		

6 - 8 建築分野における工事事務防止行動計画の運用について（通知）

住 公 第 272 号
建 工 第 45 号
建 営 第 249 号
令和元年 12 月 26 日

営繕工事課長 様
設 備 課 長 様
各土木事務所長 様
(建築主務課関係)

建築分野における工事事務防止行動計画の運用について(通知)

くらし・環境部建築住宅局公営住宅課長
交通基盤部建設支援局工事検査課長
交通基盤部建設支援局営繕企画課長

交通基盤部では、土木分野において工事事務の防止を目的として、平成 30 年度より「工事事務防止行動計画」を策定し取り組んでいるところですが、建築分野においても、下記のとおり運用することとしたので通知します。

記

1 適用時期及び適用対象

令和 2 年 1 月 1 日以降、静岡県において入札公告又は指名通知する営繕工事及び公営住宅工事（建築設備を含む。以下、「建築工事」という。）に適用する。

2 実施方法

「工事事務防止行動計画」について、建築工事においても準拠する。
ただし、次の項目については、以下のとおりとする。

- (1) 「工事事務防止行動計画」3 行動計画（1）（発注時）中の「工事安全管理に関する特記仕様書」について、建築工事においては、別に定める「工事安全管理に関する特記仕様書【建築・設備工事】」を適用する。
- (2) 「工事事務防止行動計画」3 行動計画（2）（情報共有）中の「事故が発生した場合、速やかに工事検査課及び所管事業課へ報告する」については、「事故が発生した場合、速やかに工事検査課（土木事務所発注の営繕工事の場合は、営繕企画課）及び所管事業課へ報告する」とする。

《添付資料》

- ①工事安全管理に関する特記仕様書【建築・設備工事】
- ②工事事故ハザードマップ（作成例）
- ③工事事故防止行動計画 参考
- ④工事安全管理に関する特記仕様書 参考土木工事版
- ⑤工事事故防止行動計画の事務分担

工事安全管理に関する特記仕様書【建築・設備工事】

第1条（目的）

この特記仕様書は、静岡県が所管する建築・設備工事の事故防止を目的に、「公共建築工事標準仕様書等の補則」¹として、次のことを定める。

第2条（当該工事現場で予想される事故対策）

受注者は、「予想される事故対策リスト（様式1）（以下「リスト」という。）」を作成し、施工計画書に添付するとともに、予想される事故の発生危険位置を示した「工事事故ハザードマップ（以下「マップ」という。）」を作成し、作業開始時までに現場に掲示すること。

また、リスト及びマップの作成にあたっては、工事敷地の内外に渡って予想される事故について記載すること。

なお、リスト及びマップについては、受発注者で協議のうえ、受注者の独自書式等を使用することもできる。

第3条（リストの内容）

リストに記載する事故の種別は、「挟まれ・巻き込まれ」「墜落・転落」「地下埋設物等」「架空線」「第三者立入」「交通事故」「クレーン等の転倒」に係る事故とし、リスト作成にあたっては、現場状況等を事前に確認し、現場条件、工事内容に即した安全対策の具体的な実施内容を明記すること。

第4条（リスト及びマップの更新）

受注者は、作業開始後も予想される事故の把握に努め、その結果に応じてリスト及びマップを随時更新するとともに、リストを監督員に提出しマップを現場に掲示すること。

第5条（その他）

その他、疑義が生じた場合は、監督員に確認すること。

1：「公共建築工事標準仕様書等の補則」とは、表1のとおり。
（表1内の各工事における仕様書内の当該項目の補則をいう。）

表1 「公共建築工事標準仕様書等の補則」

工事種別	標準仕様書または共通仕様書	仕様書内の 当該項目の補則
営繕工事	<p>国土交通省大臣官房官庁営繕部監修における以下の仕様書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) ・建築物解体工事共通仕様書 ・公共建築木造工事標準仕様書 	<p>第1編 (電気・機械設備工事編のみ) 第1章 3節</p> <p>「施工中の安全確保」及び 「交通安全管理」の補則をいう。</p>
公営住宅関係工事	<p>公共住宅事業者等連絡協議会編集における以下の仕様書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共住宅建設工事共通仕様書(建築編) ・公共住宅建設工事共通仕様書(電気編) ・公共住宅建設工事共通仕様書(機械編) <p>公営住宅関係工事において、居住改善工事等で「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」を採用する場合は、上記営繕工事欄の各仕様書の当該項目の補則とする。</p>	<p>第1編 1章 3節</p> <p>「施工中の安全確保」及び 「交通安全管理」の補則をいう。</p>

様式1

予想される事故対策リスト【建築・設備工事】

位置番号	【事故の種別】 予想される事故	左記の安全対策	対策における留意点	確認日
	【墜落・転落】			/
	【挟まれ・巻き込まれ】			/
	【地下埋設物等】			/
	【架空線】			/
	【第三者立入】			/
	【交通事故】			/
	【クレーン等の転倒】			/

対策の策定にあたっては、下記資料等を参考に、当該現場状況に応じた対策を記載すること。

【参考資料】

- ・安全サポートマニュアル（中部地方整備局 平成 16 年 6 月）
http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/anzen_support
- ・地下埋設物の事故防止マニュアル（中部地方整備局 平成 20 年 6 月）
http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/pdf/080619_manual.pdf
- ・地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）【 設計時・敷地調査時】
地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）【 施工時（工事版）】
（中部地方整備局営繕部 平成 28 年 8 月 1 日）
<http://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/hinkaku/chika.htm>
- ・架空線等上空施設の事故防止マニュアル（案）（中部地方整備局 平成 21 年 12 月）
http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/pdf/091225_kasen.pdf

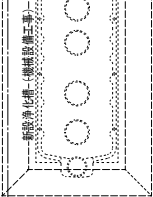
様式1

予想される事故対策リスト【建築・設備工事】(作成例)

位置番号	【事故の種別】 予想される事故	左記の安全対策	対策における留意点	確認日
	【墜落・転落】 足場組立作業中の転落事故	<ul style="list-style-type: none"> ・先行手すりの設置 ・安全帯の固定 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業がない時は、足場への入口を塞ぐ 	/
	【挟まれ・巻き込まれ】 移動中の機械との接触による身体の転倒や挟まれ事故	<ul style="list-style-type: none"> ・移動させる機械の周囲への立入禁止措置 ・監視人の配置 ・機械移動範囲の地盤等安定保持 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械と接触するときには、機械が作動しない状態であることの確認を徹底する 	/
	【地下埋設物等】 バックホーやカッター等による埋設管(線)の破断事故	<ul style="list-style-type: none"> ・管・線の管理者及び利用者に現地立会を求め、埋設位置を予め確認 ・確認が十分にできない場合には、監督員と協議の上、人力掘削による試掘を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人所有の引込管等は存在が不明の場合もあることに留意する 	/
	【架空線】 重機のブーム等による架空線の切断事故	<ul style="list-style-type: none"> ・防護カバーの設置 ・高さ制限装置の設置 ・注意看板の設置 ・立入禁止区域の指定 ・選任監視人の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者に施工方法等の確認、立会を求める ・関係作業員への施設情報等の周知徹底 	/
	【第三者立入】 第三者の誤進入による接触、転倒事故	<ul style="list-style-type: none"> ・進入防止柵等による立入禁止範囲と通行可能範囲の明示 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工段階に応じて範囲の設定を変更し、隙間の発生を防ぐ 	/
	【交通事故】 ダンプトラックと歩行者・自転車との接触事故	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故のハザードマップを作成・配布し、運行時の危険箇所を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・運行経路、時間帯にも配慮する 	/
	【クレーン等の転倒】 アウトリガー据付箇所の不同沈下等によるクレーン等の転倒事故	<ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤の把握 ・敷鉄板の設置 ・改良、入替等による支持力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・荷重作用の直前、直後、中間時における敷鉄板の沈下等の確認を行う 	/



浄化槽掘削範囲：詳細は機械設備図による



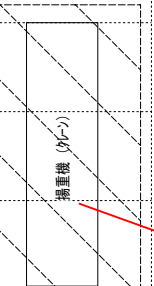
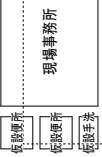
**埋設配管注意！
(電線類)**

※大型工事車両の場内進入については、施設管理者と日時を協議の上行うこと。
※足場の組立や撤去については、施設管理者と日時を協議の上行うこと。

足場：鉄組本足場 幅100 (手すり先行方式) + 補助養生ネット Ⅱ類

計画建物：公衆トイレ
建物用途：3,650
最高軒高：3,330

工事範囲周囲：仮囲い H=2000



資材置場・工事車両駐車場

工事範囲周囲：仮囲い H=2000

場内入退場口：カマゲート W=4500、H=2000

**クレーン転倒注意！
軟弱地盤の確認
敷鉄板の設置**



**車両出入時注意！
歩行者・通行車両との接触**

工事事象ハザードマップ (作成例)

図名	新築工事 (建築)	図号	A-48
図種	仮設計画図 (参考)	縮尺	1/150
年月日		ページ	
作成者		確認者	

工事事故防止行動計画

参考

平成 30 年 8 月 10 日

静岡県交通基盤部

1 目的

交通基盤部が所管する工事の事故発生状況（平成 29 年度）は、死亡事故は前年度に引き続き 0 件だったが、労働災害（傷害）事故は前年度の 7 件に対し 9 件、公衆災害（傷害）事故は前年度の 0 件に対し 3 件、公衆災害（物損）事故は前年度の 36 件に対し 43 件といずれも増加した。

労働災害・公衆災害事故ともに「不注意」が事故原因の大半であり、「災害リスクに対する想定が不十分であること」と「事故の教訓が生かされていないこと」が課題となっている。

このため、工事事故の防止を目的とする新たな取組として、「工事事故防止行動計画」を策定し実行することとする。

2 基本方針

(1) 上記課題への対策として、「事故対策 PDCA サイクルの構築」を基本方針とする。

(2) 県で発生件数の多い災害種別に加え、全国的に災害死者数の 4 割を占め人命に係る重大事故となる「墜落・転落」と、事故発生の社会経済的影響が大きい「クレーン等の転倒」を重点災害に位置づける。

< 重点災害 >

(労働災害) 挟まれ・巻き込まれ、墜落・転落

(公衆災害) 地下埋設物、架空線、現場侵入防止、
交通事故、クレーン等の転倒

3 行動計画

(1) 各工事現場において、「予測 対策 検証 改善」の「事故対策 PDCA」を、適時に実施する。

(発注時)

・発注者は、上記の重点災害が想定される工事の契約図書に、別に定める「工事安全管理に関する特記仕様書」を添付する。

(着手時)

・受注者は、上記の特記仕様書により、当該現場の災害リスクを予測し、その対策を明記した施工計画書を作成する。

・受・発注者（総括監督員または主任監督員を含む）は、施工着手前の適切な

段階で、受注者が作成した「工事事故ハザードマップ」を現地において合同で検証し、事故対策の実効性を確認する。

(施工時)

- ・受注者は、施工計画書に基づき、安全対策を実施するとともに、工事の進捗に応じて、災害リスクの予測を適切に見直し、安全対策に反映させる。
- ・発注者は、抜き打ちの安全パトロールにより、対策の実施状況や新たな災害リスクの有無を確認する。(発注者単独または建災防等と合同で実施)
- ・発注者は、パトロール結果に応じて、必要な措置を指示する。
- ・受注者は、指示に基づき、必要な措置を実施する。
- ・検査監は、中間検査において施工計画書と安全対策の実施状況を確認する。

(完成時)

- ・発注者・検査監は、完成検査時において安全管理項目を評価・確認する。

(2) 各工事現場で得られた知見を、県全体で情報共有し、事故防止体制を強化する。

(情報共有)

- ・発注者は、事故が発生した場合、速やかに工事検査課及び所管事業課へ事故報告するとともに、再発防止策を講ずる。
- ・工事検査課は、発注者から報告された事故発生事例を分析し、リスク予測や安全対策が不十分となった原因及び事故防止対策としての好事例を、ニュースレター等で、各発注者及び受注者に周知する。
- ・受注者は、ニュースレター等による「ヒヤリハット事例」や「事故発生事例」を参考に、事故防止対策を実施する。

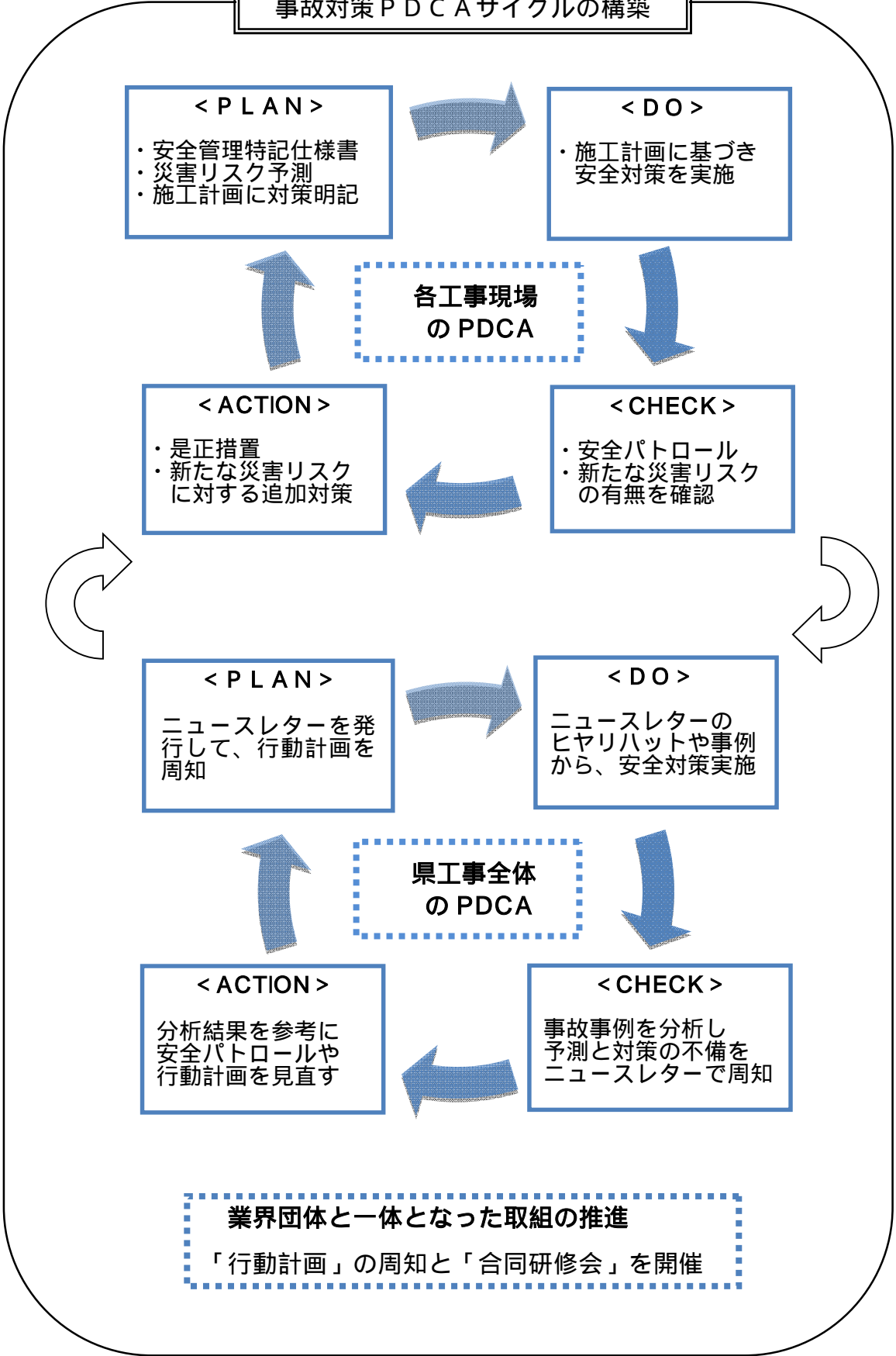
(意識啓発)

- ・工事検査課及び各事務所は、安全講習会等の機会を捉え、業界団体に「行動計画」を周知するなど、工事事故防止を意識啓発する。
- ・建設業労働災害防止協会(建災防)との連携により、受・発注者合同で、労働安全コンサルタント等を現場に招いた合同研修会を開催する。

4 スケジュール

- ・ 8月 「工事安全管理に関する特記仕様書」の案を定める。
- ・ 9月 上記の特記仕様書を決定し、10月1日以降に発注する工事から適用することについて、周知を図る。
- ・ 10月以降 合同研修会を開催

工事事務防止行動計画
【基本方針】
事故対策P D C Aサイクルの構築



【参考】工事事故防止に向けた新たな取り組み（H30）

種別	今までの取り組み	新たな取り組み	ねらい
発注時	一部で、安全管理に関する特記仕様書を添付	全県で、安全管理に関する特記仕様書を添付	全県下で、安全管理意識啓発 施工計画へ反映
着手時	共通仕様書に基づく施工計画書	特記仕様書に基づき施工計画書にリスク予測と対策を明記	受発注者間で各現場固有の安全管理意識を共有
施工時	安全パトロール	ハザードマップを活用した安全パトロール	想定される対策の実施と新たな災害リスクの有無を確認
検査時	中間検査 安全対策の指導	中間検査 施工計画記載の確認 安全対策実施の確認	実効性の確保
評定時	完成検査	完成検査 安全管理評価	効果検証 改善策の提案
安全教育	安全訓練 K Y活動 新規入場者教育 建設従事者教育	施工計画書（リスク予測と対策）を活用した安全教育 受発注者合同研修	安全教育の実効性の確保 受発注者間で安全管理意識を共有
啓発活動	事故事例をHP掲載	ニュースレターで、全県に情報提供	各工事現場のPDCAを県下全体に展開し、同種事故防止

工事安全管理に関する特記仕様書

第1条（目的）

この特記仕様書は、静岡県交通基盤部が所管する土木工事の事故防止を目的に、土木工事共通仕様書 第1編共通編 第1章総則 第1節総則 1-1-26「工事中の安全確保」の第8項（5）に規定する「当該工事現場で予想される事故対策」に関して、次のことを定める。

第2条（当該工事現場で予想される事故対策）

受注者は、「予想される事故対策リスト（様式1）」（以下、「リスト」）を作成し、施工計画書に添付するとともに、予想される事故の発生危険位置を示した「工事事故ハザードマップ」（以下「マップ」）を作成し、作業開始時までに現場に掲示すること。

第3条（リストの内容）

リストに記載する事故の種別は、「挟まれ・巻き込まれ」「墜落・転落」「地下埋設物」「架空線」「第三者立入」「交通事故」「クレーン等の転倒」に係る事故とし、リスト作成に当たっては、現場状況等を事前に確認し、現場条件、工事内容に即した安全対策の具体的な実施内容を明記すること。

第4条（リスト及びマップの更新）

受注者は、作業開始後も予想される事故の把握に努め、その結果に応じて「リスト」及び「マップ」を随時更新するとともに、「リスト」を監督員に提出し「マップ」を現場に掲示すること。

第5条（その他）

その他、疑義が生じた場合は、監督員に確認すること。

様式 1

予想される事故対策リスト

位置番号	【事故の種別】 予想される事故	左記の安全対策	対策における留意点	確認日
	【挟まれ・巻き込まれ】			/
	【墜落・転落】			/
	【地下埋設物】			/
	【架空線】			/
	【第三者立入】			/
	【交通事故】			/
	【クレーン等の転倒】			/

※対策の策定にあたっては、下記資料等を参考に、当該現場状況に応じた対策を記載すること。

【参考資料】

- ・安全サポートマニュアル（中部地方整備局 平成 16 年 6 月）
http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/anzen_support
- ・地下埋設物の事故防止マニュアル（中部地方整備局 平成 20 年 6 月）
http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/pdf/080619_manual.pdf
- ・架空線等上空施設の事故防止マニュアル(案)（中部地方整備局 平成 21 年 12 月）
http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/pdf/091225_kasen.pdf

様式 1

予想される事故対策リスト（作成例）

位置 番号	【事故の種別】 予想される事故	左記の安全対策	対策における留意点	確認 日
①	【挟まれ・巻き込まれ】 移動中の機械との接触 による身体の転倒や挟 まれ事故	<ul style="list-style-type: none"> 稼働させる機械の周囲 への立入禁止措置 監視人の配置 機械移動範囲の地盤等 安定保持 	<ul style="list-style-type: none"> 機械と接触するとき には、機械が作動しな い状態であることの確 認を徹底する 	/
②	【墜落・転落】 足場組立作業中の転落 事故	<ul style="list-style-type: none"> 先行手摺の設置 安全帯の固定 	<ul style="list-style-type: none"> 作業がない時は、足場 への入口を塞ぐなどの 予防対策も有効 	/
③	【地下埋設物】 ドリルやリッパ等によ る埋設管（線）の破断事 故	<ul style="list-style-type: none"> 管、線の管理者、及び 利用者に現地立会を求 め、埋設位置を予め確 認 確認が十分にできな い場合には、監督員と協 議の上、人力掘削によ る試掘を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人所有の引込管等は 存在が不明の場合もあ ることに留意する 	/
④	【架空線】 重機のブーム等による 架空線の切断事故	<ul style="list-style-type: none"> 防護カバーの設置 高さ制限装置の設置 注意看板の設置 立入禁止区域の指定 選任監視人の配置 	<ul style="list-style-type: none"> 施設管理者に施工方法 等の確認、立会を求め る 関係作業員への施設情 報等の周知徹底 	/
⑤	【第三者立入】 第三者の誤進入による 接触、転倒事故	<ul style="list-style-type: none"> 進入防止柵等による立 入禁止範囲と通行可能 範囲の明示 	<ul style="list-style-type: none"> 施工段階に応じて範囲 の設定を変更し、隙間 の発生を防ぐ 	/
⑥	【交通事故】 ダンプトラックと歩行 者・自転車との接触事故	<ul style="list-style-type: none"> 交通事故のハザードマ ップを作成・配布し、 運行時の危険個所を周 知 	<ul style="list-style-type: none"> 運行経路、時間帯にも 配慮する。 	/
⑦	【クレーン等の転倒】 アウトリガー据え付け 箇所不等沈下等によ るクレーン等の転倒事 故	<ul style="list-style-type: none"> 軟弱地盤の把握 敷鉄板の設置 改良、入替等による支 持力の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 荷重作用の直前、直後、 中間時における敷鉄板 の沈下等の確認を行 う。 	/

工事事故防止行動計画の事務分担

	工事検査課	各土木事務所 建築住宅課等 (公営住宅課)	営繕3課
●県工事全体のPDCA			
P	ニュースレターを発行して、行動計画を周知 安全講習会等の機会を捉え、業界団体に「行動計画」を周知するなど、工事事故防止を意識啓発する。	・土木事務所は、建築工事における事故事例等をもとに、周知事例を作成、工事検査課及び公営住宅課へ提供 ・工事検査課でニュースレターに掲載	・建築工事における事故事例等をもとに、周知事例を作成、工事検査課に提供 ・工事検査課でニュースレターに掲載
D	ニュースレターのヒヤリハットや事例から、安全対策を実施 【受注者対応】 受注者は、ニュースレター等による「ヒヤリハット事例」や「事故発生事例」を参考に、事故防止対策を実施する。	受注者対応	受注者対応
C	事故事例を分析 発注者から報告された事故発生事例を分析。	・土木事務所は事故事例を作成し、工事検査課及び公営住宅課へ報告 ・土木事務所は事故発生事例を分析	・事故事例を工事検査課に報告 ・事故発生事例を分析
	予測と対策の不備をニュースレターで周知 リスク予想や安全対策が不十分となった原因及び事故防止対策の好事例をニュースレター等で各発注者及び受注者に周知する。	・土木事務所は建築工事における事故事例等をもとに、周知事例を作成、工事検査課及び公営住宅課へ提供 ・工事検査課でニュースレターに掲載	・建築工事における事故事例等をもとに、周知事例を作成、工事検査課に提供 ・工事検査課でニュースレターに掲載
A	分析結果を参考に安全パトロールや行動計画の見直し	・工事検査課検査監が実施 ・総括監督員が実施	・工事検査課検査監が実施 ・総括監督員が実施
●業界団体と一体となった取組の推進			
	行動計画の周知と合同研修会の開催 建災防との連携により、受・発注者合同で、労働安全コンサルタント等を現場に招いた合同研修会の開催。	工事検査課または営繕3課で開催される安全管理等の合同研修会を開催協力	・営繕工事独自で安全管理等研修会を実施 ・県職員に対する研修実施を検討

6 - 9 地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止 マニュアル（営繕版）

出典：国土交通省中部地方整備局ホームページ
<https://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/hinkaku/pdf/160808manual1.pdf>

地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）
【①設計時・敷地調査時】

平成28年8月1日

中部地方整備局 営繕部

まえがき

地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業における事故防止対策については、過去幾度となく注意喚起を行い「営繕工事事務事故防止重点対策の実施について」において通知されているが、最近に至っても事故が発生し続けている状況にある。

本マニュアルは、地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業を行うにあたって、技術者が心得ていなければならない事項について、理解を容易にするために必要な解説と関連事項を記している。

本マニュアルの内容は、「建築工事安全施工技術指針」（平成27年1月20日国営整第216号）・「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（平成5年1月12日建設省経建発第1号）」・「公共建築工事標準仕様書（平成28年版）」等より、注意すべき事項を中心に記述している。

関係者においては、本マニュアルの内容を十分に把握して、地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業における事故防止に努められたい。

目 次

1. 目的	1
2. 策定方針	1
3. 適用範囲	1
4. 用語の定義	1
5. 地下埋設物・躯体埋込み配管等の準備、調査、報告作業の手順	1
【作業手順フロー】	3
6. チェックリスト	4
[参考資料]	
I 特記仕様書記載例	5

1. 目的

本マニュアルは、地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業を行うにあたり、発注者と受注者の両者が確認すべき事項を示し、事故を防止することを目的とするものである。

2. 策定方針

営繕工事において、地下埋設物や躯体埋込み配管等を定義し、設計又は敷地調査において、発注者と受注者のそれぞれの立場から、配管等による事故防止対策を定めるものである。

事故防止に当たっては、発注者と受注者の両者が、チェックリストを用い、各々の立場で確認し、地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止に努めるものとする。

設計段階又は敷地調査段階は、調査職員と設計業務受注者又は敷地調査業務受注者（以下、設計業務受注者等と言う）の両者が、設計図書や敷地調査業務成果品に反映させるために、設計又は敷地調査に先立ち地下埋設物・躯体埋込み配管等の調査を実施し、設計業務成果品又は敷地調査業務成果品を作成する。

3. 適用範囲

本マニュアルは、中部地方整備局における官庁営繕工事に適用する。

4. 用語の定義

- (1) 「地下埋設物」とは、施工範囲及び工事用重機など工事にとまなう重量物の横断部分又は設置部分の地中に埋設された給排水管、ガス管、ケーブルなどの配管類をいう。ただし、地中の既設構造物及び工作物は除く。
- (2) 「躯体埋込み配管」とは、鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造等の建築物において、柱、壁、スラブ、梁、基礎等の構造体に埋め込まれた給排水管、ガス管、ケーブルなどの配管類をいう。
- (3) 「地下埋設物・躯体埋込み配管等」とは、「地下埋設物」「躯体埋込み配管」その他これらに類する天井や仕上げ内等にある配管類で、損傷した場合、施設の通常業務に支障をきたすもの等をいう。

5. 地下埋設物・躯体埋込み配管等の準備、調査、報告作業の手順

●事前準備

- ・調査職員は、設計又は敷地調査に先立ち施工区域内などの工事完成図・施工図等の有無を確認する。
- ・受注者は、設計又は敷地調査に先立ち、地下埋設物・躯体埋込み配管等について工事完成図・施工図等を確認する。

●地下埋設物・躯体埋込配管等調査の実施

- ・調査職員は、工事完成図・施工図等を用いて現地調査のうえ、地下埋設物・

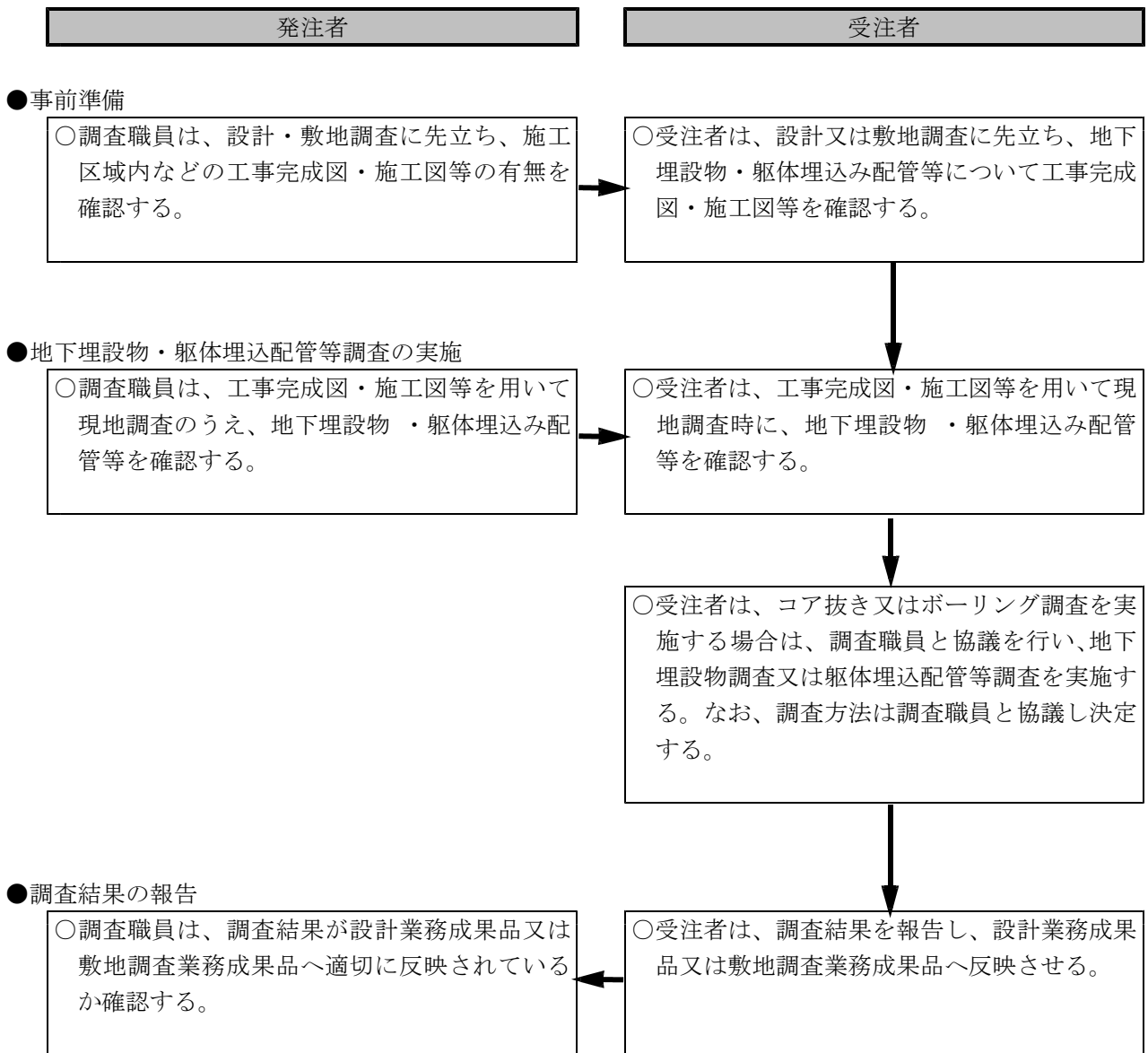
躯体埋込み配管等を確認する。

- ・受注者は、工事完成図・施工図等を用いて現地調査時に、地下埋設物・躯体埋込み配管等を確認する。
- ・受注者は、コア抜き又はボーリング調査を実施する場合は、調査職員と協議を行い、地下埋設物調査又は躯体埋込配管等調査を実施する。なお、調査方法は調査職員と協議し決定する。

●調査結果の報告

- ・受注者は、調査結果を報告し、設計業務成果品又は敷地調査業務成果品へ反映させる。
- ・調査職員は、調査結果が設計業務成果品又は敷地調査業務成果品へ適切に反映されているか確認する。

【作業手順フロー】



6. チェックリスト

業務名			
工期	年	月	日 ~ 年 月 日
受注者名			
点検項目	発注者 (点検者名) 点検年月日	受注者 (点検者名) 点検年月日	
●事前準備			
調査職員は、設計又は敷地調査に先立ち、施工区域内などの工事完成図・施工図等の有無を確認する。		/	
受注者は、設計又は敷地調査に先立ち、地下埋設物・躯体埋込み配管等について工事完成図・施工図等を確認する。			
●地下埋設物・躯体埋込み配管等調査の実施			
調査職員は、工事完成図・施工図等を用いて現地調査のうえ、地下埋設物・躯体埋込み配管等を確認する。		/	
受注者は、工事完成図・施工図等を用いて現地調査時に、地下埋設物・躯体埋込み配管等を確認する。			
受注者は、コア抜き又はボーリング調査を実施する場合は、調査職員と協議を行い、地下埋設物調査又は躯体埋込配管等調査を実施する。 なお、調査方法は調査職員と協議し決定する。		/	
●調査結果の報告			
受注者は、調査結果を報告し、設計業務成果品又は敷地調査業務成果品へ反映させる。		/	
調査職員は、調査結果が設計業務成果品又は敷地調査業務成果品へ適切に反映されているか確認する。			

(注) 発注者・受注者欄には点検者名及び確認・点検日を記入する。

[参考資料]

I. 特記仕様書記載例

第〇条 地下埋設物・躯体埋込み配管等の調査について

1. 施工範囲内の地下埋設物・躯体埋込み配管等については、貸与された資料等（既存完成図、施工図）を確認のうえ、「地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）（平成28年8月1日）」（HP参照 <http://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/hinkaku/chika.htm>）をもとに、調査するものとする。

出典：国土交通省中部地方整備局ホームページ
<https://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/hinkaku/pdf/160808manual2.pdf>

地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）
【②施工時（工事版）】

平成28年8月1日

中部地方整備局 営繕部

まえがき

地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業における事故防止対策については、過去幾度となく注意喚起を行い「営繕工事事務事故防止重点対策の実施について」において通知されているが、最近に至っても事故が発生し続けている状況にある。

本マニュアルは、地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業を行うにあたって、現場技術者が心得ていなければならない事項について、理解を容易にするために必要な解説と関連事項を記している。

本マニュアルの内容は、「建築工事安全施工技術指針」（平成27年1月20日国営整第216号）・「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（平成5年1月12日建設省経建発第1号）」・「公共建築工事標準仕様書（平成28年版）」等より、注意すべき事項を中心に記述している。

関係者においては、本マニュアルの内容を十分に把握して、地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業における事故防止に努められたい。

目 次

1. 目的	1
2. 策定方針	1
3. 適用範囲	1
4. 用語の定義	1
5. 地下埋設物・躯体埋込み配管等の準備、調査、報告作業の手順	1
【作業手順フロー】	3
6. チェックリスト	5

[参考資料]

I 追加特記仕様書記載例	7
II 事件事例	8

1. 目的

本マニュアルは、地下埋設物・躯体埋込み配管等の近接作業を行うにあたり、発注者と受注者の両者が確認すべき事項を示し、事故を防止することを目的とするものである。

2. 策定方針

営繕工事において、地下埋設物や躯体埋込み配管等を定義し、工事において、発注者と受注者のそれぞれの立場から、この配管等による事故防止対策を定めるものである。

事故防止に当たっては、発注者と受注者の両者が、チェックリストを用い、各々の立場で確認し、地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止に努めるものとする。

施工段階は、受注者が、提供された地下埋設物・躯体埋込み配管等の情報に基づいて事前調査を行い、内容を施工計画書に反映させ、監督職員に提出する。

受注者は、施工計画書に基づいて作業を実施し、作業結果を監督職員に報告する。

3. 適用範囲

本マニュアルは、中部地方整備局における官庁営繕工事に適用する。

4. 用語の定義

- (1) 「地下埋設物」とは、施工範囲及び工事用重機など工事にとまなう重量物の横断部分又は設置部分の地中に埋設された給排水管、ガス管、ケーブルなどの配管類をいう。ただし、地中の既設構造物及び工作物は除く。
- (2) 「躯体埋込み配管」とは、鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造等の建築物において、柱、壁、スラブ、梁、基礎等の構造体に埋め込まれた給排水管、ガス管、ケーブルなどの配管類をいう。
- (3) 「地下埋設物・躯体埋込み配管等」とは、「地下埋設物」「躯体埋込み配管」その他これらに類する天井や仕上げ内等にある配管類で、損傷した場合、施設の通常業務に支障をきたすもの等をいう。

5. 地下埋設物・躯体埋込み配管等の準備、調査、報告作業の手順

●事前準備

- ・受注者は、設計図書及び、貸与された資料等（既存完成図、施工図等）に明示された地下埋設物・躯体埋込み配管等の状況について確認する。事前調査の具体的な調査方法などについて、監督職員と協議する。

●事前調査

- ・受注者は、事前準備での協議内容や、設計図書及び、貸与された資料等（既存完成図、施工図等）の内容をよく確認し、地下埋設物・躯体埋込み配管等の事前調査を行う。
- ・監督職員は、必要に応じて、事前調査に立ち会う。

●施工計画書（事故防止対策）の作成

- ・受注者は、事前調査結果を踏まえ、実際に掘削又は穿孔作業を実施する位置での地下埋設物・躯体埋込み配管等の調査方法、並びに適切な工法及び工具などを取り入れた施工計画書の事故防止対策を作成し、監督職員へ提出する。

- ・監督職員は、受注者が作成した施工計画書の事故防止対策について確認する。

【地下埋設物】

●地下埋設物調査の実施・報告

- ・受注者は、施工計画書に基づいて、必要に応じて監督職員（敷地周辺は必要に応じて埋設物管理者）に立会を求め、実際に掘削作業を実施する位置での地下埋設物調査を行う。（地下埋設物の位置が明らかな場合、監督職員と協議する。）
また、地下埋設物の位置が不確定の場合は、監督職員の承諾を得て、試掘等を実施する。
- ・監督職員は、必要に応じて、地下埋設物調査に立ち会う。
- ・受注者は、地下埋設物の確認位置には杭や旗、ペンキ、チョーク、テープ等で目印を設ける。
- ・受注者は、地下埋設物調査の結果を速やかに監督職員に報告する。
- ・監督職員は、地下埋設物調査の報告内容を確認する。

●近接作業の実施・報告

- ・受注者は、近接作業前に再度、地下埋設物の位置などを確認し、慎重に作業を行う。
- ・受注者は、必要に応じて監督職員に近接作業の初日に立会を求める。
- ・受注者は、作業結果を監督職員に報告する。
- ・監督職員は、必要に応じて、近接作業の初日に立ち会う。（ただし、初日以降についても、必要に応じて立ち会う。）
- ・監督職員は、近接作業結果の報告内容を確認する。

【躯体埋込み配管等】

●躯体埋込み配管等調査の実施・報告

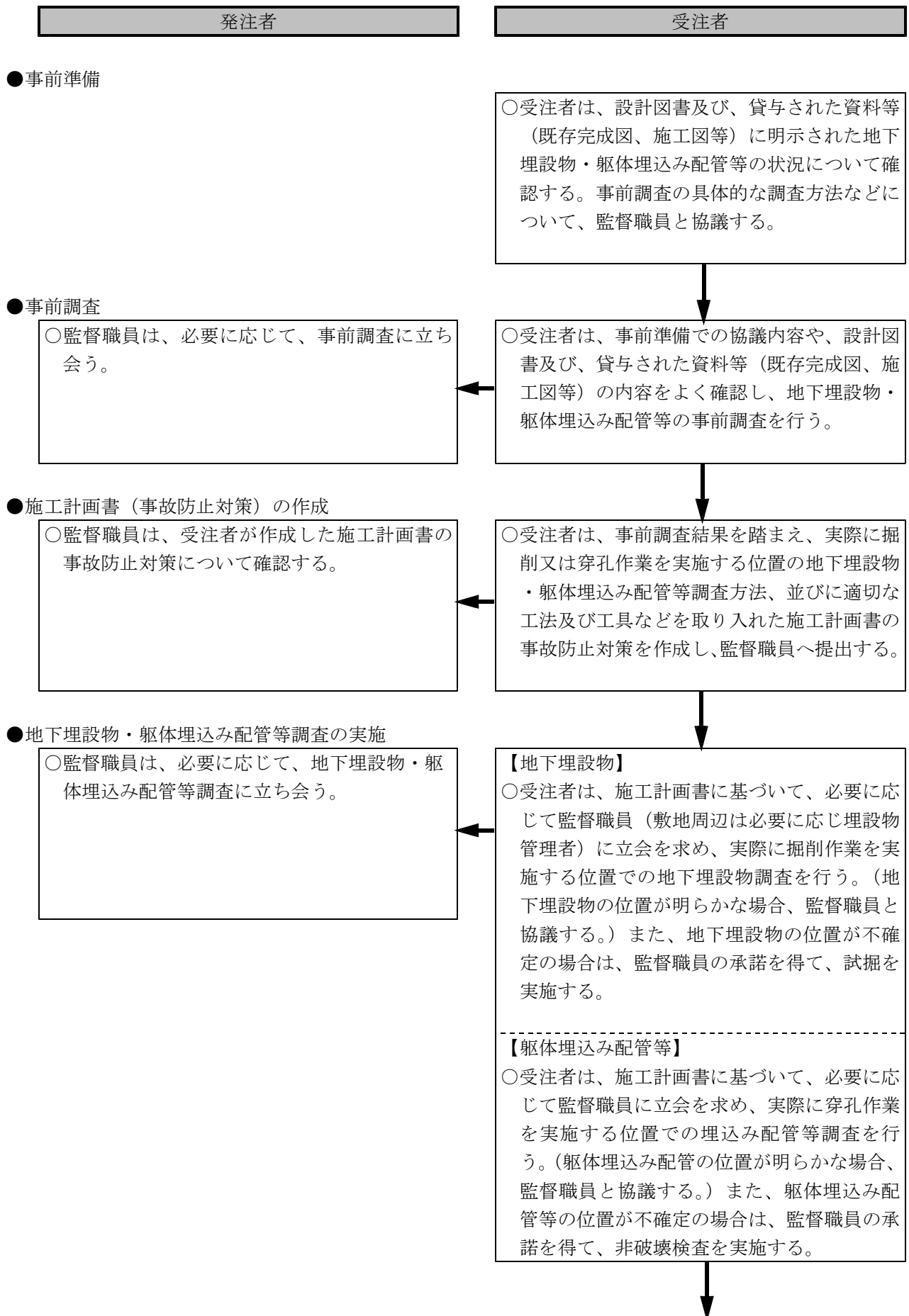
- ・受注者は、施工計画書に基づいて、必要に応じて監督職員に立会を求め、実際に穿孔作業を実施する位置の躯体埋込み配管等調査を行う。（躯体埋込み配管の位置が明らかな場合、監督職員と協議する。）また、躯体埋込み配管等の位置が不確定な場合は、監督職員の承諾を得て、非破壊検査を実施する。
- ・監督職員は、必要に応じて、躯体埋込み配管等調査に立ち会う。
- ・受注者は、躯体埋込み配管等の確認位置にはチョークやテープ等で目印を設ける。
- ・受注者は、躯体埋込み配管等調査の結果を速やかに監督職員に報告する。
- ・監督職員は、躯体埋込み配管等調査の結果の報告内容を確認する。

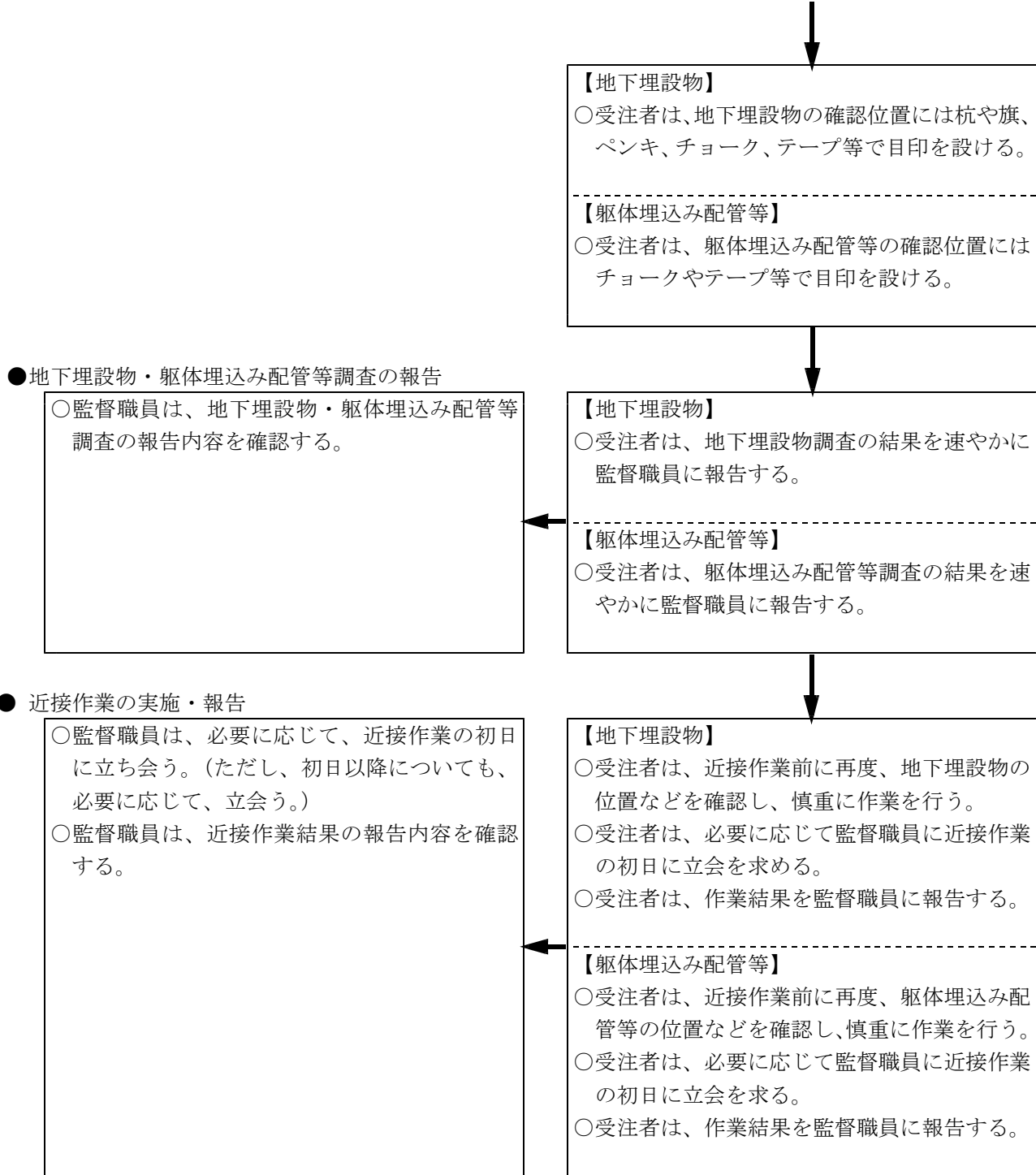
●近接作業の実施・報告

- ・受注者は、近接作業前に再度、躯体埋込み配管等の位置などを確認し、慎重に作業を行う。
- ・受注者は、必要に応じて監督職員に近接作業の初日に立会を求める。
- ・受注者は、作業結果を監督職員に報告する。
- ・監督職員は、必要に応じて、近接作業の初日に立ち会う。（ただし、初日以降についても、必要に応じて立ち会う。）
- ・監督職員は、近接作業結果の報告内容を確認する。

※なお、監督職員の指示により監督業務の一部を工事監理業務受注者に実施させる時は、確認・報告は、工事監理業務契約図書に基づき行う。

【作業手順フロー】





※なお、監督職員の指示により監督職員業務の一部を工事監理業務受注者に実施させる事が出来る。

6. チェックリスト

工事名							
工期	年	月	日	～	年	月	日
受注者名				発注者 (点検者名) 点検年月日	受注者 (点検者名) 点検年月日		
点検項目							
●事前準備							
受注者は、設計図書及び、貸与された資料等（既存完成図、施工図等）に明示された地下埋設物・躯体埋込み配管等の状況について確認する。事前調査の具体的な調査方法などについて、監督職員と協議する。							
●事前調査の実施							
受注者は、事前準備での協議内容や設計図書及び、貸与された資料等（既存完成図、施工図等）の内容をよく確認し、地下埋設物・躯体埋込み配管等の事前調査を行う。							
監督職員は、必要に応じて事前調査に立ち会う。							
●施工計画書（事故防止対策）の作成							
受注者は、事前調査結果を踏まえ、実際に掘削又は穿孔作業を実施する位置での地下埋設物・躯体埋込み配管等調査方法、並びに適切な工法及び工具などを取り入れた施工計画書の事故防止対策を作成し、監督職員へ提出する。							
監督職員は、受注者が作成した施工計画書の事故防止対策について確認する。							
【地下埋設物】							
●地下埋設物調査の実施及び報告							
受注者は、施工計画書に基づき、必要に応じて監督職員（敷地周辺は必要に応じ埋設物管理者）に立会を求め、実際に掘削作業を実施する位置の地下埋設物調査を行う。（地下埋設物の位置が明らかな場合、監督職員と協議する。）また、地中埋設物の位置が不確定な場合は、監督職員の承諾を得て試掘を実施する。							
監督職員は、必要に応じて、地下埋設物調査に立ち会う。							
受注者は、地下埋設物の確認位置には杭や旗、ペンキ、チョーク、テープ等で目印を設ける。							
受注者は、地下埋設物調査の結果を速やかに監督職員に報告する。							
監督職員は、地下埋設物調査の報告内容を確認する。							
●近接作業の実施及び報告							
受注者は、近接作業前に再度、地下埋設物の位置などを確認し、慎重に作業を行う。							
受注者は、必要に応じて監督職員に近接作業の初日に立会をを求める。							

受注者は、作業結果を監督職員に報告する。		----- .
監督職員は、必要に応じて近接作業の初日に立ち会う。(ただし、初日以降についても必要に応じて立会う。)	----- .	
監督職員は、近接作業結果の報告内容を確認する。	----- .	
【躯体埋込み配管等】		
●躯体埋込み配管等調査の実施及び報告		
受注者は、施工計画書に基づいて、必要に応じて監督職員に立会を求め、実際に穿孔作業を実施する位置の躯体埋込み配管等調査を行う。(躯体埋込み配管等の位置が明らかな場合は、監督職員と協議する。)また、躯体埋込み配管等の位置が不確定な場合は、監督職員の承諾を得て非破壊検査を実施する。		----- .
監督職員は、必要に応じて躯体埋込み配管等調査に立ち会う。	----- .	
受注者は、躯体埋込み配管等の確認位置には、チョークやテープ等で目印を設ける。		----- .
受注者は、躯体埋込み配管等調査の結果を速やかに監督職員に報告する。		----- .
監督職員は、躯体埋込み配管等調査の報告内容を確認する。	----- .	
●近接作業の実施及び報告		
受注者は、近接作業前に再度、躯体埋込み配管等の位置などを確認し、慎重に作業を行う。		----- .
受注者は、必要に応じて監督職員に近接作業の初日に立会いを求める。		----- .
受注者は、作業結果を監督職員に報告する。		----- .
監督職員は、必要に応じて近接作業の初日に立ち会う。(ただし、初日以降についても必要に応じて立会う。)	----- .	
監督職員は、近接作業結果の報告内容を確認する。	----- .	

(注)・発注者・受注者欄には点検者名及び確認・点検日を記入する。

・監督職員の指示により監督職員業務の一部を工事監理業務受注者に実施させる事が出来る。

[参考資料]

I. 追加特記仕様書記載例

第〇条 地下埋設物・躯体埋込み配管等の確認

1. 施工区域内の地下埋設物・躯体埋込み配管等については、設計図書及び貸与された資料等（既存完成図、施工図等）を確認のうえ、「地下埋設物・躯体埋込み配管等の事故防止マニュアル（営繕版）（平成28年8月1日）」（HP参照 <http://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/hinkaku/chika.htm>）をもとに、現地で確認するものとする。

II. 事故事例

①〔天井ころがし配線の切断〕

事故概要：廊下の天井ボード開口時に、天井内ころがし配線されていた配線設備を切断してしまい、庁舎の警備システムが作動しなくなった。

事故原因：天井の開口作業を行う前の調査が行われていなかった。

改善対策等：配線設備は、完成図や施工図に反映されないため、天井の開口作業においても、事前に入居官署から、配線図や工事履歴等の資料を入手し、必要に応じて、施工部位付近の照明器具を取り外し、天井内を目視確認する。

②〔地中埋設給水配管の切断〕

事故概要：舗装工事の際、地中に埋設された既設の給水配管をバックホウのツメで引っかけて破損し漏水させた。

事故原因：事前に路床すき取り作業を上層500mm程度行った際、埋設配管表示テープを撤去してしまい、正確な位置が不明となってしまった。

改善対策等：路床すき取り作業時に埋設表示テープを撤去した時点で、代替えとなる杭や旗、ペンキ等で目印を設けることで、正確な位置が確認できるよう復旧する。

③〔土間コンクリート撤去時に、配管吊り金物に気付かず配管を切断〕

事故概要：庁舎玄関のエントランス土間コンクリートのはつり作業の際に、小割作業が十分でないまま、コンクリート塊をバックホウにて持ち上げたため、給水管及びガス管の下がり止め金物が打ち込んであるのに気付かず、同給水管及びガス管を損傷した。

事故原因：土間コンクリート版内に配管の下がりを防ぐ止め金物が打ち込んであることを見落としした。

監理技術者から現場作業員に埋設配管がある部分については小割りするよう指示したにもかかわらず、現場作業員が小割りせずに大割りしたままコンクリート塊をバックホウで持ち上げた。

改善対策等：沈下防止のため、建物廻りなどの浅い埋め込みの配管等は土間コン等から配管を吊り金物で吊っているケースがあることを想定し、試掘について、複数箇所を実施することが望ましい。盛り土などの場合は特に注意する。

④〔思い込みにより配線を断線〕

事故概要：建物解体作業時に重機がマンホールに乗り上げて、マンホールの一部を破損させたので、マンホールの養生を行い蓋を載せて作業を再開したが、再び重機がマンホールに乗り上げ、蓋と養生材をマンホール内に落下させて、別の建物へのケーブルを破損させた。

事故原因：マンホールが解体建物のすぐ前に設置されており、既存図面に記載がされていなかったため、解体建物に接続されている配管路であり不要なものと思い込んでしまった。

改善対策等：現場で不明な状況が見受けられたら、思い込みによる判断で作業を継続しないで、調査及び確認を確実に実施し、施設管理者・監督職員と協議してから作業を再開させる。

静岡県 地下埋設物の事故防止マニュアル

令和4年11月

静岡県交通基盤部

まえがき

静岡県交通基盤部では建設工事の事故防止を図るため、
建設工事の安全対策に関する意識啓発及び技術向上
建設工事現場における安全対策の点検及び指導
建設工事事故の再発防止の検討と周知

を3本柱の基本としつつ、平成30年8月には「工事事故防止行動計画」を策定し、安全対策の効果を検証しながらPDCAサイクルを構築し、受発注者の安全意識の更なる醸成に取り組んでいるところです。

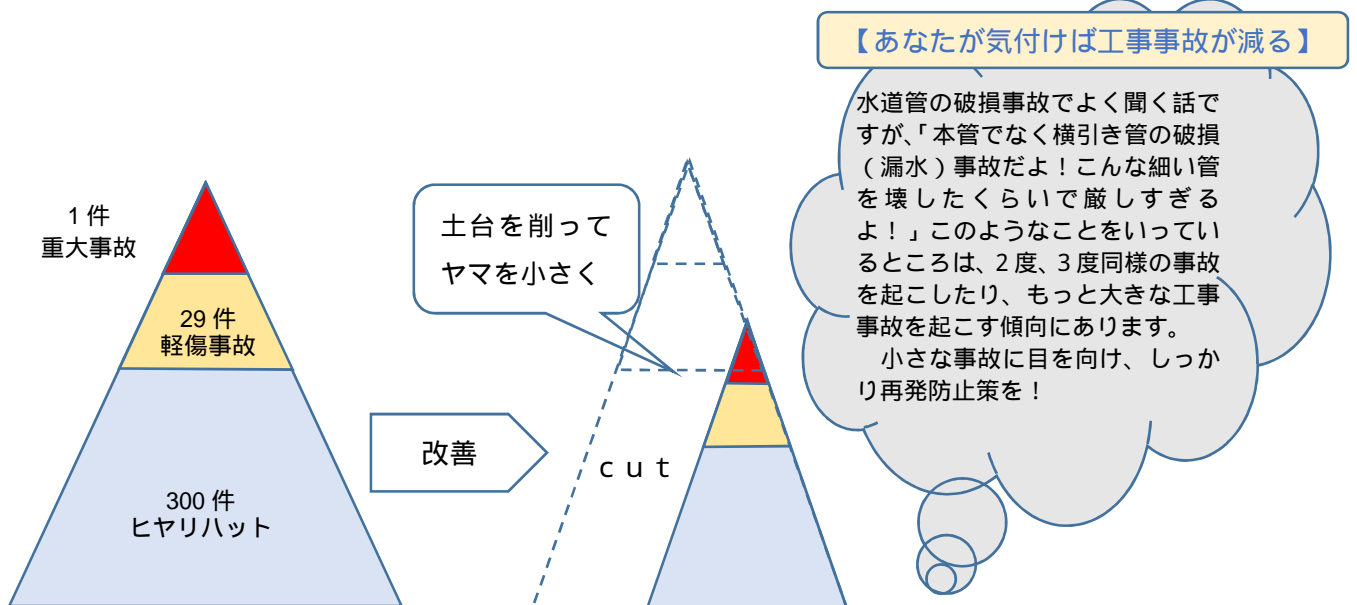
建設工事事故の事故件数は、ピーク時（平成29年度）に比べて減少傾向にあるものの、依然として発生し続けております。

事故の内訳をみると公衆災害の物損事故が多数（約8割）を占め、このうちの約半分が「水道管等の地下埋設物」などの物損事故が占めています。

このことから、地下埋設物の損傷事故を防止して工事事故全体数の減少につながるため、この度「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「土木工事安全施工技术指針」に基づき「静岡県地下埋設物の事故防止マニュアル」を策定することといたしました。

ハインリッヒの法則では1件の「重大事故」の背景には、29件の「軽傷事故」、300件の「ヒヤリハット」があるといわれています。

本マニュアルを活用して、日頃の「ヒヤリハット」を察知するとともに、KY活動等に反映して工事事故防止に努めていただきますようお願いします。



【ハインリッヒの法則 1 : 29 : 300】

～小さな事象を見逃すと大きくなって返ってくる！～
○重大事故をなくすことは極めて重要です。しかし、重大事故のみに着目するだけでは不十分です。
○「小さな事故」や「ヒヤリハット」に目を向けて改善・削減することで重大事故を未然に防ぎましょう。

目 次

1 . 目的	1
2 . 本マニュアルの適用にあたって	1
3 . 地下埋設物の事故防止対策実施フロー図	2
4 . 事故防止のための作業手順等	3
5 . チェックリスト（発注者用）	7
6 . チェックリスト（受注者用）	8
7 . 様式（埋設物件確認書「様式1」及び記載例）	9
8 . 地下埋設物調査における費用の積算 及び調査方法の選定	— 11
9 . 地下埋設物調査方法の選定フロー	15
10 . 参考資料【埋設物の調査方法とその適用性】	16
11 . 参考資料【物理探査調査手法とその特徴】	17

1 . 目的

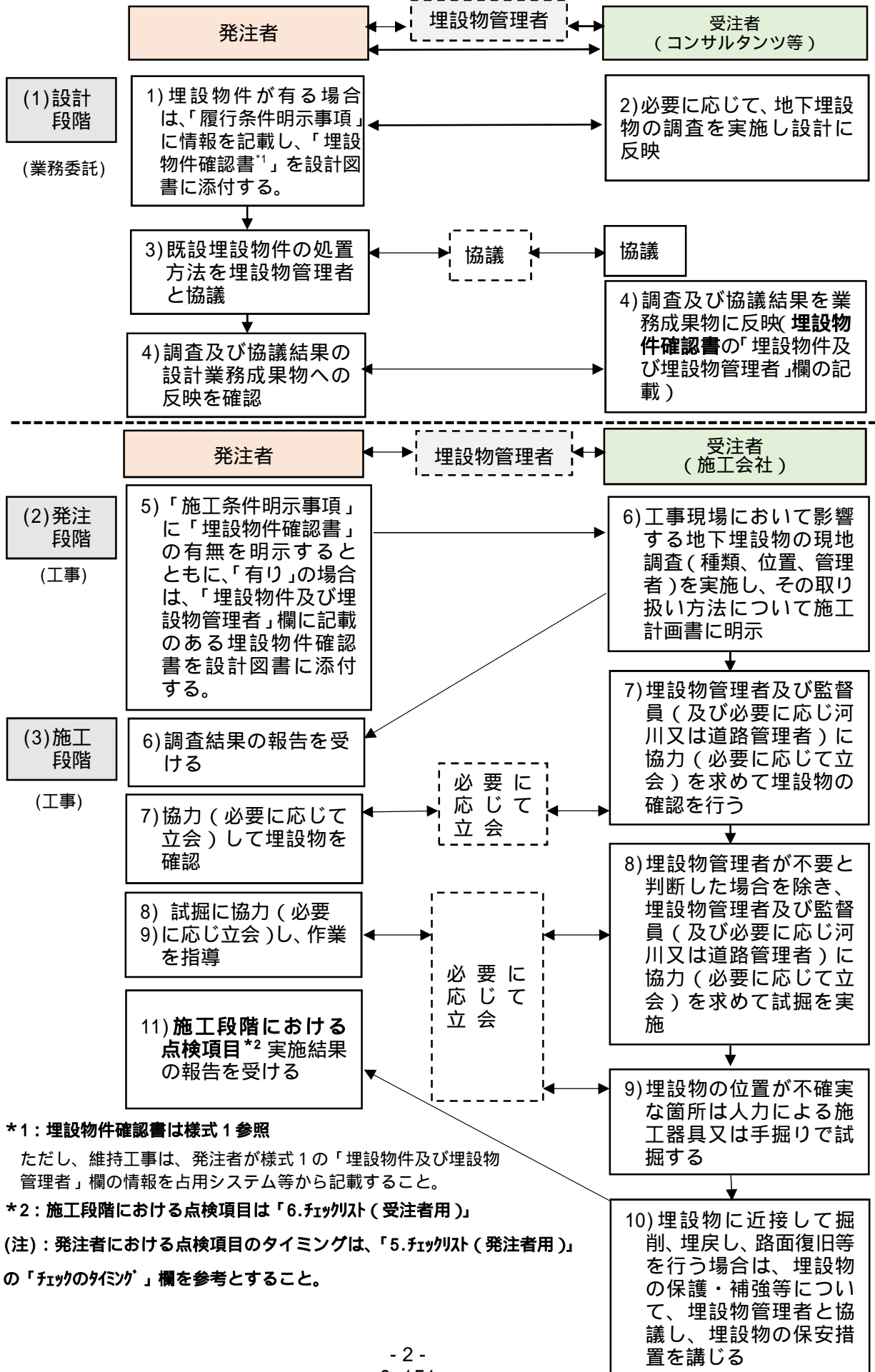
本マニュアルは、地下埋設物の近接作業を行うにあたり、発注者と受注者の両者が確認すべき事項を示すとともに、設計及び工事の各段階において現地調査を十分に実施し、埋設物管理者に確認や立会の協力を求め、現場条件や作業条件に応じた安全対策や保安対策を講じて、それを工事関係者に周知徹底することで、地下埋設物の損傷事故防止を図ることを目的とするものである。

なお、本マニュアルは「建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月 国土交通省大臣官房技術調査課、土地・建設産業局建設業課)」及び「土木工事安全施工技術指針(令和2年10月 国土交通省中部地方整備局企画部)」を参考として取りまとめている。

2 . 本マニュアルの適用にあたって

本マニュアルでは、地下埋設物に対する安全対策や保安対策の実施内容を解説しているものであり、事故防止を達成するためには個々の現場における工事関係者(発注者、受注者、埋設物管理者)が相互に連携して十分注意することが必要なのは言うまでもない。このため、本主旨を理解し適正に運用されるようお願いする。

3. 地下埋設物の事故防止対策実施フロー図



*1: 埋設物件確認書は様式1参照

ただし、維持工事は、発注者が様式1の「埋設物件及び埋設物管理者」欄の情報を占有システム等から記載すること。

*2: 施工段階における点検項目は「6.チェックリスト(受注者用)」

(注): 発注者における点検項目のタイミングは、「5.チェックリスト(発注者用)」の「チェックのタイミング」欄を参考とすること。

4. 事故防止のための作業手順等

(1) 設計段階

1) 設計における条件の明示

発注者は、自ら設計箇所において影響する地下埋設物について、占用台帳（占用許可申請書、協議書）、道路又は河川の占用物件台帳（台帳図・管理図に占用物件を図示したもの）、占用システム等を事前確認し、その結果に基づいて、埋設物が有る場合は、履行条件明示事項に埋設物件情報記載し、「埋設物件確認書」を設計図書に添付する。

また、必要に応じて現地確認を実施する。

2) 設計への反映

受注者においても、地下埋設物について現地調査を行い、必要に応じて埋設物件平面図等を作成して、発注者へ報告するとともに成果品に反映させる。

< 参考 > 地下埋設物の種類と調査のポイント

地下埋設物の種類	所有者	調査のポイント (位置の確認のほか 以下の項目も調査)
ガス	ガス事業者	ガス区分（液化天然ガス等）も調査
上水道	水道事業者	水圧管の種類も調査
下水道	市町村下水道担当課	幹線・枝線・分流式合流式区分も調査
電力	電力会社	送電電圧と種類も調査
通信ケーブル	通信事業者	N T T 以外のケーブル埋設物も調査

* その他：各戸引込管、工業用水管、農業用水管など

3) 処置方法の協議

発注者は、設計において影響する地下埋設物について、その管理者と移設、敷設替え、防護等の処置方法を協議する。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第42 埋設物の事前確認 第1項]

1 発注者は、作業場、工事用の通路及び作業場に近接した地域にある埋設物について、埋設物の管理者の協力を得て、位置、規格、構造及び埋設年次を調査し、その結果に基づき埋設物の管理者及び関係機関と協議確認の上、設計図書にその埋設物の保安に必要な措置を記載して施工者に明示するよう努めなければならない。

4) 業務委託成果品として確認

受注者は、調査及び協議結果を業務委託成果品に反映させるとともに、様式1「埋設物件確認書」の埋設物件及び埋設物管理者欄の項目を調査し記載する。また、発注者は、業務委託成果品へ反映されているか、その内容を確認する。

(2) 工事発注段階

5) 施工条件の明示

発注者は、業務委託成果品等から工事現場において影響する地下埋設物について、契約図書の図面等(設計業務委託等で作成した図面等)に地下埋設物の情報と施工上の注意点を明示するとともに、埋設物件及び埋設物管理者欄の項目が記載されている様式1「埋設物件確認書」を受注者へ資料提供する。

ただし、調査設計等業務委託を行わない維持工事は、発注者が占用システム等から埋設物件及び埋設物管理者欄を記載し、様式1「埋設物件確認書」を受注者へ資料提供する。

(3) 施工段階

6) 現地調査等

受注者は、施工に先立ち工事現場における地下埋設物について現地調査を実施し、種類、位置(場所、深さ等)を埋設物管理者に確認するとともに、発注者から提供された様式1「埋設物件確認書」の空欄部に調査内容を追記し、監督員に報告する。また、その取扱い方法について施工計画書に明示する。

[土木工事安全施工技術指針 第3章第1節 地下埋設物一般]

1. 工事内容の把握

- (1) 埋設物が予想される場所で工事を施工しようとするときは、設計図書における地下埋設物に関する条件明示内容を把握すること。
- (2) 設計図書に記載がない場合でも、道路敷内で掘削を行う工事があるときには、道路管理者、最寄りの埋設物管理者に出向き、道路台帳、埋設物台帳等により埋設物の有無の確認を行うこと。

7) 埋設物管理者の協力(必要に応じて立会)を得て確認

受注者は、埋設状況が明らかである場合を除き、埋設物管理者及び監督員(及び必要に応じて道路又は河川管理者)に協力(必要に応じて立会^{*3})を求め、埋設物の確認を行う。また、工事関係者に埋設位置を周知するため、確認位置には杭や旗、ペンキ等で目印を付けることとする。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第42 埋設物の事前確認 第2項]

- 2 発注者又は施工者は、土木工事を施工しようとするときは、施工に先立ち、埋設物の管理者等が保管する台帳と設計図面を照らし合わせて位置(平面・深さ)を確認した上で、細心の注意のもとで試掘等を行い、その埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。
ただし、埋設物管理者の保有する情報により当該項目の情報があらかじめ特定できる場合や、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に基づく探査によって確認した場合はこの限りではない。

*3 立会:「埋設物の情報があらかじめ特定できる」場合や物理探査による確認を余儀なくされる場合以外は「立会」を求めることを基本とする。

8) 試掘等の実施

受注者（必ず埋設物責任者^{*4}を含む）は、埋設位置が明らかで埋設物管理者が試掘は不要と判断した場合を除き、埋設物管理者及び監督員（及び必要に応じて河川又は道路管理者）の協力（必要に応じて立会）を得て、適正な位置を協議のうえ決定し、試掘を行う。

試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、調査範囲の見直しを含めて再度位置の確認を行う。

また、試掘調査が困難な場合は、「9.地下埋設物調査方法の選定フロー」（P.15）により物理探査等について、検討する。

[土木工事安全施工技術指針 第3章第1節 地下埋設物一般]

2. 事前確認

(1) 埋設物が予想される場所で施工するときは、施工に先立ち、台帳と照らし合わせて位置（平面・深さ）を確認した上で細心の注意のもとで試掘を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により、確認すること。

*4 埋設物責任者：現場の主任技術者又は監理技術者が兼任する。

9) 試掘の方法

受注者は、地下埋設物の位置が不確実と判断される箇所及び地下埋設物に近接したと想定又は判断される箇所では、人力による施工器具又は手掘りで試掘するなど、地下埋設物の損傷がないよう留意する。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第43 布掘り及びつぼ掘り]

1 施工者は、道路上において土木工事のために杭、矢板等を打設し、又は穿（せん）孔等を行う必要がある場合においては、学会その他で技術的に認められた方法及び基準に基づく探査によって確認した場合など、埋設物のないことがあらかじめ明確である場合を除き、埋設物の予想される位置を深さ2メートル程度まで試掘を行い、埋設物の存在が確認されたときは、布掘り又はつぼ掘りを行ってこれを露出させなければならない。

10) 近接施工時の施工管理

受注者は、埋設物に近接して掘削、埋戻し、路面復旧等を行う場合は、必要に応じて埋設物の防護・補強等について、あらかじめ埋設物管理者と協議し、埋設物の保安に必要な措置を講じる。

[土木工事安全施工技術指針 第3章第1節 地下埋設物一般]

4. 現場管理

(1) 掘削断面内に移設できない地下埋設物がある場合は、試掘段階から本体工事の埋戻し・路面復旧の段階までの間、適切に埋設物を防護し、維持管理すること。
(2) 埋戻し・路面復旧時には、地下埋設物の位置、内容等の留意事項を関係作業員に周知徹底すること。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第42 埋設物の事前確認 第3、4項]

3 発注者又は施工者は、試掘等によって埋設物を確認した場合においては、その位置（平面・深さ）や周辺地質の状況等の情報を埋設物の管理者等に報告しなければならない。この場合、深さについては、原則として標高によって表示しておくものとする。

4 施工者は、工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、必要に応じて専門家の立ち会いを求め埋設物に関する調査を再度行い、安全を確認した後に措置しなければならない。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第 46 火気]

- 1 施工者は、可燃性物質の輸送管等の埋設物の付近において、溶接機、切断機等火気を伴う機械器具を使用してはならない。
ただし、やむを得ない場合において、その埋設物の管理者と協議の上、周囲に可燃性ガス等の存在しないことを探知機等によって確認し、熱遮へい装置など埋設物に保安上必要な措置を講じたときにはこの限りではない。

[労働安全衛生規則 第 362 条 埋設物等による危険の防止]

- 2 明り掘削の作業により露出したガス導管の損壊により労働者に危険を及ぼすおそれのある場合の前項の措置は、つり防護、受け防護等による当該ガス導管についての防護を行ない、又は当該ガス導管を移設する等の措置でなければならない。
- 3 事業者は、前項のガス導管の防護の作業については、当該作業を指揮する者を指名して、その者の直接の指揮のもとに当該作業を行なわせなければならない

11) 地下埋設物調査結果の報告

受注者は、試掘調査（平面、深さ、周辺地質の状況等）の結果（埋設物のない場合も含む）を発注者へ報告する（P.8「6. チェックリスト（受注者用）」）。

12) 道路、河川区域外の地下埋設物

受注者は、道路又は河川区域外において地下埋設物に近接して作業を行う場合も、その土地所有者等に地下埋設物の有無について聞き取りの調査を行う等、事故防止に努める。

[土木工事安全施工技術指針 第 3 章第 1 節 地下埋設物一般]

1. 工事内容の把握

- (3) 掘削の規模、深さ、掘削位置と道路との相対的位置をよく把握し、掘削に伴って影響が及ぶおそれのある範囲については、前項と同様に調査を行い、埋設物の状況の概要把握に努めること。

[建設工事公衆災害防止対策要綱 第 45 近接位置の掘削]

- 1 施工者は、埋設物に近接して掘削を行う場合には、周囲の地盤のゆるみ、沈下等に十分注意するとともに、必要に応じて埋設物の補強、移設、掘削後の埋戻方法等について、発注者及びその埋設物の管理者とあらかじめ協議し、埋設物の保安に必要な措置を講じなければならない。

TOPICS

○浅層埋設による地下埋設物

平成 11 年 4 月から一部の管種の浅層埋設が可能となり、埋設物の位置が浅く埋設されている場合があるので注意が必要。

【浅層埋設関係通達（事務連絡）】 最終通達のみ記載
電線、水管、ガス管又は下水道管を道路の地下に設ける場合における埋設の深さ等について
（令和 4 年 9 月 21 日 国土交通省 道路局 事務連絡）

5. チェックリスト（発注者用）

業務名			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
受注者名			
設計段階における点検項目	担当者	課長又は班長	チェックの タイミング
	実施 年月日	実施 年月日	
1. 地下埋設物について、占用台帳（占用許可申請書、協議書）、道路又は河川の占用物件台帳（台帳図・管理図に占用物件を図示したもの）、占用システム等で事前確認を行っているか。	/ /	/ /	設計 決裁前
2. その結果に基づいて、埋設物がある場合は、履行条件明示事項に占用システムからの情報を記載し、「埋設物件確認書」を設計図書に添付する。また、必要に応じて現地確認したか。	/ /	/ /	設計 決裁時
3. 設計において影響する地下埋設物について、その管理者と移設、敷設替え、防護等の処置方法を協議しているか。	/ /	/ /	成果品 納品時
4. 調査及び協議結果が設計業務成果品に反映されているか、その内容を確認したか。	/ /	/ /	成果品 納品時

工事名			
工期	年 月 日 ~ 年 月 日		
受注者名			
工事発注段階における点検項目	担当者	課長又は班長	チェックの タイミング
	実施 年月日	実施 年月日	
5. 地下埋設物の存在を業務成果品等から確認しているか。	/ /	/ /	設計 決裁前
6. 受注者に対して、契約図書の図面等（設計業務委託等で作成した図面等）に地下埋設物の情報と施工上の注意点を明示しているか。	/ /	/ /	設計 決裁前
施工段階における点検項目	担当者	課長又は班長	チェックの タイミング
	実施 年月日	実施 年月日	
7. 受注者に対して、埋設物件の情報を提示しているか。	/ /	/ /	初回打 合せ時
8. 受注者が報告してきた内容を確認しているか。	/ /	/ /	試掘前
9. 受注者に対して、適正な位置を試掘させるため、試掘位置の決定に埋設物管理者への協力（必要に応じて立会）を求めたことを確認しているか。	/ /	/ /	試掘前
10. 試掘に立会して、受注者が地下埋設物の位置を不明確とした箇所及び近接していると想定又は判断した箇所は、人力による施工器具又は手掘りによる試掘をするよう指導し、埋設物の詳細な位置を確認しているか。	/ /	/ /	試掘前
11. 試掘結果を受注者から報告させて確認しているか。	/ /	/ /	試掘 直後

6 . チェックリスト (受注者用)

工 事 名			
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
受注者名			
	施工段階における点検項目	担当者	責任者
		実施 年月日	実施 年月日
1 .	発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。	/ /	/ /
2 .	地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について、施工計画書に明示しているか。	/ /	/ /
3 .	埋設物管理者及び監督員（必要に応じて河川又は道路管理者）に協力（必要に応じ立会）を求め、地下埋設物の確認を行っているか。	/ /	/ /
4 .	工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ペンキ等の目印をつけているか。	/ /	/ /
5 .	発注者へ確認結果を報告したか。	/ /	/ /
6 .	埋設物管理者及び監督員（及び必要に応じて河川又は道路管理者）に試掘の協力（必要に応じ立会）を求めているか。	/ /	/ /
7 .	埋設物管理者（立会を不要と判断した場合は立会を求めない）及び監督員（及び必要に応じて河川又は道路管理者）の立会のもとに試掘を行ったか。	/ /	/ /
8 .	試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。（範囲を変える。）（試掘範囲を拡大する。）	/ /	/ /
9 .	原則として、人力により試掘を行ったか。	/ /	/ /
10 .	埋設物の詳細な位置を確認したか。	/ /	/ /
11 .	発注者へ試掘結果を報告したか。	/ /	/ /
12 .	埋設物に近接して掘削、埋戻し、路面復旧等を行う場合は、必要に応じて埋設物の防・補強等について、あらかじめ埋設物管理者と協議し、埋設物の保安に必要な措置を講じているか。	/ /	/ /
13 .	河川又は道路管理区域外において、地下埋設物に近接して作業を行う場合も、その土地所有者等に地下埋設物の有無について、聞き取り等の調査を行っているか。	/ /	/ /

7 .様式 1

【別紙】

埋設物件確認書

工事（業務）名：
 施工箇所：
 受注者：
 担当者氏名：

確認結果 履行又は施工条件明示事項で「有り」の場合は、設計図書に添付する。

埋設物件	埋 設 物 管 理 者			確認欄	確認日	確認内容・内容聞き取り日
	部同課、支店名等	連絡先	担当者			
						埋設物件 （有り[土被り m]・無し） 埋設物件有りの時（試掘の必要 有り・無し） 試掘位置決定時（立会の必要 有り・無し） 試掘（立会の必要 有り・無し）
						埋設物件 （有り[土被り m]・無し） 埋設物件有りの時（試掘の必要 有り・無し） 試掘位置決定時（立会の必要 有り・無し） 試掘（立会の必要 有り・無し）
						埋設物件 （有り[土被り m]・無し） 埋設物件有りの時（試掘の必要 有り・無し） 試掘位置決定時（立会の必要 有り・無し） 試掘（立会の必要 有り・無し）
						埋設物件 （有り[土被り m]・無し） 埋設物件有りの時（試掘の必要 有り・無し） 試掘位置決定時（立会の必要 有り・無し） 試掘（立会の必要 有り・無し）
						埋設物件 （有り[土被り m]・無し） 埋設物件有りの時（試掘の必要 有り・無し） 試掘位置決定時（立会の必要 有り・無し） 試掘（立会の必要 有り・無し）

現地調査等により、新たな埋設物件を確認した場合は追記すること。

埋設物件確認書

工事（業務）名：
 施工箇所：
 受注者：
 担当者氏名：

記載例

確認結果

埋設物件	埋設物管理者			確認欄	確認日	確認内容・内容聞き取り日
	〇〇市長 部局課、支店名等	連絡先	担当者			
水道管	〇〇市長 上下水道部 水道工務課 維持担当	052-000-0000		署名 (苗字)		埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 埋設物件有りの時(試験の必要 有り・無し) 試験位置決定時(立会の必要 有り・無し) 試験(立会の必要 有り・無し)
下水道管	〇〇市長 上下水道部 下水道課	052-000-0000		署名 (苗字)		埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 埋設物件有りの時(試験の必要 有り・無し) 試験位置決定時(立会の必要 有り・無し) 試験(立会の必要 有り・無し)
電力線	中部電力パワーグリッド 株式会社	0120-000-000		署名 (苗字)		埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 埋設物件有りの時(試験の必要 有り・無し) 試験位置決定時(立会の必要 有り・無し) 試験(立会の必要 有り・無し)
通信線	中部電力パワーグリッド 株式会社	0120-000-000		署名 (苗字)		埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 埋設物件有りの時(試験の必要 有り・無し) 試験位置決定時(立会の必要 有り・無し) 試験(立会の必要 有り・無し)
通信線	NTT西日本	0120-000-000		署名 (苗字)		埋設物件 (有り[土被り m]・無し) 埋設物件有りの時(試験の必要 有り・無し) 試験位置決定時(立会の必要 有り・無し) 試験(立会の必要 有り・無し)

受注者（コンサルタンツ等）が記入。但し、維持工事系は発注者が占有システム等から記入

受注者（施工会社）が聞き取り及び確認し記入

現地調査等により、新たな埋設物件を確認した場合は追記すること。

8 地下埋設物調査における費用の積算及び調査方法の選定

地下埋設物の損傷事故は、設計段階、発注段階、施工準備段階での調査不足が重なることにより大きな問題として現れる。事故が発生すると少なからず社会的影響を及ぼし、場合によっては甚大な影響を及ぼしかねない。

そこで、道路工事等の設計・発注・施工の各段階において地下埋設物の調査を行うにあたり、その費用の積算及び調査方法の選定についてとりまとめた。

1 調査費用の積算

(1) 積算計上の原則

地下埋設物調査において実施される、事前調査（台帳等の照合、埋設物管理者への確認）、埋設物管理者との立会い、試掘調査、非破壊による地中探査についての積算上の考え方は以下を原則とする。

【設計業務委託】

項目	積算計上の考え方
現地踏査	既存資料の収集・確認とともに、目視による制水弁や量水器室等の確認については <u>現地踏査に含む</u> 。
埋設物管理者との立会い	原則発注者が行うものとするが、受注者が行う必要のある場合は、関係機関打合せ協議にて <u>別途計上する</u> 。
試掘調査	必要に応じ、 <u>別途計上する</u> 。
非破壊による地中探査	必要に応じ、 <u>別途計上する</u> 。

【工事】

項目	積算計上の考え方
事前調査	準備費として共通仮設費率に含まれるため <u>別途計上しない</u> 。
埋設物管理者との立会い	準備費として共通仮設費率に含まれるため <u>別途計上しない</u> 。
試掘調査	準備費として共通仮設費に <u>積上げ計上する</u> 。 ただし、交通誘導警備員は、 <u>直接工事費に積上げ計上する</u> 。
非破壊による地中探査	技術管理費として共通仮設費に <u>積上げ計上する</u> 。 ただし、交通誘導警備員は、 <u>直接工事費に積上げ計上する</u> 。

(2) 試掘調査の基準

試掘調査の必要性については、事前調査の結果及び埋設物管理者との立会い結果に基づき、次表を参考に判断する。ただし、埋設物管理者が不要と判断した場合でも発注者が必要と判断する場合は、試掘調査を実施することができる。

試掘の必要性	条件（下記条件のいずれかが該当する場合）
有り	<ul style="list-style-type: none">・埋設位置が不明な場合・埋設物管理者が必要と判断した場合・管理者不明の埋設物がある場合
無し	<ul style="list-style-type: none">・埋設位置が明らかで埋設物管理者が不要と判断した場合・埋設物がないことが明らかな場合

(3) 試掘調査の実施方法

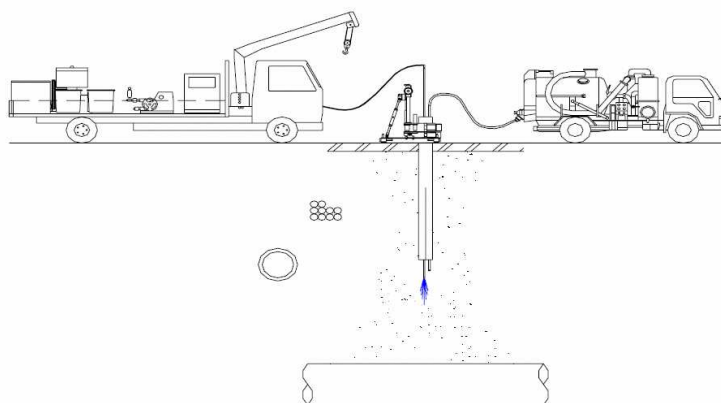
原則、人力掘削により試掘を行う。なお、土砂の人力掘削については、土木工事標準基準書「第 編第 1 章土工 土工 3 - 1 掘削の『現場制約あり』及び 作業土工 - 1 床掘工 3 - 1 床掘りの『現場制約あり』」を適用する。

ただし、現場条件や埋設状況等により、埋設物損傷の危険性のない他の工法が適すると判断できる場合はこの限りでない。

例) ボーリング探査法

ウォーターホールズ：想定埋設位置において、ジェット水を先端から噴出する深針ロッドを人力、あるいは油圧フィードにより建て込んで埋設位置を探る。ジェット水による水力切削と吸引装置による掘削を繰り返してコアチューブを埋設管埋設物まで建て込み、目視あるいは CCD カメラにより埋設物を確認する。また、コアチューブに代えプラスチッククラウンを使用することで埋設物の損傷軽減が期待できる。

一般的な施工条件による調査適用深度は GL-15m 未満。



(参考：NPO 法人マイクロサンプリング調査会，テクノ・ウォーターホールズ)

2 調査方法の選定

試掘調査を実施するにあたり、台帳等と現地状況が異なるなど埋設位置が不明確で試掘箇所を確定できない場合は、以下を参考に非破壊による地中探査を行い、試掘位置を決定する。

(1) 調査方法の種類

埋設物調査はその対象物及び深度により各種の探査法が適用されており、適切な探査法を選定することが重要となる。その代表的手法に地中レーダー探査、磁気探査、表面波探査などがある。

地中レーダー探査法は、電磁波をアンテナから地中に向けて発信し、地中での電磁波の反射・屈折・透過などの物理的現象を利用して地下構造物や埋設物を探査する。アンテナを地表面に沿って移動させて連続的な垂直断面図を作成する。土質によるが深度約2 mまでの探査可能。

磁気探査は、地球磁場内で鉄類が磁化して鉄類の周囲に微弱な磁気異常が生じる性質を利用し、磁気変化をセンサーで測定し、その磁気異常から地下構造を解析する。磁気センサーを地表面と水平にして測定する水平探査及びボーリング孔で測定する垂直探査があり、金属のみが反応する。

表面波探査は、地上に置いた起振機等で振動を与え、周波数の異なる表面波を発生させ、センサーに振動の波が到達するまでの時間を計測、コンピュータ解析処理を使って地中を解析する。埋設物が硬いほど到達時間が早くなることから埋設物の性状の見当をつけることができる。深度が10m位まで探査可能。

(2) 新技術・新工法の活用

標準的な探査方法の計測データの解析分野における、有用と思われる新技術・新工法、NETISについても比較検討を行い適用することができる。

【新技術・新工法】

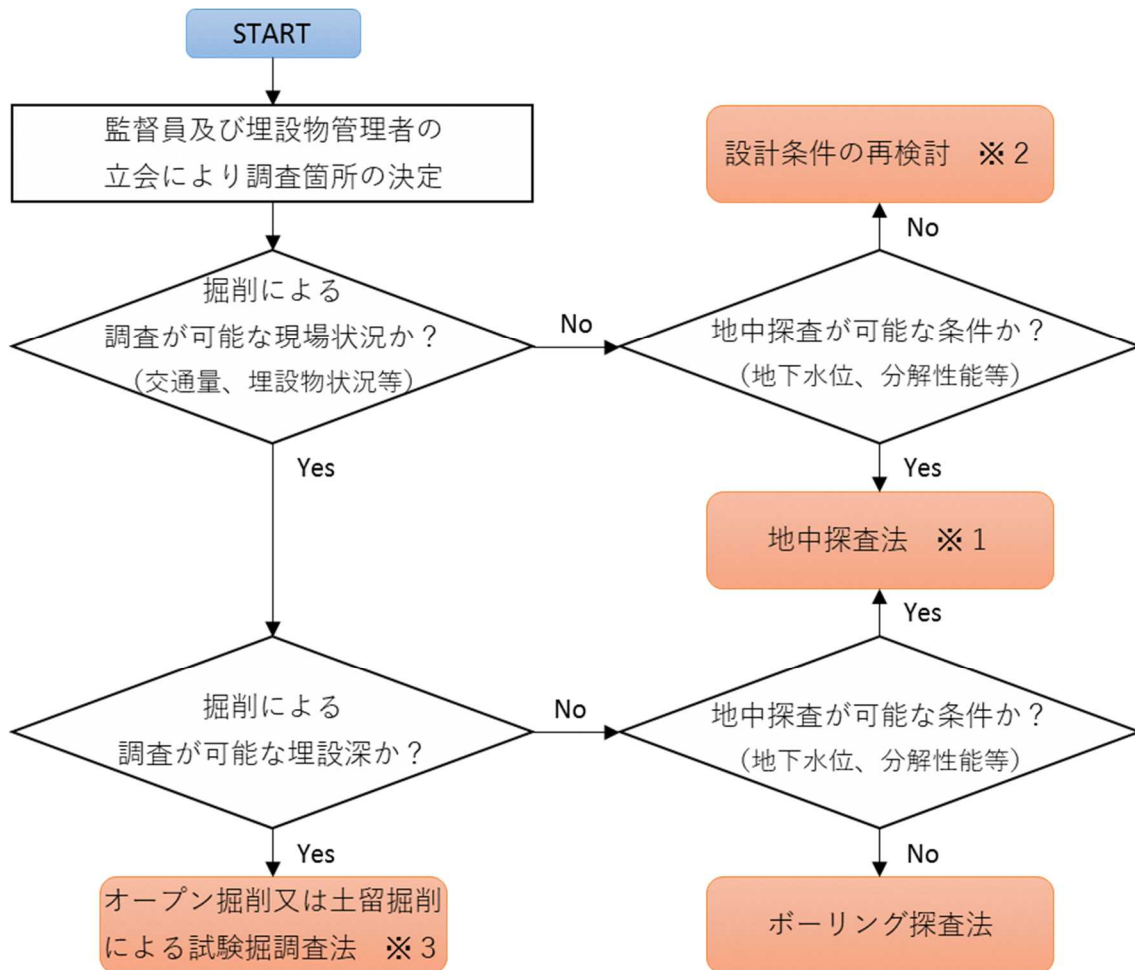
(令和4年7月現在)

登録番号	技術名称
技術概要	
1663	埋設管マッピングシステムによる地中埋設管路の面的調査
地中レーダ技術を用いて掘削対象区域を面的に非破壊で探査し、埋設管や残置管の3次元位置を連続的に地図上に表示するものです。従来は、ハンディ型地中レーダ機器(従来型シングルアンテナ)で代表断面における横断探査を行い、断片的な情報から平面・縦断方向の埋設管の線形を判断(推定)していた。既存の埋設管の線形(平面・縦断・横断)把握に適用できます。	

登録番号	技術名称
技術概要	
KT-220059-A	ハイパー・スタッキング機能を有したデジタル型の地中レーダアンテナ 1パルス512ポイントでデータを取得し、同時にスタッキング処理を行うことにより、データ品質を向上させた地中レーダアンテナです。
KK-200007-A	管路線形計測システム(Pipe Positioning System) 埋設管等探査において管路内を画像センサを装着した測定器を牽引して管路形状・位置を計測する技術であり、従来技術は地中レーダーによる地下埋設物探査を利用していた。本技術の活用により、経済性、安全性、品質、施工性向上、周辺環境への影響抑制が期待できる。
KT-180111-A	地上・地下インフラ3Dマップ 多配列地中レーダー技術と点群レーザー測量を用いたインフラ3D管理システムで、従来はシングルアンテナ型地中レーダー探査とTSによる地上測量を個別に管理で対応していた。本技術の活用により、設計の作業が軽減するため、経済性の向上が図れる。
KT-180017-A	RTK-GNSS連動型高精度ポジショニング地中レーダ探査システム RTK-GNSS連動型高精度ポジショニング地中レーダ探査システムである。従来は、レーダ測定実施前に測線測量を必要とする地中レーダ探査で対応していた。本技術の活用により、測定位置を高精度・自動的に取得できるため品質・施工性・経済性の向上が図れます。
KT-180015-A	トータルステーション連動型高精度ポジショニング地中レーダ探査システム トータルステーション連動型高精度ポジショニング地中レーダ探査システムである。従来はレーダ測定実施前に測線測量を別途実施することで対応していた。本技術の活用により、測定位置を高精度かつ自動で取得できるため品質・施工性・経済性の向上が図れます。
KT-180010-A	路面下探査システム(ロードエスパー3D) 道路、橋梁等の路面下調査にグランドカップル型アレイアンテナを用いた技術で、従来はエアカップル型アレイアンテナで対応していた。本技術の活用により探査深度と分解能が向上し調査の品質向上が図れる。
KT-170089-A	ロードビジュアライザー(車載型路面下空洞調査システム) 車載型地中レーダアンテナを使用し路面下空洞や埋設物を調べる技術である。従来はアンテナ搭載の車両を牽引する牽引型路面下空洞探査システムを使用していた。本技術の活用により高精度・高速・安全な調査が可能となり、品質・施工性・安全性向上が図れます。
KT-170087-A	GMS3(三次元地中レーダ探査モバイルマッピングシステム) GMS3(三次元地中レーダ探査モバイルマッピングシステム)で、従来技術は、牽引型地中レーダ探査システムで対応していた。本技術の活用により、地下と地上のデータを一元管理でき、データの位置精度向上など品質向上、工程短縮、経済性向上が期待できる。
KT-170067-A	符号化多チャンネル地中レーダーシステム 道路面下の埋設管や空洞などを探査する自動車牽引式の符号化多チャンネル地中レーダーシステムで、従来は、車輛搭載型地中レーダー(多チャンネル)で対応していた。本技術の活用により、一般車両と共に通常走行状態での測定が可能となるため施工性の向上が図れる。

9 . 地下埋設物調査方法の選定フロー

試掘及び探査等の実施にあたっては、埋設物管理者との協議の中で、その種類、規格などからその重要性を把握し、現場の特性や費用対効果等を十分に検討したうえで実施の判断を行うこと。



- 1 地中探査法の選定には、「10.参考資料【埋設物の調査方法とその適用性】」(P.16)及び「11.参考資料【物理探査手法例とその特徴】」(P.17)を参考とする。
- 2 地中探査法で埋設管位置が特定できない場合は、必要に応じ設計内容の見直しを検討する。
- 3 埋設管位置が特定できた場合でも、埋設管が確認できるまで人力掘削とする。


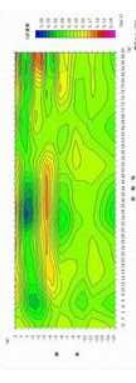
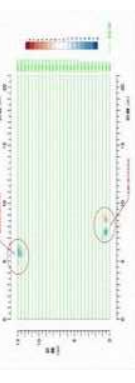
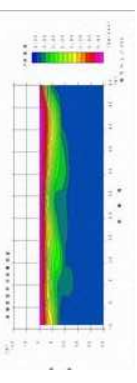
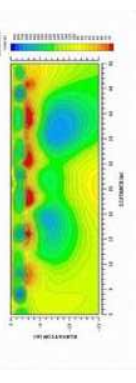
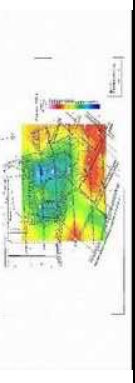
10. 参考資料【埋設物の調査方法とその適用性】

地下埋設物の調査方法としては、一般的には掘削での試掘調査を採用しているが、現場状況や埋設物の位置等によっては、他の適切な調査方法を選定することが重要になる。その代表的な調査方法とその適用性について下表に示す。

分類	調査方法	調査方法の概要	調査方法の適用	評価
ボーリング調査法	ウォーターホールズ	想定埋設位置において、ジェット水を先端から噴出する探針ロッドを油圧フィードにより建て込んで大略の埋設位置を探る。その後、ジェット水による水力掘削と吸引装置による掘削を繰返して、コアチューブを埋設物まで建て込み、目視あるいは CCD カメラにより探査対象を確認する。 また、コアチューブに代えプラスチッククラウンを使用することで埋設物の損傷軽減が期待できる。	一般的な施工条件による調査適用深度は、GL-15m 未満で適用する。コアチューブ内部から埋設物や支障物を目視あるいは CCD カメラにより確認できる。掘削手法が、水力切削とバキューム吸引で行うことと、掘削作業の進捗に従ってコアチューブを圧入する方法であるため埋設物損傷の危険性が無い探査方法である。ただし、設備が大掛かりとなり経済性に劣る。	○
地中探査法	電気探査 (高密度電気探査)	地中部に直線上の側線を設け、一定間隔に電極を設置し、電流を流すとともに電位差を測定し、解析を行って地中の比抵抗(土層の電気的特性)分布を出力し空洞等を判定する。	探査深度 5~20m程度の比較的大規模な空洞等を対象とした調査に適用する。	×
	表面波探査	地表面を打撃し、地中の表面波速度(S波と同等)を計測し、S波速度値を解析し求める。	探査深度は、15m程度であるが、分解能が1m以上と小規模な空洞・埋設物には適さない。	×
	電磁探査 (地中レーダー探査)	地表面において電磁波アンテナを走行させ、地中の物体からの反射波を検出してその位置を判定する。	主に探査深度は地表部より2m程度であるが、新技術により10m程度まで探査深度を向上させている。舗装面下の空洞及び埋設管調査に適用される。	○

(参考：水戸市：地下埋設物調査の作業フローマニュアル)

11. 参考資料【物理探査手法例とその特徴】

調査種別	得られた定数とその利用法	騒音・振動	長所	短所	経済性	探査結果例
レーダ探査	定数 反射波 利用法 浅い深度の空洞や埋設管および埋設物の把握	なし	パルス： 平坦地では1km以上の探査が可能である。 深度約2mまで高分解能で把握ができる。 チャープ： 探査深度がパルスレートの1.5~2倍	パルス： 深度約2m以上の探査が困難 小口径の塩ビ管等の把握が困難 チャープ： 浅い深度帯域でやや精度が落ちる場合がある。	○	
高密度表面波探査	定数 利用法 表面波 (V_R) = 横波 (V_S)に類似 横波速度 (V_S)の把握、 N 値の推定、簡易液状化判定の指標	地盤を大ハンマーで叩く音	表面波速度から N 値に換えて、 N 値などの断面強度表示が可能となる。 S 波速度に類似しているため硬軟層の把握ができる。	概ね5~10m程度の探査であるが、埋設物など細かいものを把握することができない。 詳細な土質判定が難しい。		
水平磁気探査	定数 利用法 磁束密度 (μT) 浅層部の不発弾や金属物の把握	なし	平坦地では1km以上の探査が可能である。 鉄反応が顕著に出る。	鉄物にしか反応しない。 探査深度が1m程度と浅い。	○	
弾性波探査	定数 利用法 縦波速度 (V_P) ボーリングデータと合わせて地盤構造の面的把握、基礎深度の把握 見掛け抵抗 ()	地盤を大ハンマーで叩く音または火薬による爆発音	盛土や地山の強度や区分が明瞭に把握できる。	軟弱地盤を含め土砂層の細かい区分けが難しい。 調査費がやや高い。 交通ノイズの影響を受ける。	×	
電気探査	定数 利用法 見掛け抵抗 () ボーリングデータと合わせて地盤構造の面的把握	なし	帯水層の分布が把握でき る。 地盤中の断層や破砕帯が把握できる。	地下埋設物の影響を受けやすい。 詳細な土質判定ができない。 金属構造物の影響を受ける。	×	
EM探査	定数 利用法 伝導率 (S/m) 埋め立て廃棄物や埋設管等の面的把握	なし	非破壊のため地表面の影響を受けない。	電磁ノイズのほかフェンスやカールドレール等の金属構造物の影響を受ける。	○	

6 - 11 建設業法に基づく施工体制等に関する資料 (地方整備局作成パンフレット)

(令和5年1月現在)

地方整備局	パンフレット名称・URL	備考
関東 地方整備局	「建設工事の適正な施工を確保するための建設業法(令和5年1月改訂版)」 https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000699485.pdf	
北陸 地方整備局	「建設業者のための建設業法(令和4年1月改訂版)」 http:// http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/kyoka/220131_orange_book.pdf	
中部 地方整備局	「建設業法に基づく適正な施工の確保に向けて(令和5年1月改訂版)」 https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/info/qa/qa.htm	
近畿 地方整備局	「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者(令和5年1月改訂版)」 https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetugyo/pdf/all-data_R0501.pdf	

上記以外の地方整備局は省略